

びわこ学院大学

平成 29 年度
自 己 点 検 評 価 報 告 書

平成 30 (2018) 年 3 月
びわこ学院大学

びわこ学院大学

目 次

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等	1
II. 沿革と現況	2
III. 評価機構が定める基準に基づく自己評価	5
基準 1. 使命・目的等【領域:使命・目的、教育目的】	5
基準 2. 学生	15
【領域:学生の受入れ、学生の支援、学修環境、学生の意見等への対応】	
基準 3. 教育課程【領域:卒業認定、教育課程、学修成果】.....	35
基準 4. 教員・職員【領域:教学マネジメント、教員・職員配置、研修、研究支援】	43
基準 5. 経営・管理と財務	54
【領域:経営の規律、理事会、管理運営、財政基盤と収支、会計】	
基準 6. 内部質保証【領域:組織体制、自己点検、評価、PDCA】.....	65
IV. 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価	
基準A 教育と福祉の統合・融合	68
基準B 地域連携・貢献	70
基準C 実践力・人間力	77
V. 特記事項	80

I. 建学の精神・大学の基本理念、使命・目的、大学の個性・特色等

1 建学の精神と大学の教育理念

びわこ学院大学（以下「本学」という。）は、滋賀文化短期大学の人間福祉学科児童福祉専攻を母体にして、平成 21（2009）年 4 月に四年制の高等教育機関として発展的に創設された。本学は、学校法人滋賀学園の創始者 森 はな が 80 余年にわたり実践してきた地域への貢献を建学の精神としており、地域社会に主体的に関わり、持続的発展に貢献しようとする意欲ある人材の育成を目指している。また、本学唯一の学問領域「教育福祉学部」においては、福祉の心をもつ教育・指導者の養成を教育理念として、人間学をベースに学理と実践を統合するための柔軟な教育課程を編成している。

本学の建学精神と教育理念は、学校法人滋賀学園寄附行為及びびわこ学院大学学則に次のように謳っている。

○学校法人滋賀学園寄附行為

【資料 F-1】より

第 3 条 この法人は、教育基本法ならびに学校教育法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育および保育を行い、個性ゆたかな人材を育成することを目的とする。

○びわこ学院大学学則

【資料 F-3】より

第 1 条 本学は、教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。

2 教育福祉学部子ども学科は、子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする。

3 教育福祉学部スポーツ教育学科は、スポーツ教育に関わる広範な知識・技術を教授研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成を目的とする。

2 本学の使命・目標

滋賀県では高等教育機関が南部や東北部に集中し、中部地域での大学の空白時期が長年続いた。当地域における行政機関や経済界、教育関係者にとっては、大学の立地は積年の悲願であった。

学校法人八日市女子学園（現学校法人滋賀学園）は、こうした地域事情を背景として、各方面から寄せられた高等教育機関への篤い思いに応え、平成 2（1990）年に「滋賀文化短期大学（生活文化学科）」を開学した。その後、平成 6（1994）年にはいよいよ現実になってきた少子高齢化社会を見据えた地域福祉の第一線を担う人材養成に向けて「人間福祉学科」を開設し、実務を重視した教学を実践しており、開学以来、2,500 人余の職業人を輩出し、その多くは、市内もしくは県域に職場を得てきた。

本学はこうした短期大学での福祉教育の実績を基盤に、少子化社会における乳幼児や就学児の健やかな成長に携わる深い人間愛と福祉の心を身につけた教育者と地域スポーツ教育に携わる実践的知識と技術力を備えた人材の育成を教育目的としている。

3 大学の個性・特色

今日の教育現場においては、子どもの学習意欲の低下や心身に障がいをもつ児童の増加、跡を絶たない陰湿ないじめなど、一朝一夕には解決しえないさまざまな課題が輻輳している。こうした状況を克服するためには学校、家庭そして地域社会が有機的に連携、協調しながら総合力を発揮していかなければならない。また、教育者には確かな教育力はもとより、学校問題への適応力や地域社会の構成員としてのパートナーシップなど、地域に根差したより幅広い教育実践活動が求められている。

こうした観点から、教育福祉学部では、学校法人滋賀学園が経営する滋賀学園中学・高等学校及び附属こども園『あっぷる』での教育実習を通して学びの意義を自得する一方、障がい者、高齢者の介護施設での実務体験や、地域社会でのボランティア活動などを教学に取り入れ、福祉マインドの涵養と社会人としての良識、実践力の修得に努めているところである。

このため、教育と福祉の学修形態の緩やかな融合を重視した学際的で柔軟な教育課程を編成しており、このことは、本学の教育目的であり、特色といえる。

また、県内には小学校教諭・特別支援学校教諭の教員養成課程を擁する四年制大学は、国立の滋賀大学の教育学部のみで、進学志望者や教育関係者の教育需要に十分に答えきれていない状況にある。私学ならではの特性や持ち味を生かした創造的な教育システムや教育手法の実践に関係者から期待が寄せられている。

本学のシンボルマークは、次のコンセプトにより作成している。



びわこ学院大学の頭文字「B」と琵琶湖の波がモチーフ。カラーは滋賀県と本学の象徴である琵琶湖を表す「青」と、スクールカラーである「紺」を用い、ダイナミックな動きを見せる波形のデザインによって、大学とそこに集う学生たちのたゆまぬ成長と邁進、発展をイメージ。また、全体の形は膨らみかけている蕾を象形しており、青、紺のカラーは、大学と学生たちの知性を表現し、学生たちの知性の蕾が、今まさに大きく花開こうとしている姿、そして、蕾のなかに子どもたちを包みこむ優しさに満ちた人間形成を表現している。

II. 沿革と現況

1 本学の沿革

本学の設置者である「学校法人滋賀学園」は、昭和 8 (1933) 年に八日市市（現東近江市）浜野町に開設された「和服裁縫研究所」をはじめりとしている。創始者 森 はな は、日本の美風を身につけた婦女子の育成を教育理念として、地域の子弟教育に限りない情熱を注ぎ、これまで多数の善良な家庭人を育てるとともに、隣人や地域社会と連携して社会発展に献身的に取り組む有為な人材を世に輩出してきた。

こうした地道な教育活動は、次第に衆目を集めるところとなり、昭和 30 (1955) 年に「八日市和洋女子専門学院」を、昭和 51 (1976) 年には専修学校「八日市女子専門学校」並びに「八日市高等女子専門学校」を、昭和 59 (1984) 年には「八日市女子高等学校」を開校し、教育機関としての地歩を固め、平成 2 (1990) 年には八日市市布施町で専門学校を母体とした「滋賀文化短期大学（生活文化学科）」を開学するに至った。

本短期大学は、建学の精神に沿って女性の社会活動に必要な知識と技能を育成する「生活文化学科」の単一学科でスタートした。その後、福祉分野での人材需要に応えるため、平成 6 (1994) 年に「人間福祉学科（介護福祉専攻・人間福祉専攻）」を開設し、介護福祉士や社会福祉士など市民福祉の第一線で活躍する人材を養成してきた。さらに、平成 9 (1997) 年には男女共学制に移行するとともに、平成 10 (1998) 年には本学科に「児童福祉専攻」を加え、保育士の養成にも力を注いできた。

このような地域に根差した実務者養成の教育実績が評価されるようになり、より高度な専門的知識と技術力の修得に対する受験生や地域社会からの要請もあって、平成 21 (2009) 年に教育福祉学部子ども学科（1 学部 1 学科）の四年制単科大学として、「びわこ学院大学」が発展的に創設された。さら

に、学年進行を終えた平成 26（2014）年度において、スポーツ教育に係わる広範な知識・技術を教育研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成を目的として、「スポーツ教育学科（入学定員 40 名）」を開設した。

なお、大学名には、本学が地域と共生し、地域の発展に貢献する人材育成を目標とする高等教育機関として、滋賀の風土・文化、自然、産業などを教育実践のフィールドとしていることに鑑み、これを象徴する「琵琶湖（びわこ）」を冠したところである。

○ 学園全体の年表を掲げ、沿革を示す。

昭和 08	(1933)年	01 月	創始者 森 はな 和服裁縫研究所 開設
昭和 30	(1955)年	11 月	八日市和洋女子専門学院 開設
昭和 42	(1967)年	04 月	校名を八日市女子学園に改称
昭和 44	(1969)年	10 月	準学校法人八日市女子学園 設立 初代理事長に 森 はな 就任
昭和 51	(1976)年	04 月	専修学校として認可を受け、校名を高等課程 八日市高等女子 専門学校 専門課程 八日市女子専門学校に改称
昭和 58	(1983)年	11 月	学校法人八日市女子学園 設立
昭和 59	(1984)年	04 月	八日市女子高等学校 被服科 開校
昭和 62	(1987)年	04 月	八日市女子高等学校 教養科 開設
平成 元	(1989)年	12 月	滋賀文化短期大学設置認可を受ける
平成 02	(1990)年	04 月	滋賀文化短期大学 生活文化学科 開学
平成 02	(1990)年	04 月	八日市女子高等学校 普通科 開設
平成 06	(1994)年	04 月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 介護福祉専攻 人間福祉学科 人間福祉専攻 開設
平成 08	(1996)年	04 月	第 2 代理事長に森 美和子 就任
平成 08	(1996)年	04 月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 人間福祉専攻の入学定員 増
平成 09	(1997)年	04 月	法人名を学校法人滋賀学園に改称
平成 09	(1997)年	04 月	滋賀文化短期大学男女共学制を開始
平成 09	(1997)年	04 月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 介護福祉専攻の入学定員 増
平成 10	(1998)年	04 月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 児童福祉専攻 開設
平成 10	(1998)年	04 月	滋賀文化短期大学 生活文化学科の入学定員 減
平成 11	(1999)年	04 月	八日市女子高等学校を男女共学制とし、校名を滋賀学園高等学校 に改称
平成 13	(2001)年	12 月	滋賀文化短期大学 図書館棟 竣工
平成 15	(2003)年	04 月	滋賀学園中学校 開校
平成 19	(2007)年	04 月	滋賀文化短期大学 人間福祉学科 児童福祉専攻の入学定員 増 生活文化学科及び人間福祉学科 人間福祉専攻の入学定員 減
平成 21	(2009)年	04 月	びわこ学院大学 教育福祉学部 子ども学科 開学
平成 21	(2009)年	04 月	滋賀文化短期大学をびわこ学院大学短期大学部に改組 ライフデザイン学科 開設
平成 25	(2013)年	04 月	びわこ学院大学附属こども園「あっぷる」 開園
平成 26	(2014)年	04 月	びわこ学院大学 教育福祉学部 スポーツ教育学科 開設

2 本学の現況

・大学名 びわこ学院大学

・所在地 滋賀県東近江市布施町 29 番地

・学部の構成

学 部 名	学 科 名	コ ー ス
教育福祉学部	子ども学科	子ども教育コース
		子ども福祉コース
	スポーツ教育学科	—

・学生数、教員数、職員数 <平成 29 (2017) 年 5 月 1 日現在>

学生数 (入学定員 120、編入学定員 15、収容定員 410) (人)

年	子ども学科	スポーツ教育学科	計
1 年生	76	42	118
2 年生	80	40	120
3 年生	68	23	91
4 年生	74	18	92
計	298	123	421

教員数 (人)

学部名	学 科 名	教授		准教授		講師		助教		合計	
		男	女	男	女	男	女	男	女	男	女
教育福祉学部	子ども学科	6	1	2	3	2	2	0	0	10	6
	スポーツ教育学科	6	0	1	0	1	1	0	0	8	1
	計	13		6		6		0		25	

職員数 (人)

区分	正職員		嘱託		非常勤		合計	
	男	女	男	女	男	女	男	女
人数	12	3	0	0	7	8	19	11
計	15		0		15		30	

短期大学部と共通

Ⅲ. 評価機構が定める基準に基づく自己評価

基準1 使命・目的等(領域:使命・目的、教育目的)

1-1 使命・目的及び教育目的の設定

- 1-1-① 意味・内容の具体性と明確性
- 1-1-② 簡潔な文章化
- 1-1-③ 個性・特色の明示
- 1-1-④ 変化への対応

(1)1-1 の自己判定

基準項目 1-1 を満たしている。

(2)1-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-1-① 意味・内容の具体性と明確性

【事実の説明】

ア 使命・目的

本学は、設置母体である学校法人滋賀学園の創始者 森 はな が 80 余年にわたり一貫して掲げてきた『地域に貢献する人材の育成』を建学の精神としている。

このような観点に立って、本学学則の第 1 条（目的）において「本学は教育基本法に基づき、学校教育法の定める大学として広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。」と明記している。【資料 1-1-1】

こうした学部目的を基本方針として、子ども学科では「子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成」を、また、スポーツ教育学科では「スポーツ教育に係わる広範な知識・技術を教育研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成」をそれぞれの学科目的としている。【資料 1-1-1】

いずれにおいても“地域社会の持続的発展に主体的に貢献する有為な人材育成”が、大学の教育目的・使命として具体的かつ明確に位置付けられている。

イ 教育研究目的

現代社会においては、ヒトから人間への発達を支援する教育、さらに、それを社会的にサポートするシステムが求められており、子どもを総合的に研究する「子ども学」の構築が急がれる。

21 世紀を生き抜く子ども達や社会、とりわけ地域社会にとって、高等教育機関に期待することは、教育学や保育学、福祉学といった特定の職域で求められる専門的知識や技術の修得に加えて、経済学、法学などの社会科学系の知識や比較文化、哲学などの人文学系の知識の修学とこれら知見の応用力である。

未来社会を託す子どもたちの自立心を育むには、一人ひとりの人格と個性が尊重されるなかで、不断の向上心と円満な人間性を自得する生育環境や活動空間の存在が必須であり、家庭、学校及び地域社会が連携しながら、自らの役割と使命をしっかりと果たしていかなければならない。

こうした認識のもとに、本学が目指す「子ども学」は、乳幼児から児童期の子どもの心身の成長・発達を連続したプロセスとして捉え、かつ、折々の時代の社会思潮やしくみといった文化的社会環境も成長過程に密接に係わることから、教育学・保育学・福祉学を基軸（ベース）としな

がら、社会科学や人文学系の学際的学問領域も教育活動に採り入れた未来志向の子ども学の構築である。

具体的には、乳幼児や児童期での一人ひとりの心と身体の微妙な変化に素早く気づき、分析する。あるいは予見して適時・適切に指導やケアができる総合的な措置能力である。また、子どもの成長過程では家庭・コミュニティ環境を含めた教育、保育・福祉活動などが重視されることから、子育て支援や教育福祉面での学校、家庭、行政、企業、NPO等の効果的な連携方策やコミュニケーションのあり方、マンパワーの確保等についての実践的な研究を行う。

一方、「子ども学」を中心としたこれまでの教育研究を通して、子どもたちが直面している環境の問題性として、インターネットやゲームなどのバーチャルな次元の拡大が指摘されてきた。また、近年はコミュニケーションの破局により対人関係が貧しくなり、直接的な社会体験の不足と身体的な知の低下が確認されている。

こうした子どもたちを取り巻く新たな潮流に対処するため、子ども学の経験を踏まえ、スポーツ教育学を教育研究する「スポーツ教育学科」を設けることにより、実体験や身体的な知の意味を教育していくこととした。

スポーツ教育では、これまでの個人の身体能力や健康という視点からの議論が主流であったが、これに加えて地域社会という立場からのアプローチを導入している。これは、建学以来の地域密着の理念に沿った取り組みであり、グローバルな世界を見据えつつ、むしろ地域との関係性において、スポーツの果たす役割を根本に据えたものである。

【自己評価】

本学の使命、教育目的は、建学の精神『地域に貢献する人材の育成』を基本理念として定めており、その内容は学則に具体的かつ明確に記載している。また、これらの基本的事項は大学の公式ホームページや大学案内、学生ハンドブックなどにおいて適宜公表している。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-1-1】びわこ学院大学学則第 1 条 (学校法人滋賀学園規程集 2-11) 【資料 F-3】より

1-1-② 簡潔な文章化

【事実の説明】

本学の使命・目的及び教育目的については、1-1-①イ「教育研究目的」で記述したとおりであるが、これらの内容を学生が正しく理解することは勿論のこと、日常的に自覚し、主体的に行動することが重要であることから、各年度の学生ハンドブックの前書き部分において、より簡潔なわかり易い文章で次のように掲載している。

びわこ学院大学の基本理念と教育目的には、「地域に貢献できる人材育成」を建学の精神として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学術を教授研究し、幅広く高度な学識を身につけた有為な人材を育成し、もって社会の発展と学術・文化の向上に寄与することを目的とする。」と明記している。【資料 1-1-2】

【自己評価】

「寄附行為」「大学学則」「学生ハンドブック」等に明示されている大学の使命や教育目的は明確かつ簡潔に記載されている。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-1-2】基本理念と教育目的 [2017 学生ハンドブック (p.4)] 【資料 F-5】より

1-1の改善・向上方策(将来計画)

教育目標については、内容の具体性と明確性、簡潔な文章化を確保・維持しつつ、大学を取り巻く環境の変化に敏感に対応することが肝要である。具体的には少子化に伴う大学淘汰、グローバル化がもたらす社会環境の変化、さらにはそれらを背景とする高等教育機関への期待感など、地域社会や受験生が大学に求める存在意義は時代変革を背景に大きな転換期にある。

こうした観点から、大学の教育目的をより具体的に実践するため、子ども学科の教育課程について適宜見直しを行う一方、平成 26 (2014) 年度において、社会の人材需要に呼応して新学科「スポーツ教育学科」を開設した。

今後は、このスポーツ教育学科を充実するとともに、新たな教育課程を模索する。

1-1-③ 個性・特色の明示

【事実の説明】

本学の建学理念『地域に貢献する人材の育成』は、地域が必要とする職能人のニーズに応えることにある。本学が位置する滋賀県東部地域は総じて人口減少が進みつつあり、とりわけ、少子化の進展と高齢者の増加は年々顕著になっている。【資料 1-1-3】

本学が目指す福祉の素養と深い教養を身に付けた教諭・保育士や地域スポーツなどをサポートする人材を養成することは、地域の人的需要に沿ったものといえる。

本学は、教育福祉学部子ども学科の単一の学部・学科からスタートしたが、今日、子どもの発達段階において、コミュニケーション能力や対人関係の形成など、いわば、身体的な体験や知の見直しが喫緊の課題となっていることから、平成 26 (2014) 年度において、身近な地域社会を舞台にスポーツの実体験を通して心身の成長・発達を支援する「スポーツ教育学科」を開設した。

子ども学科では、ヒトが誕生から人間として成長していく過程をサポートし、一人ひとりの子どもの個性を引き出して、自立・発展させる指導力を身につけた教育者・保育者の育成を行っている。また、スポーツ教育学科では、スポーツ教育に関わる広範な知識・技術を教授研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関する高度な専門性の修得を基本としながら、今日教育現場で生じている“いじめ・不登校・引きこもり”などさまざまな事象への対応や保護者との有効なコミュニケーションの形成、教育への情熱と倫理観で困難に立ち向かう心身ともにたくましい人材の養成を目指している。

これらの教育課程においては、「教育」と「福祉」をそれぞれ別の学問領域として位置付けるのではなく、双方を融合させた新しい学びの体系として構成している。学部の基幹科目として、[表 1-2-1] のとおり「教育福祉学」「子ども教育学概論」「子ども福祉学概論」などが開講されており、福祉のこころを身に付けた教育者・保育者の養成を目指して、学生が主体的に履修できるように配慮している。【資料 1-1-4】

本学の教育課程の編成は、“テキストは人間 フィールドは地域社会” を基本ベースとしており、個性・特色といえるものである。

本学は、一学部からなる単科大学であることから、学部・学科での教育目標の達成が本学の教育目的を実現する、いわば表裏一体の関係にある。

【自己評価】

本学では、教育と福祉のそれぞれの学問領域を融合させ、全人格的な指導者の育成を志向しており、こうした教育理念は教学上に反映され、本学の個性・特色となっている。また、それらの内容は、印刷物等の媒体を通して明示しており、学内外への周知に努めている。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-1-3】平成 29(2017) 年度 滋賀県中部地域の人口動態と構成

【資料 1-1-4】 2017 シラバス

【資料 F-5】 より

[表 1-2-1] 教育福祉学部の基幹科目群

【資料 F-5】 より抜粋

子ども学科		スポーツ教育学科	
・教育福祉学	・子ども福祉学概論	・教育福祉学	・スポーツ教育学
・人間福祉概論	・子ども教育学概論	・福祉学概論	・地域スポーツ計画論
・子ども学総論	・子ども学総合演習	・教育学概論	・地域スポーツ実践論

1-1-④ 変化への対応

【事実の説明】

本学では、定例的に開催される「自己点検・評価委員会」及び「FD委員会」と同委員会主催による「FD/S D研修会」などにおいて、大学を取り巻くさまざまな変化や学生、保護者からの要望などについて広く議論し、本学の教学内容や学務運営に活かすよう努めている。【資料 1-1-5】【資料 1-1-6】【資料 1-1-7】

平成 26 (2014) 年度においては、子どもたちが直面する社会経験不足や身体的知力の低下、さらには直接的なコミュニケーションの希薄化といった子どもをめぐる社会の変化に対応するため、地域とのローカルなネットワークの中でスポーツ教育学を研究する「スポーツ教育学科」を開設した。

学生指導を入学から卒業・就職まで地域との連携を重視した形で総合的に実施するため、「入学センター」「実習・実践支援センター」、「進路・就職支援センター」及び「外部連携研究センター」を全学的な組織としている。

なお、「入学センター」では、学生募集に関わる広報や入試業務、「実習・実践支援センター」では、教育実習や施設・企業実習等に関わる学生支援、「進路・就職支援センター」では、進路指導や就職活動に関する学生支援を主な業務にしている。さらに「外部連携研究センター」では、地方自治体や企業、地域住民との連携に関わる教育研究活動を推進するとともに、外部資金獲得に関する業務を主な内容としている。【資料 1-1-8】【資料 1-1-9】【資料 1-1-10】【資料 1-1-11】

教授会の傘下にある 14 の委員会をはじめ、ともすれば、縦断的に運営されがちな進路・就職指導や実習・実践支援、地域連携事務などに統合的かつ機能的に対処するため、横断的な組織体制をとっている。

なお、「学校法人滋賀学園中期経営計画」では、高等教育機関を取り巻く社会環境の変化や受験生の動向などを見据え、所要の見直しを明文化しており、「第一次経営力向上推進プログラム」において、適切な改善策等について明記することとしている。【資料 1-1-12】

【自己評価】

本学では「子ども学科」のあり方を検証するなかで、子どもを取り巻く新たな社会潮流・変化に対応するため、これまでの教育経験をもとに「スポーツ教育学科」を開設した。また、現行の教育手法やシステム等については、学内の関係機関での審議を踏まえつつ、社会の変化に適応できるよう所要の見直しを進めている。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-1-5】 びわこ学院大学 自己点検・評価委員会規程 (学校法人滋賀学園規程集 2-38)

【資料 1-1-6】 びわこ学院大学 FD委員会規程 (学校法人滋賀学園規程集 2-47)

【資料 1-1-7】 平成 29 (2017) 年度 FD/S D研修会開催状況

【資料 1-1-8】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程 (学校法人滋賀学園規程集 4-9)

【資料 1-1-9】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程
(学校法人滋賀学園規程集 4-14)

【資料 1-1-10】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程
(学校法人滋賀学園規程集 4-11)

【資料 1-1-11】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程
(学校法人滋賀学園規程集 4-13)

【資料 1-1-12】 学校法人滋賀学園「中期経営計画」

改善・向上方策(将来計画)

地域の高等教育機関としての使命と本学の建学精神を具現化していく上で、現行の教育目標と社会潮流との整合性について随時検証を加え、大学運営に反映していくことが肝要である。特に、学園の総合力を発揚するうえで、本学と滋賀学園中学・高等学校との有機的連携を深めていかなければならない。

開学以来 9 年を経過して、大学運営上の課題や改善点が顕在化しつつあるが、学内の所定機関や関係部局において協議・検討し、議論の輪を広げ、段階的に是正を図ることとしている。また、これらの内容については学内イントラネット等を通して、教職員や関係者への周知に努める。

1-2. 使命・目的及び教育目的の反映

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

1-2-② 学内外への周知

1-2-③ 中長期的な計画への反映

1-2-④ 三つのポリシーへの反映

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

(1)1-2 の自己判定

基準項目 1-2 を満たしている。

(2)1-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

1-2-① 役員、教職員の理解と支持

【事実の説明】

本学は、開学以降、設置認可申請時(平成 20(2008)年 6 月 3 日)に大学設置審議会に提出した調書に準拠して運営している。平成 20(2008)年度の大学開設準備作業においては、主として学長予定者と大学開設準備室が中心となって学園の建学精神を範とした本学の使命・目的などの方向付けを行ってきたが、この調書作成過程においては全教職員が議論に参画しており、大学の使命・目的などについては十分なる理解と支持が得られる結論が導き出されている。

また、役員に対しては、年度初めの理事会と評議員会において、学長から教学内容の説明にあわせて本学の使命・教育目的の取り組み方針について報告するとともに、当該年度の最後の理事会においても、次年度の事業計画や予算など大学運営全般についての説明のなかで、教育目的の達成状況について総括しており、十分な理解と承認が得られているものと認識している。

この他、学則をはじめとする基本的な規程の改廃や地元自治体、各種団体との連携、交流活動について、教授会での議論を踏まえて理事会と評議員会の承認を得ており、この点についても、役員と教職員の理解と支持が得られている。【資料 1-2-1】

【自己評価】

建学の精神等で示された使命や目的については、大学設置申請の事務手続などを通じて役員及び教職員の理解が深められており、また、「大学案内」「学生募集要項」「学則」や「学生ハンドブック」等の印刷物により、学内外への啓発を図っている。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 1-2-1】平成 29（2017）年度 理事会／評議員会次第 【資料 F-10】より

1-2-② 学内外への周知

【事実の説明】

学内外への広報については、周知対象を大きく受験生・保護者と社会一般、新入生を含む在学生及び卒業生と産業界といった 3つの分野に大別し、対象ごとに広報内容にメリハリをつけ、啓発と周知に努めている。

まず、受験生・保護者と社会人一般に対しては「大学案内」「紫野（広報誌）」「本学ホームページ」などの印刷物と電子媒体を通して周知を図っている。特に、保護者には年 2 回程度、情報提供の場を設けている。【資料 1-2-2】【資料 1-2-3】【資料 1-2-4】【資料 1-2-5】

また、新入生には受験前の「オープンキャンパスでの説明会」「大学案内」や入学後の「入学式での学長の式辞」「入学オリエンテーション」「学生ハンドブック（学則）」「シラバス」「本学ホームページ」等さまざまな機会や印刷物等を通して、本学の教育理念の説明とあわせて〈1-3-③のイ〉に示される 3つのポリシーの啓発に努めている。

さらに、在学生については、入学時でのオリエンテーションのほか、「スタディスキルズ」「キャリアデザイン」等の講義を通して、また、コースの選択時においても、コースの内容を十分理解させるなかで、本学の教育理念・目標について適切に説明している。【資料 1-2-6】【資料 1-2-7】【資料 1-2-8】【資料 1-2-9】【資料 1-2-10】【資料 1-2-11】

この他、一般社会や卒業生、産業界への周知広報については、「就職用パンフレット類」「紫野（広報誌）」「紫茜（同窓会誌）」「本学のホームページ」などを通し各方面への啓発に努めている。【資料 1-2-11】【資料 1-2-12】【資料 1-2-13】

教職員においては、各媒体（印刷物やホームページ、学内イントラネットを活用した情報共有システム等）を活用して、教育目的等の啓発・周知と情報の共有に努めている。

【自己評価】

建学の精神（理念）、使命・目的及び教育目的などは、さまざまな媒体（「大学案内」「シラバス」「学生ハンドブック」「広報誌」「大学パンフレット」等）を通して学内外に周知できているものと判断している。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 1-2-2】2018 大学案内

【資料 F-2】より

【資料 1-2-3】平成 29（2017）年度 紫野（広報誌）

【資料 1-2-4】ホームページ <https://www.biwakogakuin.ac.jp/>

【資料 1-2-5】平成 29（2017）年度 保護者説明会資料

【資料 1-2-6】平成 29（2017）年度 入学式での学長式辞

【資料 1-2-7】平成 29（2017）年度 オリエンテーション実施要項

【資料 1-2-8】基本理念と教育目的 [2017 学生ハンドブック (p.4)] 【資料 F-5】より

- 【資料 1-2-9】 2017 学生ハンドブック (p.4) ディプロマポリシー、カリキュラムポリシー 【資料 F-5】 より
- 【資料 1-2-10】 2017 シラバス「キャリアデザインⅠ,Ⅱ」シラバス
- 【資料 1-2-11】 2017 シラバス「スタディスキルズⅠ,Ⅱ」シラバス
- 【資料 1-2-12】 平成 29 (2017) 企業向けパンフレット
- 【資料 1-2-13】 平成 29 (2017) 年度 紫茜 (同窓会誌)

1-2-③ 中長期的な計画への反映

【事実の説明】

中長期的な計画

本学の教育・学術を展開するにあたり、建学理念と教育目的の根幹ともいえる『地域に貢献する人材の育成』を確たるベースにしなが、社会・産業界の質的な変化や社会システム、生活スタイルの変容など社会・経済・文化の流れにしなやかに順応し、地域人の一員として力強く生きる資質の養成を最重視しなければならない。

こうした観点にたつて、平成 26 (2014) 年度において策定した中期経営計画には、組織再編検討プロジェクト等の検討結果や地域連携を締結している近郊の市町、高大連携校等の情報などを多面的に反映させている。また、これらから得られた知識・情報については、「3つの方針(ポリシー)」に活かしている。【資料 1-2-14】

1-2-④ 3つのポリシーへの反映

本学では、学科ごとに、建学の精神のもと大学の使命・目的及び教育目的を実現するために次の 3つのポリシー(アドミッションポリシー、カリキュラムポリシー及びディプロマポリシー)を定め、教育体制と教育内容の整合を図っている。また、これらの取り組みについて学内外への周知に努めている。

○アドミッション・ポリシー

<子ども学科>

- ・現在の子どもについて、いろいろと専門的に研究したいと思う人
- ・子どもへの深い愛情を持ち、幼児・児童教育及び保育への強い情熱を有するとともに、人間にかかわる幅広い分野に関心を持った人
- ・保護者や地域コミュニティに積極的にかかわり、学校・家庭・行政・NPOなどの教育・福祉に係る連携・協働のもとに、次世代の子どもの育成と支援活動に参画したい人
- ・人格や発達の多様性を理解し、一人ひとりの固有の成長の可能性を信じることのできる人
- ・子どもを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、教育、保育、福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

<スポーツ教育学科>

- ・スポーツについて、多角的・専門的に研究したいと思う人
- ・スポーツを通じて、人間教育や地域形成を行うことに強い情熱を有する人
- ・地域コミュニティに積極的にかかわり、学校・家庭・行政・企業・NPOなどとの連携・協働に関わっていく意欲のある人
- ・地域社会の多様性を理解し、地域の固有性に根ざした取り組みを世界にアピールしたい人
- ・スポーツを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、教育や福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

○カリキュラムポリシー

<子ども学科>

教育学、福祉学、保育学、心理学、社会学などの広範な分野の教育・研究を行い、教育と福祉の視点を持った子育てを探究するとともに、国際的な視野を育成し、教育、福祉の分野で地域社会に貢献できる人材を育成する。

<スポーツ教育学科>

教育学、福祉学、スポーツ科学分野の教育・研究を行い、教育と福祉の視点を持ったスポーツ教育のスペシャリストを養成するとともに、国際的な視野を育成し、教育、福祉、スポーツ分野で地域社会に貢献できる人材を育成する。

○ディプロマ・ポリシー

<子ども学科>

- ・子どもの心身の成長・発達に対し、一人ひとりの学習や生活を支援しうる教育、保育、福祉について専門知識を修得している。
- ・教育をめぐる様々な問題状況を積極的に予見・発見し、的確な処置のできる視座を有している。
- ・教育者として教育への情熱と倫理観をもち、高い技能と豊かな表現力を身につけている。
- ・自己の学習課題を明確にし、課題解決のための継続的な研鑽ができる。
- ・人間関係を豊かに育てることができる“人間味”を持ち、国際的な視野に立って、地域社会の一員として適切な行動ができる。

<スポーツ教育学科>

- ・人間の発達や地域の発展に対し、スポーツが貢献しうるための専門的知識や技能を修得している。
- ・スポーツをめぐる様々な問題状況を積極的に発見し、国際的な視野を持ち的確な判断ができる。
- ・スポーツ教育への情熱と倫理観を持ち、高い技能と豊かな表現力を身につけている。
- ・人間と地域に対し高い関心をもち、課題解決のための継続的な研鑽ができる。
- ・人間と地域に対し直接的な関わりを基本とし、現場での適切な行動ができる。

【自己評価】

上記の3つのポリシーのもとで、本学の建学の精神『地域に貢献する人材の育成』に沿った教育体制・教学内容を整備している。なお、これらのポリシーについては、近年大学等を取り巻く環境が大きく変化しつつあることに鑑み、適宜見直しを加え、社会変容に順応していきたい。

<エビデンス集 (資料編)>

【資料 1-2-14】 学校法人滋賀学園「中期経営計画」

【資料 1-2-11】に同じ

1-2-⑤ 教育研究組織の構成との整合性

【事実の説明】

本学の教育福祉学部子ども学科では、年少児の情操豊かな成長を手助けする保育者・教育者の養成に向けて、子どもの養育を学問的に追及する教育研究を実践している。また、スポーツ教育

学科では、最近の子どもが高度情報化時代を反映してバーチャルな世界に没入し、心身の健全発展に大きな阻害要因となっていることから、スポーツ活動を通じて身体的な体験と知の見直しを指向している。

子ども学科は、「子ども教育コース」と「子ども福祉コース」に分かれ、学生の志向に沿ってより細かな教育が可能な形態となっており、教学上の課題調整はそれぞれの「コース会議」「学科会議」で総合調整が図られている。この学科会議はスポーツ教育学科においても同様に組織されており、学科に在籍する助教以上の教員で構成している。学科目標の検証と達成シナリオ、学生動態の共通理解など、教育・研究、運営に関する事項の審議や学科特性を生かした教育の企画立案などで機能している。

学科会議で審議された事項について、横断的、総合的に調整・審議する機関として、「教授会」が組織されている。本学の教授会は、学部が単一であることから、学長、学部長、学科長、教授、准教授、講師、助教の全教員のほか、事務局長で構成し、教学面の要望等が迅速かつ効果的に対処できるよう事務局から総務課・教務課・学生支援課が参加している。会議の開催は、月1回（第4水曜日）を定例教授会とし、学長または構成員の過半数からの要請により臨時の教授会を開催することができるとしている。【資料 1-2-15】

なお、上記教授会で審議する事案をあらかじめ検討、調整するとともに、当面する諸課題を協議する組織として「企画運営会議」を置いている。構成メンバーは、学長、学部長、学科長、教務部長、学生部長、入学部長、図書館長、入学センター長、進路・就職支援センター長、実習・実践支援センター長、外部連携研究センター長、及び学長が推薦する教員の他、事務部門からは事務局長、総務課長で組織し、学長が主宰する。会議は月1回（毎月第1水曜日）を定例会議とし、学長の意向により、臨時に開催することがある。【資料 1-2-16】

このほかに、教授会の下部組織として、専門的事項を審議、起案、実行することを目的として、15の委員会が組織され、役職により出席する規定委員と学科が推薦する委嘱委員で構成されている。

また、教育福祉学部 に在籍する学生の学修や多様な活動を支援する機関として、4つの独立したセンター（「入学センター」、「実習・実践支援センター」、「進路・就職支援センター」、「外部連携研究センター」）を併設しており、学生の学修と並行して、単位修得とは関わりなく学生が主体的に学究する教育環境を整えている。【資料 1-2-17】【資料 1-2-18】【資料 1-2-19】【資料 1-2-20】

この他、本学が地域に貢献する人材育成を教育理念としていることに鑑み、学生が入学時から、地域の教育現場での教育ボランティアや地域住民との交流などを通して、卒業後に地域活動に自主的に参加し、指導的役割を担うよう意識付けを行っている。これらの取り組みは、「[図 1-3-1] びわこ学院大学組織機構図」で示す体制の下に適正に執行されている。

本学における意思決定プロセスは、コース会議から学科会議で一定の方向付けを行い、関係委員会で協議の後、企画運営会議での横断的かつ総合的な調整を経て、教授会において審議・決定される。なお、人事や財政に係わる事案については理事会の承認が必要となる。

【自己評価】

本学の使命・目的及び教育目的を戦略的に遂行するための「大学の3つの方針」をもとに、教育研究及び管理運営の全学的な体制が整備され、整合性が確保されていることから、機能が発揮できているものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 1-2-15】 びわこ学院大学 教授会規程（学校法人滋賀学園規程集 2-14）

【資料 1-2-16】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程

（学校法人滋賀学園規程集 4-8）

【基準1の自己評価】

本学は開学以来、「地域に貢献する人材の育成」を教育理念とし、これを具現化するための3つのポリシーを策定し、教育条件や研究体制の整備を図ってきた。教育福祉学部では、福祉の心を身に付けた教育者の育成を究極目的としていることに鑑み、学科ごとに教育と福祉を組み合わせた独創的な教育課程の編成をもとに、教学内容の深化と学生の学業への目的意識の涵養に努めてきた。しかしながら、本学は開学後の歴史が浅いこともあって、大学の存在感や教学の成果が内外の教育関係者に十分浸透できていない状況にある。学生確保に向けての効果的な情報発信と免許や資格取得のための学修におよ一層力を入れ、教育力の質的向上を図っていききたい。

基準2 学生

2-1 学生の受け入れ

- 2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知
- 2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学者受入れの実施とその検証
- 2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

(1)2-1の自己判定

基準項目2-1を満たしている。

(2)2-1の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-1-① 教育目的を踏まえたアドミッション・ポリシーの策定と周知

【事実の説明】

入学者の受入れについては、子ども学科及びスポーツ教育学科ごとに定めているアドミッション・ポリシーに基づき実施している。

この内容については、「大学案内」「学生募集要項」「本学ホームページ」等に明示するとともに、各学科の受入れ方針とあわせて、高校教員対象入試説明会、オープンキャンパス、滋賀県立高等学校生徒対象の大学連続講座、高等学校訪問（進路指導担当者への説明や進学ガイダンスへの参加）等さまざまな機会を通して詳細に説明している。また、こうした対面的な働きかけと並行してフェイスブック等のソーシャルネットワークシステム等を活用して、潜在的な志願者の開拓を行っている。

具体的には、平成29（2017）年度に開催した9回のオープンキャンパスでは、学科の教育目標やカリキュラムの説明、個別相談、卒業生によるトークショーを充実させ、オープンキャンパスの魅力化に努めた。この他、高等学校の要請による高大連携講座や出前授業、高等学校生徒（1、2年生含む）のキャンパス見学会など、高等学校や生徒達を対象とした多様なチャンネルを通してアドミッション・ポリシーを念頭においた大学の受入れ方針の説明と周知に努めている。【資料2-1-1】【資料2-1-2】

とくに、開設4年目のスポーツ教育学科については、上述の内容に加え、地域のスポーツイベントでの学生ボランティアスタッフ活動や、教員による高校運動部等へのメンタルサポート事業などを通して、湖東地域を中心とした県内各地でのイベントに参加しさらなる周知に努めている。

【資料2-1-3】～【資料2-1-9】

各学科の人材育成の目的とアドミッション・ポリシーは、次のとおりである。

ア 子ども学科

本学科は、「子ども教育コース」と「子ども福祉コース」の2コースに分かれ、教育や保育の

領域において福祉の視点から子どもの成長や子育てをサポートする人材の育成を目的として、以下のアドミッション・ポリシーを定めている。

- ・現在の子どもについて、いろいろと専門的に研究したいと思う人
- ・子どもへの深い愛情を持ち、幼児・児童教育及び保育への強い情熱を有するとともに、人間にかかわる幅広い分野に関心を持った人
- ・保護者や地域コミュニティに積極的にかかわり、学校・家庭・行政・NPOなどの教育・福祉に係る連携・協働のもとに、次世代の子ども育成と支援活動に参画したい人
- ・人格や発達の多様性を理解し、一人ひとりの固有の成長の可能性を信じることのできる人
- ・子どもを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、教育、保育、福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

イ スポーツ教育学科

スポーツを軸として教育・福祉の現場や地域の活性化に取り組む人材、及びトップアスリートをサポートする人材の育成を目的として、以下のアドミッション・ポリシーを定めている。

- ・スポーツについて、多角的・専門的に研究したいと思う人
- ・スポーツを通じて、人間教育や地域形成を行うことに強い情熱を有する人
- ・地域コミュニティに積極的にかかわり、学校・家庭・行政・企業・NPOなどとの連携・協働に関わっていく意欲のある人
- ・地域社会の多様性を理解し、地域の固有性に根ざした取り組みを世界にアピールしたい人
- ・スポーツを取り巻く諸問題を真剣に受け止め、教育や福祉の現場で自ら問題解決に取り組もうとする人

【自己評価】

アドミッション・ポリシーを念頭においた入学者の受入れ方針が明確に公示されており、高等学校や受験生への啓発、周知が適正に行われているものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-1-1】びわこ学院大学 学生募集要項 【資料 F-4】より
- 【資料 2-1-2】オープンキャンパス参加状況
- 【資料 2-1-3】高校教員対象 平成 30 年度入試説明会 実施要項
- 【資料 2-1-4】オープンキャンパス 2017 （チラシ）
- 【資料 2-1-5】平成 29（2017）年度 滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座
- 【資料 2-1-6】平成 29（2017）年度 出前授業（プレカレッジ）日程一覧
- 【資料 2-1-7】平成 29（2017）年度 滋賀県高校訪問記録、高校訪問記録（県外）
- 【資料 2-1-8】平成 29（2017）年度 キャンパス見学会日程表
- 【資料 2-1-9】スポーツメンタルサポート （チラシ）

2-1-② アドミッション・ポリシーに沿った入学受入れの実施とその検証

【事実の説明】

本学での入学受入れ業務は、「入学センター規程」に基づき適正かつ公正な体制のもとで実施しており、業務の総括は、規程に定める入学試験実施本部が行っている。

開学以来、多彩な学生の獲得をめざして、受験生の入試種別の選択肢を拡充するなど、入学者

選抜方法の多様化に努めてきた。同時にアドミッション・ポリシーについての理解を深めるために、AO 入試のエントリーシートにアドミッション・ポリシーを掲載して、説明をおこなっている。さらに、学生募集要項、大学案内、ホームページの入試関連ページにも掲載して、本学の教育にふさわしい学生に受験を呼びかけている。なお学生募集要項は、表 2 ページに掲載することで、すべての受験生が必ず目を通すように工夫している。

入学者選抜の実施方針、入試内容、学生募集要項等に関する事項については、入学センター企画運営委員会での協議の後、学部教授会の審議を経ることになっている。また、入学試験問題については、入試問題作成委員会から問題作成を委嘱された本学教員による各教科の入試問題作成チームによって作成され、入学試験実施委員会の管理・運営のもとで採点が行われる。その際、出題者間で複数回のチェックを行うなど、採点ミスの発生防止に努めている。さらに今年度は、入試問題作成チーム全体で出題ミスがでないよう入試問題の入念な点検作業をおこなった。なお、合否判定にあたっては、入試判定委員会及び編入学等委員会による一次案をもとに学部教授会での審議を経て、合格者を決定している。【資料 2-1-10】【資料 2-1-11】

ア 子ども学科

学生募集要項に本学科に関するアドミッション・ポリシーを記載し、その啓発と周知に努めている。このことは、本学科がめざす「教育福祉学の視点に立つ子ども学の構築」、「現代の子どもについての多面的な考究」、「福祉のこころと技術を持つ教員の養成」及び「教育の視点と方法を持った福祉の専門家の養成」といった教育理念を深く理解し、学修への高い意欲や良好な人間関係の構築を志向する学生確保を念頭においたものである。

なお、本学科では、特に AO 入試内容に関して、受験者の十分な理解を促すために、オープンキャンパス等での事前説明会への参加を課している。【資料 2-1-12】

入学試験実施本部の所掌する本学科の入学試験の種別は、以下の通りである。

AO 入試	本学教員による模擬授業を受講し、与えられた課題に沿ったレポート作成、自己 PR 書に基づく本学教員との個人面談試験により合否を判定する。なお、受験にあたっては、事前説明会への参加を課している。
推薦入試 (公募制度)	小論文または教養問題 ¹⁾ のいずれかと本学教員との集団での面接試験と書類審査により合否を判定する。
推薦入試 (指定校制度)	本学教員との集団での面接試験と書類審査により合否を判定する。
推薦入試 (自己推薦制度)	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により合否を判定する。
一般入試	2 科目受験 ²⁾ と書類審査により合否を判定する。平成 30 年度入試より教育福祉学部の一般入試において、英語外部試験利用を開始した。
大学入試センター 試験利用入試	大学入試センター試験の対象科目により合否を判定する。
社会人入試	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により合否を判定する。
外国人留学生入試	本学教員による口頭試問と書類審査により合否を判定する。
編入学試験	本学教員との個人面接試験と書類審査により合否を判定する。

1)…国語と英語の基礎問題 2)…国語と英語または数学より 1 科目を選択

イ スポーツ教育学科

本学科においても、学生募集要項でアドミッション・ポリシーの周知・徹底をはかっており、学科の教育理念である「スポーツ教育学を学ぶための十分な基礎学力を有する」、「中学校の保健体育教員に就くことを強く希望し、その意志を持ち続けることができる」、「高等学校の保健体育教員に就くことを強く希望し、その意志を持ち続けることができる」、「特別支援学校教員に就くことを強く希望し、その意志を持ち続けることができる」、「スポーツに関連する職業分野で活躍する」及び「障がいのある子どもたちを支援することに、やりがいや使命を感じられる」等の視点をよく理解し、スポーツ活動や障がい児支援などに主体的に行動する学生の確保を念頭においたものである。

なお、本学科においては、特に AO 入試に関して受験時のミスマッチを防ぐために、オープンキャンパス等での事前説明会への参加を課している。【資料 2-1-12】

入学試験実施本部の所掌する本学科の入学試験の種別は、以下の通りである。

AO 入試 (論文重視型)	小論文、自己 PR 書及びスポーツ活動報告書に基づく本学教員との個人面談試験により可否を判定する。受験にあたり、事前説明会への参加を課している。
AO 入試 (活動重視型)	小論文、自己 PR 書及びスポーツ活動報告書に基づく本学教員との個人面談試験・書類審査(活動実績証明書)により可否を判定する。受験にあたり、事前説明会への参加を課している。
推薦入試 (公募制度)	小論文または 2 科目受験 ¹⁾ のいずれか、本学教員との集団での面接試験と書類審査により可否を判定する。
推薦入試 (指定校制度)	本学教員との集団での面接試験と書類審査により可否を判定する。
推薦入試 (自己推薦制度)	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により可否を判定する。
一般入試	2 科目受験 ²⁾ と書類審査により可否を判定する。
大学入試センター 試験利用入試	大学入試センター試験の対象科目により可否を判定する。
社会人入試	小論文、本学教員との個人面接試験と書類審査により可否を判定する。
外国人留学生入試	本学教員による口頭試問・書類審査により可否を判定する。
編入学試験	本学教員との個人面接試験と書類審査により可否を判定する。

1)…国語と英語の基礎問題 2)…国語と英語または数学より 1 科目を選択

本学科の入学者の選抜は、基本的には子ども学科に準じた内容となっているが、スポーツ指導者養成の観点から、すべての入試において、「スポーツ活動報告書」の提出を求めている。

入学者の受け入れについて、本学では、これまでも多様な試験種目ごとに、実施方法と成績評価の両面から繰り返し見直しを進めており、平成 28 年 4 月入学者の入学後 1 年経過時の成績(G P A)と、各入試種別との関連性についても引き続き確認を行っている。なお、既に制度化している入学前学習の内容や実施方法等についての改善・充実を通して、入学後の学修に係る基礎学力の維持、向上と学修保証を図ることとしている。【資料 2-1-13】【資料 2-1-14】

【自己評価】

本学においては、学科ごとの教育目的を視座においた入学試験を実施しており、アドミッショ

ン・ポリシーに沿った入学者選抜が公正かつ妥当な方法により適切な体制のもとに実施されているものと判断している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 2-1-10】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程
（学校法人滋賀学園規程集 4-9）
- 【資料 2-1-11】 入学試験の組織体制図（平成 30 年度入試）
- 【資料 2-1-12】 AO 入試ガイド
- 【資料 2-1-13】 入試種別ごとの GPA（平成 28（2016）年度入学生）
- 【資料 2-1-14】 『～夢へ向かって～入学前学習ノート』 I・II

2-1-③ 入学定員に沿った適切な学生受入れ数の維持

【事実の説明】

本学は、入学定員及び収容定員に見合った適切な教育・研究環境の維持、確保を念頭に、在籍学生の安定的確保に向けて、入学センターを中心に全学挙げての精力的な取り組みを進めてきた。開学後の入学者数の動向は、総じて増加傾向にあったが、平成 29（2017）年度における学部としての定員充足率は 97.5%である。【資料 2-1-15】

学生の受入れについては、これまでアドミッション・ポリシーに沿って入試制度や試験内容等について見直しや改善を図り、定着しつつある。しかしながら、全国的には入試制度のあり方が論議されている時期でもあることから、これらの推移を見守りながら本学独自の体制整備をはかるため、今年度は 4 つの具体的な改善をすすめた。

1. 志願倍率を上げるために、教育系に興味関心を持つ滋賀・京都・福井の高校生に対してオープンキャンパスを告知するダイレクトメールの郵送など積極的に参加をよびかける。
2. 大学のホームページをスマホユーザーに合わせてリニューアルをおこない、動画による学科紹介等も充実させ、ビジュアルでの学生募集も強化している。
3. SNS を使った広報活動の強化である。高校生のコミュニケーションツールの中心は、LINE やインスタグラムなどの SNS である。本学のオープンキャンパス告知や、学内イベントの紹介に SNS を利用し、高校生に大学を身近に感じてもらうよう工夫した。
4. 高校訪問の強化である。今年度は訪問する高校のエリアを出願者の多い近隣府県の一部に絞り、複数回訪問することで 1 校あたりの出願者数を確保することにつとめている。

学科ごとに検証すると、以下のとおりである。

ア 子ども学科

入学定員は、平成 21（2009）年度の開学当初より 80 人である。開学初年度から教職員が一丸となった入試広報活動や在籍学生に対する濃密な進路指導等が功を奏し、入学者数は増加傾向にあり、平成 29（2017）年度の入学者は 75 人（充足率 93.8%）であった。

イ スポーツ教育学科

入学定員は 40 人である。開学初年度から教職員が一丸となった入試広報に係る各種取り組みの結果、入学者数は飛躍的に増加し、平成 29（2017）年度の入学者は 42 名（充足率 105.0%）であった。

ウ 大学全体

本学の入学定員に対する入学者数の比率は、平成 21（2009）年度〈1 年目〉66.3%、平成 22（2010）年度〈2 年目〉77.5%、平成 23（2011）年度〈3 年目〉100%、平成 24（2012）年度〈4 年目〉93.8%、平成 25（2013）年度〈5 年目〉113.8%、平成 26（2014）年度〈6 年目〉73.3%、

平成 27 (2015) 年度〈7 年目〉 86.7%、平成 28 (2016) 年度〈8 年目〉 103.3%と推移しており、総じて改善がみられる。【資料 2-1-15】

平成 29 (2017) 年度〈9 年目〉入試については、入学者選抜にあたり進路相談会や高等学校の要請による高大連携講座や出前授業、スポーツメンタルサポート事業、高等学校生徒のキャンパス見学及び高等学校訪問（進路指導担当者への説明や進学ガイダンスへの参加）等に教職員を挙げて取り組んだことで入学（予定）者数が増え、学部全体では 117 人（充足率 97.5%）となった。その結果、入学定員に対する入学者数も適正水準に近い状態となり、教育環境の確保という観点からも、概ね評価できるものと判断している。【資料 2-1-16】【資料 2-1-17】【資料 2-1-18】

【自己評価】

入学定員充足に関して改善がみられたことで、教育環境の適正化が図られつつある。

＜エビデンス集（資料編）＞

【資料 2-1-15】 入学者数、定員充足率 推移（過去 5 年）

【資料 2-1-16】 平成 29 (2017) 年度 本学参加の進路相談会等一覧

【資料 2-1-17】 平成 29 (2017) 年度、資料請求者、進学相談会・学内イベント参加者の総数

【資料 2-1-18】 水口高等学校・能登川高等学校 キャリア形成支援事業

(3)2-1 の改善・向上方策(将来計画)

平成 26 (2014) 年 10 月の学内組織の改編に伴い、入試制度全体の見直しが図られ、入学試験実施に係る組織体制がより明確かつ公正に機能しうるものとなった。具体的には平成 27 (2015) 年度から入試業務は、「入学者選抜規程」および「入学センター規程」に定める入学センター企画運営委員会で審議し、教授会での決定を経て、入学試験実施本部がこれを総括して行っている。

今後の 18 歳人口の動向や受験志望分野の多様化が進むなか、「入学検定料フリーパス制度」や「ファミリー優遇制度」といった優遇制度に加えて、「特別奨学生制度」及び「スポーツ特別奨学生制度」など本学独自の奨学生制度をさらに充実させるとともに、従来の高大連携講座に加えて、系列高校とのさらなる連携により、優秀な人材の確保に努める。

2-2 学修支援

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

2-2-② TA(Teaching Assistant) 等の活用による学修支援の充実

(1)2-2 の自己判定

基準項目 2-2 を満たしている。

(2)2-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-2-① 教員と職員等の協働をはじめとする学修支援体制の整備

【事実の説明】

昨年度より Web システムにおいて学生カルテを導入している。ここでは、連絡先、保護者、学生異動履歴、学籍詳細、指導教員、実習管理、所見状況、健康情報、学生就職活動情報、成績情報、出欠情報、学生相談履歴などの個々の学生の情報を教員と職員が共有化できる。これを通じて、学内を挙げて個々の学生へのきめ細やかな学修支援、授業支援が充実してきている。【資料 2-2-1】

本学では、教務課職員が中心となって、1 年生の入学段階から 4 年間を見据えた履修計画とそれを踏まえた履修指導を行っている。また、その後の各学期の開始時においても同様の取り組み

を行っている。【資料 2-2-2】

そして、上記職員の支援と並行させながら、本学独自の取り組みとして、「学修の記録」という記録ファイルを全学生に配布し、適宜記入させている。これは、学生に将来目標の設定とそのため4年間の学習計画を立てさせ、その進展状況を自らが確認・評価することにより、学生の学習意欲・行動を持続・発展させることを意図したもので、学生が常に自己を振り返り、意欲を触発する上で有効に機能している。「学修の記録」は、クラス・ゼミ担当教員が確認し、各学期での学生との面談時において、適宜、助言や支援を行っており、1年生の入学段階から4年間一貫して実施している。【資料 2-2-3】

また、オフィスアワー制度を平成 26（2014）年度秋学期から実施している。学生が必要に応じて自由に教員と面談ができる態勢を整えてきている。本学は小規模大学であることから、教員はつねに可能な限り研究室をオープンにして相談や話し合いなどを行っており、学修支援は適切に機能している。【資料 2-2-4】

休学中の学生については、クラス・ゼミ担当教員や教務課職員が電話や書面を通じて学生本人とコンタクトを取り、復学指導を行っている。また、留年中の学生についても、所属ゼミには在籍のまま、ゼミ担当教員が適時・適切に電話や面談を行うなど、きめ細かな支援を講じている。

学外実習における学生指導は、子ども学科では、1年生次の12月に実習オリエンテーションを、2年生次の5月には実習ガイダンスを実施している。スポーツ教育学科では2年次秋学期に実習オリエンテーションを、3年次春学期に実習ガイダンスを実施している。実習面談では、学生に学外実習の参加要件を提示するなかで、学外実習に求められる能力や心構えをもとに自分自身の具体的な課題を明確に認識させ、その上で、所要の学習指導や生活指導などを行っている。これは、その後の事前指導、実習、事後指導まで連動させるもので、これら一連の学外実習における指導は、小学校、養護、幼保、社会福祉士（スクールソーシャルワーカー）、中学・高校（保健体育）、特別支援学校の各実習小委員会に属する教員が実習・実践支援センターと連携して行っている。【資料 2-2-5】

職員による学生への学修・授業支援は、進路・就職支援センター、実習・実践支援センターが中心となって対応している。両センターでは、基礎学力を課題とする学生を対象とした基礎学力養成講座や、平成 27（2015）年度から実施の基礎学力養成演習をはじめ、希望者を対象に教員採用試験対策講座、公務員採用試験対策講座を運営するなど、職員が日常的に学生指導を行っている。また、スタディスキルズⅠ・Ⅱ、キャリアデザインⅡの科目においても、教員と連携し必要に応じ、進路指導・支援等の授業を実施している。【資料 2-2-6】【資料 2-2-7】

さらに、大学での学習や生活に困難をもつ発達障害等の学生を支援するための「修学特別支援室」を立ち上げ、組織的な取り組みを始めた。この支援室は、学生の支援だけではなく、教職員の相談に対する取り組みもおこなっている。【資料 2-2-8】

これらの他に本学では、学生の進路選択への動機づけを高めることと確実な進路保障をねらいとして、入学直後より4年間継続して次のような総合的な学力の向上のための取り組みを行なっている。

○入学前学習

本学では、入学する新入生に対して、大学での「学び」の準備を実施している。この入学前学習は、英語、国語、数学等の問題に取り組みせる高校の復習と全く異なっていて、本学へ進学する目的、目指す職業、目指す免許・資格、そのために履修しなければならない科目、必要な学外実習等の確認、講義の聞き方、ノートの取り方、科目履修のルールや学習にあたって大学において求められる学習姿勢・態度、必要な学習時間等に関するワークシートに取り組みせ、入学後の学びに必要な構えを身につけさせることをねらいとしている。また、子ども学科では、新聞のコラムを読み、ていねいに書き写し、タイトルをつける学習をさせている。そして、スポーツ教育学科では、地元のスポーツ施設等を調査し、レポートにまとめ提出させている。これは、論理的

な文章を読んでいていねいな文字で書写し、内容を一言で表現する学習であり、入学後に学習を進めるための基礎的な学習スキルの一つととらえている。【資料 2-2-9】

○目標達成のための総合的な学力向上

前述のように、1・2年生を対象に、学生の基礎学力向上を目的として外部業者（東京アカデミー）とも連携して基礎学力養成講座、試験対策スタンダード講座、春期集中講座、試験対策アドバンス講座を開講している。さらに2年生秋学期、3年生春・秋学期に採用対策講座、4年生春学期には面接・討論・小論文、ピアノ実技等の対策のための採用対策直前講座を開講している。

このように、試験対策入門・基礎から採用対策基礎、採用対策応用・実践へと4年間を通じて計画的、継続的に学生への支援を行い、大学全体で学生の目標実現を図っている。【資料 2-2-10】

これらの基礎学力の向上と並行して、教員や幼稚園教諭、保育士志望の学生に対し各実習指導と連携し、ボランティア活動などを課すことで、学生の目的意識を高め、また現場での実践力を高める取組みを行っている。

さらに、教員や保育士に必要なピアノの練習については、1年生時から、ピアノビギナーズ教室、ピアノステップアップ講座を開講して個別指導を行なっている。【資料 2-2-11】

今年度は、新入生基礎力調査や学部テストの結果を分析し、基礎学力評価の方法を検討した。

2-2-② TA(Teaching Assistant)等の活用による学修支援の充実

本学は、今年度より、正式にスチューデント・アシスタント（SA）を導入し、授業において活用している。SAを必要とする教員から要望を聞き取り、教務委員会や学科会議を通し授業科目を決定した。SAは、趣旨、該当科目、応募資格、選考方法、時給等を明示し募集した。また、SA終了後、実績報告書を学生と科目担当教員から提出してもらった。実績報告書からSAに対する評価は、学生と教員とも、良好であることがわかった。【資料 2-2-12】

【自己評価】

本学では、「学修の記録」の取り組みによって、学生へのきめ細かな学修支援を行っており、学生と教員との信頼関係づくりの基ともなっている。そして、教員と職員の協働やスチューデント・アシスタント（SA）の活用などは、学修や授業支援の充実・向上に適切に機能しているものと認識している。また、発達障害等で修学に困難をもつ学生に対しても特別な支援を組織的に開始した。そして、本学では、入学前学習、学生の基礎的な学力の向上、採用試験対策、教育ボランティアによって学生の目標の実現に向けた学力の育成に総合的に取り組んでいる。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-2-1】 Web システム操作手順書 Web 学生カルテ (P.3-8)

【資料 2-2-2】 スタディスキルズⅠ シラバス 第2回目授業の内容

【資料 2-2-3】 学修の記録

【資料 2-2-4】 オフィスアワーの時間帯（学生用掲示資料）

【資料 2-2-5】 実習オリエンテーション資料、実習ガイダンス資料

【資料 2-2-6】 基礎学力養成講座 カリキュラム 春期集中講座 カリキュラム
試験対策スタンダード講座・公務員試験対策講座カリキュラム

【資料 2-2-7】 2017 シラバス スタディスキルズⅠ・Ⅱ シラバス
2017 シラバス キャリアデザインⅡ シラバス

【資料 2-2-8】 修学特別支援室チラシ

【資料 2-2-9】 入学前学習アンケート・入学前学習ノート

【資料 2-2-10】・教職・就職対策講座事業（平成 29 年度教職支援課事業報告）

- ・教職・就職対策講座（教員・幼保・公務員等）
- ・東京アカデミー教員採用模試・公務員模試（幼保）受験案内
- ・東京アカデミー教員採用模試（幼稚園教員含）模試受験案内

【資料 2-2-11】子ども学科全1年生対象音楽準備講座のお知らせ

【資料 2-2-12】スチューデント・アシスタント募集要項・実績報告

(3)2-2 の改善・向上方策(将来計画)

昨年度から Web システムの導入により、本システムを活用した学生カルテをもとに学修支援、授業支援、就職活動支援等を総合的に実施してきている。また、入学前学習は本学開学時から試行錯誤を重ねてきたものであるが、入学生のニーズ、実態にさらに合ったものになるように改良を引き続き加えていく。基礎学力の向上対策、教員採用試験・公務員採用試験対策を強化するために、スタディスキルズⅠ・Ⅱをはじめ、基礎学力の充実を基盤として学生の進路に応じた総合的な学力の向上のための取り組みを検証し、さらに強化する。今年度から正式にスタートした、スチューデント・アシスタント（SA）は、教育的効果やSA学生ならびに支援を受ける学生にとっても有益であることから継続させていくとともに、他の方法についても総合的な視点から考えていきたい。

2-3 キャリア支援

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

(1)2-3 の自己判定

基準項目 2-3 を満たしている。

(2)2-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-3-① 教育課程内外を通じての社会的・職業的自立に関する支援体制の整備

【事実の説明】

ア キャリア教育のための支援体制を整備

教育福祉学部子ども学科では、「子ども教育コース」及び「子ども福祉コース」の 2 コースを設定し、学生の志望をもとに在学時の所属分けを行っている。【資料 2-3-1】

平成 26（2014）から平成 29（2017）年度においては、入学時では「子ども教育コース」及び「子ども福祉コース」のいずれかを選択し、1 年次秋学期の成績発表終了後に実習指導担当教員との面談をもとに、3 年次で志望する「実習指導」の履修について方向付けを行った。【資料 2-3-2】

このことにより、学生は多様な進路志望を持つ学生と交流でき、教員においても、自身の専門性を社会的・職業的自立に向けた指導に生かせるようになった。

また、一種のインターンシップである教育ボランティアについては、従来 A~D の 4 科目が置かれていたが、平成 26（2014）年度より名称を A-I、A-II、B-I、B-II に改め、学生に相互の関連性を分かりやすくしている。【資料 2-3-3】

この教育ボランティア体験（各 28 時間）や福祉ボランティア体験（5 日間）を、教育実習・保育実習を履修する前提条件の一つとすることで、学生は教育・福祉の現場を実態的に認識することができ、進路選択の判断に生かされている。

2 年次には、教養教育科目として「キャリアデザインⅠ」「キャリアデザインⅡ」を必修科目として置いている。「キャリアデザインⅠ」では、キャリアとは何か、大学生活とキャリア課題など基本的なことを学修させている。また、「キャリアデザインⅡ」では、2 つのコースごとに担当教員がそれぞれ学生に進路情報を提供するとともに、学生自身に希望職種を調べさせ、自らが作成

した「私のキャリア新聞」を受講者全員の前で発表させ、就職に対する自己啓発を図っている。また、このことは、発表内容や方法だけでなく、発表後の質疑応答についても準備させることになり、プレゼンテーション技能の向上にも役立っている。【資料 2-3-4】

さらに、「キャリアデザインⅡ」では、学生が主体となって、本学の大学祭のメインイベントである「わくわくフェスタ」の企画・準備・運営を行っている。「わくわくフェスタ」は、地元の幼児・児童を対象とした遊びやイベントを実施するボランティア活動である。1・2年生が主体となって取り組むこの活動を具体化していく中で、学生は設計・調整の実践能力を修得することができ、その後の学習や進路選択においても貴重な体験となっている。【資料 2-3-5】

一方、教育課程外のキャリア教育として、外部業者による各種の「講座」を活用しつつ、大学教職員による独自の「講座」も開設している。平成 29 (2017) 年度の場合、具体的には、1 年春学期に「基礎学力養成講座」(10 コマ)、1 年秋学期に「試験対策スタンダード講座」(10 コマ)、2 年春学期に「試験対策アドバンス講座」(12 コマ)、2 年秋学期に「採用対策スタンダード講座」(10 コマ)、3 年春学期に「採用対策アドバンス講座①」(10 コマ)、3 年秋学期に「採用対策アドバンス講座②」(10 コマ)、4 年春学期に「採用対策直前講座」(16 コマ)を継続的に開いている。【資料 2-3-6】

イ 就職・進学に対する相談・助言体制

平成 21 (2009) 年度から平成 24 (2012) 年度までは、学生の進路全般に関して、就職・進学の教員組織としての「進路委員会」と「学科会議」において、毎月定期的に審議・情報交換を行ってきた。平成 27 (2015) 年度には組織体制の見直しを行い、進路・就職支援センターと実習・実践支援センターを全学的な組織として設置した。

また、進路支援課と教職支援課の事務室の統合を維持することにより、学生が志望する教員への就職、保育所・福祉施設への就職、一般企業の職種に沿った総合的な支援を行う体制が継続され、学生にとっても進路に関わる窓口の一本化が維持されており、一カ所で総合的な進路情報を得ることができる。【資料 2-3-7】

平成 28 年度には進路支援課を進路・就職支援課、教職支援課を実習・実践支援課と名称を変更し、日常的に学生の相談への対応・支援・指導などを行っている。定例の「進路・就職支援センター企画運営委員会」では、進路・就職支援課で作成された資料をもとに、進路ガイダンス・教職対策講座・就職対策講座・個別面談などに関する最新情報を共有し、学生一人ひとりの進路目標を実現するための支援を行っている。

就職・進路に関する資料なども、両課の室内や外部の掲示板に張り出し、積極的に情報提供を行っている。

平成 26 (2014) 年度からは、これまで放課後に実施していた 1 年次から 3 年次までの「基礎学力養成講座」「試験対策講座」を 5 時限目までの時間割の中に配置し、就職対策講座のより一層の充実を図っている。【資料 2-3-8】

また、平成 27 (2015) 年度からは、この「基礎学力養成講座」と並行して、基礎学力における課題が大きい新 1 年生を対象として「基礎学力養成演習」を少人数指導形式で開講した。これは、入学段階に「学部テスト」を実施し、この試験の結果、「学力」等において課題が予想される学生を受講者(必修)とするものである。こうした入学段階からの綿密な講座の実施は、基礎学力や「実習に求められる学力」の修得に大いに機能している。【資料 2-3-9】

また、1・2 年生のクラス担当教員や 3・4 年生のゼミ担当教員が「学修の記録」を活用して行う学生との個別面談においても、一人ひとりの学生の状況を把握しながら、進路・就職についての相談を丁寧に行っている。さらに、必要に応じて、クラス・ゼミ担当教員と支援課職員との情報交換も行われ、進路・就職支援に反映されている。

なお、本学卒業生の就職状況は〔表 2-5-1〕に示すとおりである。これによると、ほぼ卒業生全員が教育福祉関係を中心に職を得ており、教職員が一丸となって指導・支援を行った成果といえる。

【自己評価】

本学では、入学定員 80～120 人という小規模な大学の特性を逆に生かし、10 人以下規模のクラス・ゼミにおいて、きめの細かい学習指導・小集団活動などが実施されてきた。キャリアガイダンスにおいても、「キャリアデザインⅠ、Ⅱ」などの授業を活用しながら、小集団で「わくわくフェスタ」に取り組みさせることで、学生の協働意識とコミュニケーション能力が育成されている。

また、進路指導部門を「進路・就職支援課」、教育実習指導部門を「実習・実践支援課」とした。両課を同室に配置し職員相互の連携を密にすることにより進路相談に来室する学生に対し職業の紹介や就職支援が、より迅速かつ効果的にできるようになっている。

<エビデンス集 (資料編)>

- 【資料 2-3-1】 所属コース調査 (入学時・春学期末)
- 【資料 2-3-2】 実習参加要件 (学外実習オリエンテーション資料)
- 【資料 2-3-3】 2017 学生ハンドブック (p.52) 授業科目読み替え表 【資料 F-5】 より
- 【資料 2-3-4】 2017 シラバス「キャリアデザインⅠ、Ⅱ」シラバス 【資料 F-5】 より
- 【資料 2-3-5】 平成 29 (2017) 年度 わくわくフェスタ資料
- 【資料 2-3-6】 平成 29 (2017) 年度 採用試験対策実施報告
- 【資料 2-3-7】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部進路・就職支援センター規程 (学校法人滋賀学園規程集 4-11)
- 【資料 2-3-8】 2017 授業時間割
- 【資料 2-3-9】 入学時の学部テスト

〔表 2-3-1〕 卒業生の進路先の状況

子ども学科

	平成 29 (2017) 年度		平成 28 (2016) 年度		平成 27 (2015) 年度	
教育・福祉関係	42	64.0%	55	62.5%	44	75.9%
小学校	11		17		6	
養護 (高・中・小・幼保)	5		3		7	
特別支援学校	3				1	
幼稚園・保育所・ こども園	20		25		22	
障がい者施設	1		5		4	
高齢者介護施設	0		2		1	
その他福祉施設	2		3		3	
一般企業	21	32.0%	20	22.7%	10	17.2%
公務員 <small>※小・中学校事務職員</small>	0	0%	0	0%	1	1.7%
進学	0	0%	7	7.9%	0	0%
家事・その他	3	5.0%	6	6.8%	3	5.2%
合計	66		88		58	

スポーツ教育学科

	平成 29 (2017) 年度					
教育・福祉関係	3	18.7%				
中学、高等学校						
特別支援学校	2					
福祉施設						
高齢者介護施設						
その他	1					
一般企業	10	62.4%				
公務員	1	6.3%				
進学	1	6.3%				
家事・その他	1	6.3%				
合計	16					

(3)2-3 の改善・向上方策(将来計画)

キャリアガイダンスに関しては、将来、次の二点についての見直しを予定している。

その一点は、各般の職業情報の収集である。小学校教諭・養護教諭・幼稚園教諭・保育士・福祉施設職員などの職種に関する情報は比較的豊富であるが、子ども学科ならではの、いわゆる子どもについての知識・技能が生かせるその他の職種に関するものや、新規に開設したスポーツ教育学科が養成する保健体育や地域スポーツなどに関するタイムリーな情報提供をより充実することである。インターンシップ制度として拡充することも一案と考えられる。

今一つは、進路・就職支援のための支援プログラムの充実である。これまでも、「教職・就職対策講座」などの講座は豊富に提供されてきたが、平成 26 (2014) 年度の 88 コマから平成 27 (2015) 年度には 100 コマに拡充した。さらに、1、2 年生の「クラス活動」のための時間を時間割の中に確保し、小集団活動を支援しながら、早い時期から就職への動機付けを行うことも目指している。

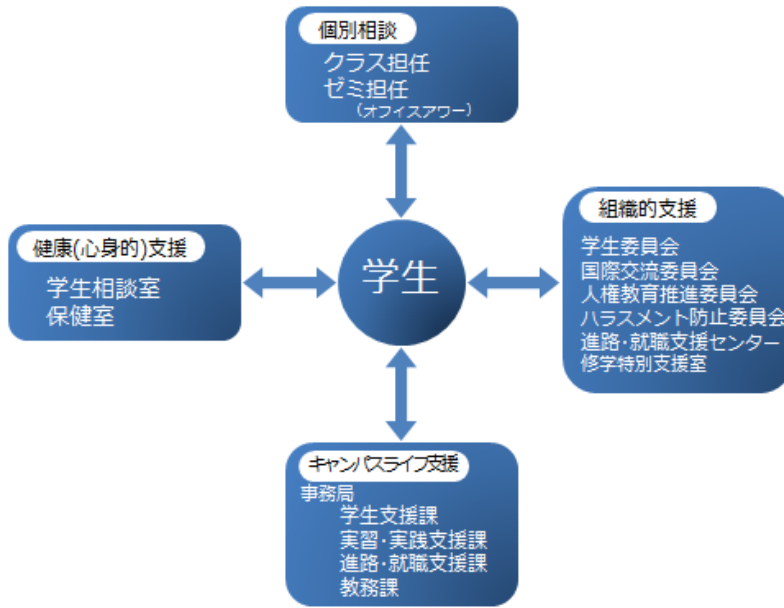
2-4 学生サービス**2-4-① 学生生活の安定のための支援****(1)2-4 の自己判定**

基準項目 2-4 を満たしている。

(2) 2-4 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

学生が充実した学生生活を送ることができる環境づくりは、学業の質を高める上でも重視すべき課題である。本学では、「学生委員会」と「進路・就職支援センター」が中心となって、[図 2-4-1] のとおり、学生支援に関するさまざまな制度設計や窓口業務のほか、隔年実施の「学生アンケート」による意識調査など全学的な学生支援活動を展開している。この他、学生生活の安定に資する組織として「人権教育推進委員会」と「ハラスメント防止委員会」を設置し、学生と教職員の人権意識の高揚とハラスメント等の防止に力を入れている。そして、四大と短大の学生をあわせて、学生生活に対する支援を行っている。

[図 2-4-1] 学生支援体制組織図



個別分野ごとの取り組みは、次のとおりである。

ア 学生サービス、厚生補導のための組織の設置

学生サービスと厚生補導業務を所轄する「学生委員会」では、月次の定例会議において学生生活全般に関する支援のあり方等について協議を行っている。【資料 2-4-1】

また、事務組織としては、学生部に進路・就職支援課及び学生支援課の 2 課をおき、学生からのさまざまなニーズに対応している。

進路・就職支援課では、学生の進路・就職等に関する相談・指導業務を所掌しており、学生支援課では、日常的な窓口対応のほか、学生が学業に専念できるよう生活面や経済面、健康面からのサポート業務を主としている。【資料 2-4-2】

イ 学生の人権保障とハラスメント防止等の対応

学内に「人権教育推進委員会」「ハラスメント防止委員会」を設置し、学生と教職員の人権を保障するための取り組みを行っている。【資料 2-4-3】

学生のための人権研修は、幅広く人権問題をとらえ、11 月に人間関係やコミュニケーションという観点からデートDV等についての講演会を実施し、啓発を行った。[表 2-4-1]

ハラスメント防止対策については、4 月のオリエンテーション時に、注意啓発を行い、掲示板での啓発ポスターの貼付、リーフレットの配付など、日頃から意識喚起に努めている。そして今年度、学生への周知徹底を目的としてリーフレットの文言やデザインを修正し、より見やすく分かりやすいものに変更した。また、相談者への対応については、教職員 3 名（教員 2 名、事務職員 1 名）によるハラスメント相談員を掲示板に公示するほか、学生支援課にメール・ホットラインを開設して携帯電話からのメール相談にも、気軽に、いつでも、迅速に対応できるよう態勢を整えている。なお、当委員会では [表 2-4-2] のとおり、取り組みを行っている。

[表 2-4-1] 人権学習会開催状況（大学共通）

年度	日時	学生対象研修	教職員対象研修
2017 年度	11/29 (水)	対 象：大学 1 年生（5 限） テ マ：「デートDVについて」 講 師：おうみ犯罪被害者センター職員	テ マ：「若者に多い精神疾患と対応」 講 師：滋賀県立精神医療センター 福岡 雅津子 様

	対 象：大学 2～4 年生（3～4 限） テ ー マ：「平和学習」 講 師：滋賀県平和祈念館職員	時 間：18 時 30 分～20 時 00 分
--	--	-------------------------

[表 2-4-2] ハラスメント防止委員会の状況（大学共通）

年度	取 り 組 み 内 容
2017 年度	新入生オリエンテーションにて、ハラスメント防止について注意啓発

ウ 学生に対する経済的な支援

日本学生支援機構による奨学金受給者は、[表 2-4-3] のとおり、平成 29（2017）年度生では第一種 13 人、第二種 40 人、第一種と第二種の併用 9 人、計 62 人である。奨学金を希望する学生の主な理由は、保護者の就労の不安定さや傷病等による離職などによるものが多い。

本学独自の奨学金制度としては、[表 2-4-5] のとおり、特別奨学金（入学金・授業料の減免）、ファミリー優遇制度（入学金減免）及び授業料減免制度がある。平成 29（2017）年度は特別奨学金対象者が 26 人、ファミリー優遇制度については 43 人が適用を受けており、該当する比率は 18.9%である。災害減免制度が適用されている学生はいなかった。

返済や利子の支払いの必要のない特別奨学金を利用して、小学校・中学校・高校の教諭や特別支援教諭、公立の幼稚園教諭・保育園の保育士などの教育者のほか、社会福祉士等をめざして勉学に力を入れる学生が徐々に増加している。【資料 2-4-4】

また、在学生を対象として、成績の優秀な者には、授業料等を半額免除する制度も設けられている。【資料 2-4-5】

[表 2-4-3] 日本学生支援機構奨学生の状況 平成 30（2018）3 月 31 日現在

年 度	学生数 (A)	受 給 学 生 数				計 (B)	割合 (B/A)
		第一種	第二種	併用			
2014 年度生	92	10	25	4	39	42.4%	
2015 年度生	91	9	33	2	4	48.4%	
2016 年度生	108	10	41	6	57	52.8%	
2017 年度生	114	13	40	9	62	54.4%	
計	405	33	139	21	202	49.9%	

[表 2-4-4] 本学独自の奨学生の状況（四年制のみ） 平成 29（2017）3 月 31 日現在

年 度	学生数 (A)	奨学制度別受給学生数						計 (B)	割合 (B/A)
		①	②	③	④	⑤			
2014 年度生	92	2	1	0	7	0	10	10.8%	
2015 年度生	91	7	3	2	9	0	21	23.0%	
2016 年度生	108	10	1 (8)	0	19	0	30 (8)	27.7%	
2017 年度生	114	7	3 (12)	0	11	0	21 (12)	18.4%	
計	405	26	8 (20)	2	46	0	82	20.2%	

※()はスポーツ特待生の数

[表 2-4-5] 本学独自の奨学金制度（四年制のみ）

①特別奨学生制度	成績が優秀で本学の教職支援プログラム等に積極的に参加し、小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭・保育士等の職に就く意欲が特に強い者に授業料及び施設設備費の半額を、単年度単位で免除する制度。
②スポーツ特別奨学生制度	本学の教職支援プログラム等に積極的に参加し、中学校教諭（保健体育）・高等学校教諭（保健体育）・特別支援学校教諭等の職に就く意欲が特に強い者、または、本学スポーツ教育学科の中核となり、リーダーシップを発揮し学科の活性化に貢献することが期待できる者に授業料及び施設設備費の全額あるいは半額を、単年度単位あるいは4年間を前提に免除する制度。【資料 2-4-6】【資料 2-4-7】
③在学対象成績優秀者特別奨学生制度	年間累計GPAが在籍学年で上位10位以内にあり、かつ、GPAの目安として3.50を超える者。本学の教職支援プログラム等に積極的に参加する者。小学校教諭・幼稚園教諭・養護教諭・保育士等の職に就く意欲が特に強い者に授業料及び施設設備費の半額を、単年度単位で免除する制度。
④ファミリー優遇制度	入学生の兄弟・姉妹・親子が本学を卒業しているか、現在、在学している場合は、入学金の半額を免除。同時在籍の場合はさらに、同時在学期間中の授業料を半額免除する制度。四年制大学では18名、短期大学部では14名。
⑤台風等の自然災害で被災した受験生への学費等特別措置制度	災害救助法が適用される自然災害で被災した受験生・入学生に対する学費等減免制度。

エ 学生の課外活動に対する支援

平成 21（2009）年度からは大学と短期大学部の学生との合同による部・サークル活動が行われるようになった。平成 29（2017）年度の団体数は 22 団体となっている。【資料 2-4-8】

また、認定された部に関しては、活動内容に応じ、学友会から活動費を支給している。

オ 「学友会」運営支援

学友会活動の大きな事業としては、毎年 11 月 3 日に開催される大学祭や各種ボランティア活動、卒業時の記念事業などがある。特に、学生が企画から運営全般にわたって主体的にプロデュースする大学祭には近隣住民の参加が多く地域の風物詩的な存在になっており、学生の大きな励みにもなっている。【資料 2-4-9】

カ 学生に対する健康相談、心的支援、生活相談等

学生相談室については、4 月のオリエンテーション時に学生相談案内を配布し、相談室へのアクセス方法やプライバシーの保護などについて周知する一方、相談室の利用が望ましいと思われる学生については、クラス及びゼミを担当する教員から利用を促している。カウンセラーは、学生の相談状況及び対応方法等について学生委員会で情報提供し、共有化を図っている。

平成 29（2017）年度における相談室の利用状況は [表 2-4-6] のとおりであるが、本学では日頃からクラス・ゼミ担当教員が相談者となり、問題解決にあたっていることもあって、傾向として、学生が相談室を利用するのは、相当深刻な事態になった段階で、行動することが多い。また、コース別会議や実習小委員会では、特に“気になる学生”に対するケアの時間を確保し、教員間での意見交換を行うとともに、情報の共有に努めている。

全学生を対象にした定期健康診断で異常が見つかった者への適切な保健指導を行うとともに、相談する学生で医学的な治療を必要とするときは、その都度校医と連絡をとり、然るべき指示のもとに対処している。なお、カウンセラー担当教員やクラス・ゼミ担当教員の話を経ると、平成 29（2017）年度における相談事案は、友人関係を主に、心の問題や家族関係等が多くなっている。

[表 2-4-6] 学生相談室利用件数（短大・四大含む） (人)

年 度	相 談 時 間	のべ利用者
2017 年度	月・木・金 10:30～14:30	8

【自己評価】

小規模校の特性を活かして、教職員が一丸となり、入学時から学業、健康・生活や経済援助、交友関係などにわたって、きめ細かな個別支援がなされており、学生サービスや厚生補導においても一定水準の対応が維持できているものと認識している。また、人権・ハラスメント研修においても、身近な事例をもとに理解が深められている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-4-1】 びわこ学院大学 学生委員会規程（学校法人滋賀学園規程集 2-35）

【資料 2-4-2】 学校法人滋賀学園事務組織規程（学校法人滋賀学園規程集 1-5）

【資料 2-4-3】 びわこ学院大学 人権教育推進委員会規程ハラスメント防止委員会規程
（学校法人滋賀学園規程集 2-37、2-39）

【資料 2-4-4】 びわこ学院大学 特別奨学生規程（学校法人滋賀学園規程集 2-45）

【資料 2-4-5】 びわこ学院大学 在学生対象成績優秀者特別奨学生規程（学校法人滋賀学園規程集）

【資料 2-4-6】 びわこ学院大学 スポーツ教育特別奨学生規程（学校法人滋賀学園規程集 2-59）

【資料 2-4-7】 びわこ学院大学 スポーツ特別奨学生規程（学校法人滋賀学園規程集 2-65）

【資料 2-4-8】 平成 29（2017）年度 部・サークル一覧表

【資料 2-4-9】 平成 29（2017）年度 紅葉賀祭パンフレット

2-5 学修環境の整備

- 2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理
- 2-5-② 実習施設、図書館等の有効活用
- 2-5-③ バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性
- 2-5-④ 授業を行う学生数の適切な管理

(1)2-5 の自己判定

基準項目 2-5 を満たしている。

(2)2-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-5-① 校地、校舎等の学修環境の整備と適切な運営・管理

校地、校舎及び施設・設備等の学修環境については、それぞれ設置基準を満たしており、教育目的を達成するための環境は適正に整備されている。

校舎については、建築基準法第 12 条第 1 項に基づく特殊建築物定期調査を行い東近江市役所へ報告している。

平成 29 年度の大規模な工事関係は、本館 1F 大講義室の空調および照明の LED 更新工事、新館エレベーターロープ交換工事、図書館空調更新工事、図書館防水工事を行った。防水工事においては、10 年間保証付きである。

また、本館 2 階第 2 コンピュータ室パソコン 46 台を更新およびピエタス館ピアノ練習室 10 室

のカーペット張替をした。

校舎の修繕や機器の更新を含め、計画的に学修環境の整備に努めている。【資料 2-5-1】【資料 2-5-2】

概要は以下のとおりである。

ア 校地・校舎面積

本学の校地面積は、短期大学部と共用で 20,104 m² であり、大学設置基準第 37 条と短期大学設置基準第 30 条の規定により算出される必要な面積 6,700 m²（収容定員学生数 670 人×10 m²）を上回っている。また、校舎面積は 8,322 m² であり、大学設置基準第 37 条の 2 と短期大学設置基準第 31 条で規定されている必要な面積 6,450 m² を満たしている。なお、建屋全体が 3 階以下に抑えられており、地域の自然環境に溶け込んだキャンパスとなっている。

[表 2-5-1] 校地・校舎面積

単位：(m²)

区 分	収容 定員	校 地		校 舎	
		基準面積	現有面積	基準面積	現有面積
びわこ学院大学	510 人	5,100	20,104	4,100	8,322
びわこ学院大学短期大学部	160 人	1,600		2,350	
計	670 人	6,700		6,450	

イ 教室

講義室は、大講義室（240 人）[1 室]、特別講義室（200 人）[1 室]、中講義室（90 人）[5 室]、小講義室（36 人）[3 室]を備え、すべて A V 機器等によるマルチメディアに対応した装置を整備している。

ウ 体育施設

体育館（909 m²）は、更衣室、シャワースペース（温水）を完備し、また、運動場（6,194 m²）は全面に人工芝を整備している。他にテニスコート（2 面）を備え、授業や課外活動等に使用している。またスポーツ教育棟の 1 階にはトレーニングルーム、シールドルーム、実験室が設けられており、授業で活用するほか、トレーニングルームでは部活動などの個人利用も可能である。あわせて、部活動の充実、活性化につながるよう、シャワールームを含めた部室棟を整備した。

さらに、第 2 グラウンド（2599.79 m²）として、陸上競技の数種目が活動できる多目的グラウンドが平成 27（2015）年度末に完成し、平成 28（2016）年度から供用を開始した。また、スポーツ教育学科に係る実技授業については、近接の市営施設を利用しているが、市営施設運用上の制約もあって、限られた時間帯での使用となっている。学生の増加に伴い実技種目の多様化が予想されることから、これの対応が求められる。

なお、スポーツ教育学科は、平成 29 年度で完成年度を迎えたが、アスリートや体育系の指導者の養成に必要な教学・体育活動の環境整備が不十分な面があり、今後計画的に整備計画を検討する予定である。

2-5-②実習施設、図書館等の有効活用

ア 実習施設

実技・演習のできる部屋は、小児保健実習室[1 室]、理科室[1 室]、音楽室[1 室]、ピアノレッスン室[10 室]、子ども教育実習室[1 室]、行動観察室[1 室]、介護・養護・看護実習室[1 室]、入浴介

助実習室[1室]、造形室[1室]、コンピュータ室[3室]となっている。

実験・実習室には、それぞれの教育に必要な実験・実習ができる十分な設備を備えており、これらの実験室・実習室は授業に使用するほか、学生の空き時間における自学自習の使用を認めている。この他、研究室は、個室が38室（短期大学部教員も含む）あり、学生の個別相談や教員とのコミュニケーションを深める場にもなっている。

イ 図書館

図書館（2階建・1,098.49㎡）は、1階が図書館エリア（閲覧席74席、視聴覚コーナー22席、検索・相談コーナー6席）、地階がラーニング・コモンズ・エリア（机席24席、テーブル席20席、ソファ席9席）及び閉架書庫で構成されており、低書架、幅広通路、点字ブロック、手すり、スロープ等、バリアフリー構造となっている。

所蔵資料は、平成30年3月末現在で教育あるいは福祉の分野を中心に、図書が59,715冊（和書56,209冊、洋書3,506冊）、雑誌が165種（和雑誌151種、洋雑誌10種、電子ジャーナル4種）、AV資料が2,446点となっており、すべてデータベース上で検索可能である。

開館時間は、基本的には平日の9:00～20:00となっているが、大学行事に合わせ休日開館を実施するなど利用者のニーズに対し臨機応変に対応しており、平成29年度の年間入館者数は延べ38,937人と、前年度（延べ27,885人）に比べ11,000人以上の大幅増となったが、要因として考えられるのが地階の利用者増である。

平成28年10月、自習スペースであった地階を、それまでの図書館としての制約を取り払い、利用者が自由かつ多目的に活用できるラーニング・コモンズ・エリアへとリニューアル。

また、平成29年度には、利用者が自由に使用できるノートパソコン（5台）、カラープリンター（1台）、ホワイトボード（2台）、多目的ボード（4台）、オーバーヘッドプロジェクター（1台）を設置するなど施設設備の充実整備に努めた結果、学生を中心とした利用者の大幅増に繋がった。

さらに、広く地域社会にも開放することで大学としての地域貢献の一翼を担っており、地元市民や他大学の学生あるいは受験を控えた高校生など幅広い層の人々に利用いただいているが、特に20時までという開館時間については「学校帰りや仕事帰りでも、ゆっくりと利用できる。」と好評を得ている。

しかしながら、資料の増加に伴う書架や収納スペースの狭隘化、また学生の読書離れへの対応など喫緊の課題もあり、それらの課題と向き合いつつ、利用者に対する情報サービスの提供や研究支援機能の充実に向けて、引き続き、計画的な態勢整備を図っていきたい。

2-5-③バリアフリーをはじめとする施設・設備の利便性

大学施設全般についてのバリアフリーや建築物の耐震基準などの安全性は確保されており、学内LANやIT機器・設備など情報教育基盤も整っている。

学生の共用施設としては、学生食堂（150席）と学生ホール（110席）がある。食堂については、全面的に専門業者に運営を委託しているが、学生の登校日に波があることから、法人において運営費の一部を補助している。また、学生ホールに設けられている飲食コーナーでは、軽食や飲料が低価格で提供されており、学生と教職員との懇談やミーティングの場として有効に機能している。

なお、学生食堂については、学生や教職員の意見、要望を勘案し、平成28（2016）年度から業者を変更した。

2-5-④ 授業を行う学生数の適正な管理

本学においては、通常の講義は現有の教室で問題なく対応できているが、実習、演習の科目については、多数の履修登録があった場合はこれを少人数に分割して、きめ細やかな指導が行えるよう配慮している。特に、専門領域の基礎となる「スタディスキルズ」や「キャリアデザイン」などの教養教育科目にあつては、学修効果を上げるため、複数の教員が担当するなど、手厚い指導体制を整えている。

学生規模とそれに応じた教室等は概ね満たしているが、今後カリキュラムや時間割の内容次第では、その実施稼働率は満杯になることが予想できることから、教室等の稼働状況の見直しと効率化を図っていくこととする。

授業を行う人数については、多人数の科目では 2 クラス以上に分割する等の対応をしているが、カリキュラムが過密な状態であり、学生の安全と快適な教育環境の確保を優先させるためにも、規模に見合った物理的環境、教員体制の確保など、今後の大学の将来構想での検討が必要である。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 2-5-1】 大学設置基準 別表第三

【資料 2-5-2】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 施設配置図
2017 学生ハンドブック (p.174) 【資料 F-5】 より

【資料 2-5-3】 教室の稼働状況

2-6 学生の意見・要望への対応

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

(1)2-6 の自己判定

基準項目 2-6 を満たしている。

(2)2-6 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

2-6-① 学修支援に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活全般に関する学生の意見や要望は、卒業者を対象としたアンケートと在校生に対する学生生活実態調査、そして意見箱の設置によって掌握に努めている。卒業生を対象としたアンケート調査では、大学生活での感想や後輩を念頭においた改善事項が主な内容になっており、これらはFD委員会で分析検討し、翌年度の教授会で委員会報告として公表している。

2-6-② 心身に関する健康相談、経済的支援をはじめとする学生生活に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学生生活のなかでも、心身に関する健康相談や、経済的支援をめぐる学生の意見の把握については、4年生を除くすべての学年に対し実施する学生生活実態調査を、隔年ごとの概ね 11 月頃に行うことで、在籍する全学生の数量把握を試みている。

その分析や検討、活用については、全教員、また全事務各課に周知され、教員であれば学生のニーズや課題等をクラスやゼミの運営に役立てている。また事務各課についても、学生の実態を数量

的に把握し、自由記述欄からダイレクトな意見を知ること、各課における年間行事の企画等に活用している。

とくに心身に関する健康相談については、数量的把握のみならず、保健室との連携や、各クラス、各ゼミの担当教員が会議等でなからず学生の近況報告を受けながら、学生個々の情報が共有される仕組みをとっている。経済的支援が必要な学生に対しても、奨学金受給の有無や受給している種類に伴う金額を理解し、学費の未納等の情報までも教職員間で共有することができている。

共有の結果、各クラス、各ゼミの教員が、その情報をもとに学生指導を行っている。

2-6-③ 学修環境に関する学生の意見・要望の把握・分析と検討結果の活用

学修環境全般に関しても、先の学生生活実態調査を参考にしながら、様々な取り組みを実施している。意見箱の設置や学長と学生との懇談等はその最たるものである。

意見箱については、食堂と学生ホールに設置しており、定期的にチェックしたうえで、必要に応じ学生委員会に報告している。

こうした定型的な意向調査とは別に、毎年、「学長と学生・学友会代表の懇談会」が設けられており、平成 29 (2017) 年度においてもたれた会議【実施日：2 月 22 日 (木)】では、食堂利用、スクールバス・駐車場、図書館、キャンパスアメニティーなど施設・設備の利用に係わることや教育指導のあり方、経済面での支援など、大学生活全般に関する事項が話し合われた。【資料 2-7-11】

これらの要望事項については、財政面や施設構造、制度面からの制約もあって直ちに対応できない事項もあるが、例えば、一部トイレのウォシュレット化や駐車場の舗装など取り組みが可能なものについては適宜改善策を講じている。また、ソフト面ではキャンパス内での喫煙禁止について、受動喫煙防止の観点から平成 27 (2015) 年度、喫煙場所を 1 カ所にし、平成 29 (2017) 年度以降、キャンパス内全面禁煙としている。【資料 2-7-12】

また、学生食堂のメニューや価格に関する要望も多かったことから、平成 27 (2015) 年度から学生食堂を運営する業者を変更し、価格帯もよりリーズナブルにする等の工夫を行いながら、学生のニーズを取り入れた取り組みを継続して行っている。

【自己評価】

学生生活全般に関する学生たちの意見・要望は、アンケート調査などを通して適正に把握しており、その分析結果については、取り組み可能なものから順次対応している。学生サービスについては、小規模大学であることから教職員が個別に対応するケースが多く、それらを各学科会議やコース会議等の議題に載せ、情報の共有化に努めている。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 2-6-1】平成 29 (2017) 年度 学長と学生との懇談会記録

【資料 2-6-2】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 学内禁煙推進計画

(3)2-6 の改善・向上方策(将来計画)

・学生生活の支援

本学では、小規模校の強みを活かして、クラス・ゼミ活動や授業における小集団活動などの身近なくりのなかで学生同士の交流を支援し、学生の人間関係調整力の涵養に努めている。また、実習指導での活動や大学祭における「わくわくフェスタ」などの取り組みは、学生の連帯感を高めるうえで有効に機能している。そのなかで、今年度は、周囲になじめない学生が少なからず存在することから、企画・運営、活動内容等について多面的に見直すことを目標にあげ、3、4 年生のなかでも希望者を募り、S A という形で主に 2 年生へのサポートを組織的に行った。その結果、1.2 年生同士の団結力が高まり、全身体制での関わりを持つことができた。

人権研修においては、クラス・ゼミでの顔見知りの関係から本音が出し易く、互いの生き方が確認できる点は評価できるが、開催方法が固定化しており、新鮮さに欠けるとの指摘もあることから、課題の設定や取り組み方法等についての検証が求められている。また、ハラスメント防止研修も恋人同士でのデートDVや、上級生となる学年にはブラックバイトから労働契約を考えてもらう取り組みを行い、自分の問題として関心をもてるよう工夫した。クラス・ゼミ内での時間的制約があるなか、少しでも調整を図りながら、人権研修の取り組みをフィードバックする機会を次年度から実施したい。

・学生の意見・要望に対する対応

学生生活に関する学生の要望は、学生委員会で集約している。これまでは食堂利用、スクールバス、談話室の拡張、キャンパスアメニティーに関する課題等があり、可能な事項から順次改善を加えているが、先送りされているものもある。今後、アンケート調査を定量的に集約し、中期経営計画に位置づけるなど具体化のシナリオを提示していきたい。

社会情勢の変化に伴って、学生が抱える悩みや大学への期待感は、年々複雑・多様化しており、直ちに解決策が見いだせない事例も多くなっている。これまでは、さまざまな生活相談に関して、クラス・ゼミの担当者が受容的な態度できめ細やかな支援を行ってきたが、専門的視点から一歩踏み込んだ対応ができるよう体制面での整備が求められる。こうしたことから、平成 27 (2015) 年度以降、体調不良者への日常的な対応はもとより、精神面での悩みを持つ学生に対するメンタルな相談ごとにも対処できる保健室担当者を配置した。平成 29 (2017 年) 年度の保健室利用者は、94 名 (3 月 31 日現在) となっている。

【基準 2 の自己評価】

学生の受け入れから学修支援やキャリア支援、学生に対する満足度を高めるための仕組みや、環境整備、適切な運営管理等において、基準を満たしていると思われる。

基準3. 教育課程【領域:卒業認定、教育課程、学修成果】

3-1. 単位認定、卒業・修了認定等

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定等基準等の策定と周知

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

(1)3-1 の自己判定

基準項目 3-1 を満たしている。

(2)3-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-1-① 教育目的を踏まえたディプロマ・ポリシーの策定と周知

本学は教育目的として「地域社会の持続的発展に主体的に貢献する有為な人材育成」を掲げている。本学が位置する滋賀県東部地域は総じて人口減少が進みつつあり、とりわけ、少子化の進展と高齢者の増加は年々顕著になっている。本学が目指す福祉の素養と深い教養を身につけた教諭・保育士や地域スポーツや健康増進等をサポートする人材を養成することは、地域の人的需要に沿ったものであり、今日の社会がかかえる課題解決にとっても重要である。こうした教育目的にもとづき、子ども学科で

は「子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成」を、また、スポーツ教育学科では「スポーツ教育に係わる広範な知識・技術を教育研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成」を学科の教育目的としている。【資料 3-1-1】

ディプロマ・ポリシーも、上記の教育目的と関連させ、各学科において5つの目標を掲げている。例えば、子ども学科では、「・子どもの心身の成長・発達に対し、一人ひとりの学習や生活を支援しうる教育、保育、福祉について専門知識を修得している。・教育をめぐる様々な問題状況を積極的に予見・発見し、的確な判断のできる視座を有している」を、また、スポーツ教育学科では「・人間の発達や地域の発展に対し、スポーツが貢献しうるための専門的知識や技能を修得している。・スポーツをめぐる様々な問題状況を積極的に発見し、的確な判断のできる視座を有している」を掲げている。【資料 3-1-2】

そして、このような観点から教育課程を構築し、カリキュラムマップ作成による学生教育を進めている。また、教育目的、ディプロマ・ポリシー、ならびにこれらの関連については、「学生ハンドブック」に明記し、ガイダンス等で学生に説明をおこなっている。【資料 3-1-3】

3-1-② ディプロマ・ポリシーを踏まえた単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定等基準等の策定と周知

単位認定要件は、学則第7章（教育課程及び履修方法等）、「びわこ学院大学教育福祉学部 授業科目履修及び試験等に関する規程」の第4章（「試験及び成績評価」）において、単位の認定、試験及び成績評価について規定している。これは、「2017 学生ハンドブック」に明示し、履修オリエンテーションなどにおいても学生に周知している。【資料 3-1-4】

また、シラバスには各科目についての成績評価の方法を明示している。【資料 3-1-5】

3-1-③ 単位認定基準、進級基準、卒業認定基準、修了認定基準等の厳正な適用

上記の規程と平成24（2012）年度に策定した「成績評価基準」に基づき、成績評価と単位認定を行い、教員間の合意形成をはかってきている。【資料 3-1-6】

さらに、平成27（2015）年度から各科目のシラバスにおいて、学生が授業の内容を理解できるよう必要な予習・復習時間を具体的に明示し、また、GPAを活用したCAP制を実施し、直前の学期のGPAが3.0以上の学生は履修登録単位数の上限を28単位とし、GPAが1.5未満の学生は20単位と定め、単位認定の基準、単位制度のさらなる実質化への一助にしている。【資料 3-1-7】

進級の認定要件は特段の定めはないが、卒業認定については、学則第9章（卒業及び学位）、「びわこ学院大学教育福祉学部 授業科目履修及び試験等に関する規程」の第7章（「卒業資格」）で明示しており、これに基づいて卒業判定教授会において厳正に審議、決定している。【資料 3-1-4】【資料 3-1-8】

【自己評価】

本学では、教育目的と連動したディプロマ・ポリシーを策定し、「学生ハンドブック」等を活用し、その主旨を学生に組織的に周知させてきている。また、単位認定及び卒業認定要件の基準に関する規程を定め、学生に適正に明示するとともに、個々の単位認定、卒業認定にあたって厳正に適用している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-1-1】 びわこ学院大学 学則第1条（学校法人滋賀学園規程集 2-11） 【資料 F-3】 より

【資料 3-1-2】 ディプロマ・ポリシー

【資料 3-1-3】 科目配置表、ナンバリング

【資料 3-1-4】 授業科目履修及び試験等に関する規程

- 【資料 3-1-5】 シラバス
- 【資料 3-1-6】 成績評価基準
- 【資料 3-1-7】 CAP制（履修登録単位数の上限）説明資料
- 【資料 3-1-8】 平成 29（2017）年度 卒業判定資料
- 【資料 3-1-9】 春学期終了時の成績推移

(3)3-1 の改善・向上方策(将来計画)

平成 27（2015）年 10 月の大学機関別認証評価の現地調査でも指摘されたが、平成 26（2014）年度に再試験制度を廃止したことによって学生の成績評価や免許状・資格の取得などに影響が生じていることが懸念されたが、実際の影響について成績評価データを整理し、影響は殆どないことを明らかにした。【資料 3-1-9】

進級等の認定の基準の明確化については、関係委員会での協議・議論を踏まえながら学内での合意を得ながら検討していく。

3-2. 教育課程及び教授方法

- 3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知
- 3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性
- 3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成
- 3-2-④ 教養教育の実施
- 3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

(1)3-2 の自己判定

基準項目 3-2 を満たしている。

(2)3-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-2-① カリキュラム・ポリシーの策定と周知

本学学則の第 1 条第 2 項には教育福祉学部子ども学科の教育目的として、「子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする」としている。また、同条第 3 項にはスポーツ教育学科の教育目的として、「スポーツ教育に関わる広範な知識・技術を教授研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成を目的とする」と規定している。そして、これらの教育目的をもとに学科ごとにカリキュラムポリシー（教育課程の編成方針）をそれぞれ設定している【資料 3-2-1】。カリキュラム・ポリシーは、「2017 学生ハンドブック」にそれぞれ明記し、ガイダンス等で説明をおこない周知を図ってきている。

3-2-② カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーとの一貫性

教育課程の編成にあたっては、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに基づき、各学科における学年ごとの教育目標を明らかにしている。また、教育課程の体系的編成という点では、小学校、幼稚園、養護教諭、保育士、社会福祉士（以上、子ども学科）、中学・高校教諭（保健体育）、特別支援学校教諭（以上、スポーツ教育学科）の養成課程ごとに教育目標を設定し、各学年次における履修目標を明らかにするなど、子ども学科及びスポーツ教育学科の教育課程編成は、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに基づき検討・実施されている。【資料 3-2-2】

3-2-③ カリキュラム・ポリシーに沿った教育課程の体系的編成

平成 29 (2017) 年度に改訂したカリキュラムマップを踏まえ、子ども学科とスポーツ教育学科のカリキュラムについて、教務委員会を中心に継続的に検討を行ってきたが、平成 29 (2017) 年度に両学科の教育課程（教養教育を含む）の改訂について、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーに沿って検討を進め、新たに編成した。【資料 3-2-3】

【自己評価】

本学では、教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを作成し、両者のポリシーが学生教育に連動するよう鋭意努力を重ねてきている。また、教育課程の編成方針を策定し、これらの内容は大学案内やシラバスを通して学生及び教職員に明示し、啓発、周知を図ってきている。そして、このような努力を集約する形で今年度、教育課程を検討し、新たなカリキュラムを編成した。

3-2-④ 教養教育の実施

【事実の説明】

本学は、「学問の裾野を広げ、様々な角度から物事を見ることができる能力や自主的、総合的に考え、的確に判断する能力、豊かな人間性を養い、自分の知識や人生を社会との関係で位置づけることのできる人材を育てる。」という教養教育の理念・目的のもと知性と教養を養うための教養科目を開講してきた。

平成 26 (2014) 年度には、子ども学科において教養教育課程におけるカリキュラムマップを作成した。【資料 3-2-4】

このカリキュラムマップは、学科及び免許ごとに履修科目を系統的に、関連性をもたせて体系化したもので、このカリキュラムマップをもとに各科目のシラバスについて教務委員会が中心となり、毎年第三者チェックを行っている。【資料 3-2-5】

平成 26 (2014) 年度に開学したスポーツ教育学科においては、人権教育、日本国憲法などの教養教育を実施してきた。平成 29 (2017) 年度はスポーツ教育学科完成年度となり、教養教育においてもシラバスを適切に整備し、計画的に適切に実施した。

本学では、カリキュラム変更の適用時期を平成 30 年度とし、そのための検討・作業を平成 29 年度に行った。

教養科目については、子ども学科、スポーツ教育学科ともに教養科目を①大学入門、②共通教養科目、③外国語・体育科目、④留学生を合わせ 28 単位とし、学科間を統一し学部共通とした。

【自己評価】

教養教育を効果的に推進するためのカリキュラムマップを作成した。このカリキュラムマップにより、学生にとっては効率よく履修科目が選択できることになり、教育効果の向上が見られた。

平成 29 年度までは、子ども学科、スポーツ教育学科と学科間で教養科目に差があったが、カリキュラムの検討を重ね、教育福祉学部として学部共通とすることで、科目数は実質増えず、教養科目を充実させることができた。

改善・向上方策(将来計画)

本学の教員体制は大学設置基準を満たしているが、教員配置では教員の年齢構成やキャリアは多様であり、学生の実態や課題、特性などをもとにした学生指導、授業方法、進路指導のあり方などについて教員間での一定の共通理解が必要である。また、平成 30 年度における教員確保に際しては教育力の維持向上の視点から、一部公募方式を導入した。

教養科目の中味のより一層の充実が求められる。

3-2-⑤ 教授方法の工夫・開発と効果的な実施

教授方法については、平成 29(2017)年度も F D 委員会を中心に次の取り組みを行った。

- ・教員間での公開授業は、春学期、秋学期に 1 回ずつ実施することとし、授業内容・方法のさらなる充実を図った。【資料 3-2-6】
- ・また、例年と同じく、授業評価アンケートを春学期、秋学期の最終月に実施し、アンケート結果については個々の教員がコメントをすることを通じて（このコメントは大学ホームページ上で学生等に公開）、自身の授業改善のための省察を行った。
なお、授業を受ける上での当事者意識、責任感を高めるために、平成 27 年度より記名方式を採用している。【資料 3-2-7】
- ・この授業評価アンケートに加えて、科目担当者と受講学生でより良い授業を作っていくための新たな試みとして、平成 27 年度から授業改善アンケートを実施している。これは春学期、秋学期の第 5 週目の授業時に実施し、5 回の授業を終えての感想、授業に対する取り組み（予習・復習・受講態度）の自己評価、授業への要望を記述させる。【資料 3-2-8】
- ・第 1 回 F D 研修会では、アクティブ・ラーニングを正しく理解するための知識を学び、実際に自分の授業で実践するため、具体的な教育技法や学習デザイン方法を体験したり、意見交換を行った。【資料 3-2-9】
- ・第 2 回 F D 研修会では、第 1 回の内容が好評であったため、1 回目と同じ講師を招聘し、学生のやる気を引き出し、受講態度の変容の秘訣を学び、授業をキャリア教育化すること等について意見交換を行った。【資料 3-2-10】
- ・本学では、アクティブ・ラーニング入を積極的に取り入れる努力をしている。

【自己評価】

本学では、平成 26（2014）年度において見直しを行った新たな教育課程の編成方針に則って教育課程を体系的に再編成した。カリキュラムマップ改訂、F D 研修、教員間の公開授業、学生による授業評価等を通して、引き続き教授方法のまた、F D 研修を通して、工夫・開発と効果的な実施を心がけている。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 3-2-1】びわこ学院大学 学則第 1 条（学校法人滋賀学園規程集 2-11） 【資料 F-3】より
- 【資料 3-2-2】子ども学科、スポーツ教育学科、各養成課程の各教育目標一覧
- 【資料 3-2-3】平成 30（2018）年度 教育課程（カリキュラム）
- 【資料 3-2-4】教養教育カリキュラムツリー
- 【資料 3-2-5】シラバスの教務委員会チェック資料（平成 29（2017）年度実施分）
- 【資料 3-2-6】平成 29（2017）年度 公開授業参加報告書（春学期、秋学期）
- 【資料 3-2-7】平成 29（2017）年度 授業評価アンケート報告書（春学期、秋学期）
- 【資料 3-2-8】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 授業改善アンケート
- 【資料 3-2-9】平成 29（2017）年度 第 1 回 F D 研修会報告書
- 【資料 3-2-10】平成 29（2017）年度 第 2 回 F D 研修会報告書

(3)3-2 の改善・向上方策(将来計画)

ディプロマポリシーや養成するべき教員・保育士像に基づき、さらに、改訂されたカリキュラムマップに基づいて、教育課程の検証をおこない、平成 30（2018）年度実施予定の新カリキュラムの検討を進める。

そして、教授方法についても、1 年間に 2 度の公開授業と授業評価アンケート、授業改善アンケート、F D 研修充実等を通じて次年度以降もさらなる向上を図っていく。

本学では、カリキュラム変更の適用時期を平成 30 年度とし、そのための検討・作業を平成 29 年度に行った。

授業評価アンケートについては、平成 30 年度に向けて、課題提出に対する取組態度を項目に追加するとともに、自由記述欄の工夫等、更なる改善を図ることとする。

3-3. 学習成果の点検・評価

3-3-① 三つのポリシーを踏まえた学修成果の点検・評価方法の確立とその運用

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学習成果の点検・評価結果のフィードバック

(1)3-3 の自己判定

基準項目 3-3 を満たしている。

(2)3-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

3-3-① 3つのポリシーを踏まえた学習成果の点検・評価方法の確立とその運用

【事実の説明】

教育目的の達成状況について、平成 29 (2017) 年度の子ども学科卒業生の進路は【表 2-5-1】のとおりである。小学校、幼稚園、特別支援学校の教員、保育士として就職した卒業生は全体の 59.5%で、児童福祉施設、介護福祉施設などの社会福祉施設に就職した卒業生は 4.5%となっている。そして、一般企業に就職した卒業生は 32.0%となっている。

また、免許状・資格の取得状況については、卒業生数 66 人に対し小学校教諭は 20 人、幼稚園教諭 39 人、保育士 32 人、養護教諭 9 人、特別支援学校教諭 3 名、社会福祉士（受験資格）2 人である。そして、こども学卒業研究としての卒業論文は必修とし、例年同様、卒業研究抄録集として発刊し、全員、掲載を義務づけている。

これらの結果から、子どもに関わる教育・保育・福祉の専門職を養成するという子ども学科の教育目的（本学学則第 1 条第 2 項「子どもに関わる広範な知識・技術を教授研究し、教育、保育及び福祉に関して高度な専門性を有する人材の育成を目的とする」）は概ね達成しているものと考ええる。

スポーツ教育学科卒業生の進路は【表 2-5-1】のとおりである。特別支援学校の教員 12.5%、その他（体育協会）6.0%、大学院（スポーツ学科）6.0%となっている。そして、一般企業に就職した卒業生は 69.0%、公務員（警察官）6.0%となっている。

また、免許状・資格の取得状況については、卒業生数 16 人に対し中学校保健体育教諭は 4 人、高等学校保健体育教諭は 4 人、特別支援学校教諭 3 人、障害者スポーツ指導員（初級）2 人、健康運動実践者指導者（受験資格）3 人である。そして、卒業研究として全員が卒業論文に取り組み、11 人がスポーツ関係の論文、5 人が特別支援教育関係の論文を完成させた。

これらの結果から、スポーツ教育に関わる広範な知識・技術を教授研究し、保健体育教育、特別支援教育及び地域スポーツ教育に関して高度な専門性を有する人材育成を目的とするという、スポーツ教育学科の教育目的は、概ね達成しているものと考ええる。

また、平成 29 (2017) 年度も前年度に引き続き、学生が就職した一般企業の評価を把握するため、企業向けのアンケート調査を実施した。例年同様、本学の建学精神である「地域に貢献する人材の育成」について、高い評価をえている【表 3-3-1】。

【自己評価】

卒業生の進路状況、免許状・資格の取得状況、そして、卒業論文への取り組み状況から、両学

科ともそれぞれの学科の教育目的をおおむね達成していると考え。また、本学は、専門職養成という教育目的に向けて、学修や生活環境、教職員の支援が、卒業生の就職先の企業アンケートからも、組織的・効果的に機能していると言える。

<エビデンス集 (データ編) >

【表 2-5-1】平成 29 (2017) 年度 卒業生の進路状況

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 3-3-1】平成 29 (2017) 年度 卒業生の進路一覧

【資料 3-3-2】平成 29 (2017) 年度 卒業生の免許状・資格の取得状況

【資料 3-3-3】学生が就職した企業を対象としたアンケート調査 (平成 29 (2017) 年度)

[表 3-3-1] 「企業が重視する点」と「本学卒業生の印象評価」の比較
平成 27(2015)年度 及び 平成 28(2016)年度 卒業生
就職先企業・施設アンケート調査 (大学)

・採用にあたって、
どのような点を重視されますか

・本学の卒業生の印象について、
どのように評価されますか

(社)			(5段階評価の平均)		
1	コミュニケーション能力がある	11	1	誠実である	3.9
2	責任感がある	8	2	人への思いやりがある	3.8
2	熱意・意欲がある	8	3	熱意・意欲がある	3.7
4	誠実である	7	4	行動力がある	3.6
4	協調性がある	7	4	コミュニケーション能力がある	3.6
6	人への思いやりがある	6	4	協調性がある	3.6
7	社会常識がある	5	7	チャレンジ精神がある	3.5
7	行動力がある	5	7	仕事への理解力がある	3.5
9	主体性がある	3	9	責任感がある	3.4
9	粘り強さがある	3	9	粘り強さがある	3.4
9	チャレンジ精神がある	3	9	地域に貢献する意欲がある	3.4
9	創造力がある	3	12	社会常識がある	3.3

3-3-② 教育内容・方法及び学修指導等の改善へ向けての学習成果の点検・評価結果のフィードバック

【事実の説明】

教育内容・方法及び学習指導等の改善については、前述のとおり、春学期、秋学期の第5週目の授業時に実施する授業改善アンケート、そして、各学期末に実施する授業評価アンケートをもとに行っている。

平成 27 年度から実施した授業改善アンケートでは、5 回の授業を終えての感想、授業に対する取り組み (予習・復習・受講態度) の自己評価、授業への要望を記述させ、教員はそれを参考にして授業の改善を図っている。【資料 3-3-4】

授業評価アンケートは、13 項目にわたる質問項目を設定しており、数値化したアンケート結果は教員に返却され、個々の担当科目ごとにその結果についてのコメントを加え、大学ホームページ上で学生に公開する。この一連の取り組みを通して、担当教員は授業内容や指導方法にフィードバックし、教育目的の達成に向けた所要の改善を講じている。なお、授業を受ける上での当事者意識、責任感を高めるために、昨年度より記名方式を採ることとした。【資料 3-3-5】

また、公開授業をとおした教員同士の授業評価を実施し、その結果を教職員にネット上に公開

してきている。この公開授業は今年度も実施したが、授業改善の一助となるよう、FD委員会を中心に組織的に実施してきている。

【自己評価】

本学では、教育内容・方法、学習指導の改善に向けて、授業評価アンケートに加えて授業改善アンケートを新たに導入し、その評価結果は個々の教員にフィードバックしている。こうした取り組みは、教員の教育姿勢を刺激することとなり、教育目的の達成に向けて教育力の全般的なレベルアップが図られているものと認識している。また、教員間の公開授業は、授業改善に結びついていると認識している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 3-3-4】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 授業改善アンケート

【資料 3-2-8】 に同じ

【資料 3-3-5】 平成 29（2017）年度 授業評価アンケート報告書（春学期、秋学期）

【資料 3-2-7】 に同じ

(3)3-3 の改善・向上方策(将来計画)

卒業生の進路状況、免許状・資格の取得状況、就職先の企業アンケート、学生アンケート、そして、公開授業による教員同士の授業評価の実施、ならびに、これらに対するデータの整理と蓄積を行い、それをもとに学内での論議と検討を通じて授業内容やカリキュラム等の改善・向上を図ってきている。少子化のもとでの学生の大学での学びへの意識の変化、学力的課題、社会や就職への意識の変化、大学と社会との関係のあり方の検討等、従来と異なるさまざまな課題が予想され、このような課題をどう把握し、総合的な視点から実りある学修をどう実現するか、継続して検討を進めていく。

【基準 3 の自己評価】

本学では、教育目的を踏まえ、カリキュラム・ポリシーとディプロマ・ポリシーを作成し、両者のポリシーが学生教育に連動するよう鋭意努力を重ねてきている。例えば、平成 29（2017）年度に改訂したカリキュラムマップを踏まえ、継続的に検討を行ってきた。そして、今年度、両学科の教育課程（教養教育を含む）を改訂し新たに編成した。このような努力が基準 3 の項目に対する評価を高くしていると考えられる。学生の学びに対する意識、学力課題、社会や就職への意識等、従来と異なるさまざまな課題があるが、このような課題を的確に把握し、総合的な視点から実りある学修を実現するよう、鋭意努力を重ねていきたい。

基準4. 教員・職員

4-1 教学マネジメントの機能性

- 4-1-① 大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮
- 4-1-② 権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築
- 4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

(1)4-1 の自己判定

基準項目 4-1 を満たしている。

(2)4-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-1-①大学の意思決定と教学マネジメントにおける学長の適切なリーダーシップの確立・発揮

【事実の説明】

本学の教学上の意思決定は、学部構成が1学部2学科であることから、学長が議長となる教授会において、学務運営全般にわたって審議・決定している。教授会には各分野を専門的に調査・検証する委員会を設けており、学長や教授会からの諮問をはじめ、教学上の事案に関して掘り下げた協議を行っている。

また、人事、予算、外部連携など大学運営に関する基本的事項については、教授会での審議に先立ち、法人理事長、学長及び事務局長からなる「三役会議」において調整を図っている。なお、大学と法人全般に係わる事項である予算・人事、規程の整備、組織の改編、施設整備、対外的な交流（提携、協定等）等については、学校法人の理事会及び評議員会において審議し承認・了承を得ることとしている。

「理事会業務委任規則」では、「理事会は、びわこ学院大学の管理・運営に関する業務のうち、教育・研究に関する業務をびわこ学院大学学長に委任することができる」としており、学長には大学を統括して運営にあたる権限と責任が付託されている。【資料4-1-1】

意思決定の具体的なプロセスは、「三役会議」から「企画運営会議」「教授会」「学科会議」及び「コース会議」に至る各組織での協議を踏まえて意見集約を図っている。さらに、18の委員会と「事務局部課長会議」が意思伝達と業務執行の補完的機能を果たしている。なお、一連の会議には関係する事務職員も参画していることから、実務レベルでの情報交換と意識の統一などコミュニケーションの促進にも機能している。

教学上の意思決定は、教授会が中核的機能を担っている。学長は教授会を主宰し、本学の将来構想や入試、教務、学生支援、学生進路等の事案について会議をリードし、集約された事項について、業務を指揮・執行する。また、学長、学部長、学科長、教務部長、学生部長、図書館長、学長推薦教員及び事務局長からなる「企画運営会議」では、教授会事案の事前調整や当面する運営諸課題などを横断的に協議・調整し、学長のリーダーシップのもとに、学務を実行している。

教授会の下に設置する委員会では、各委員会規則に則って運営され、委員長は審議経

過を学長に報告するとともに、必要な事項については教授会の審議に付し、学長が最終決定を行う。一方、学部と短期大学部に共通する組織としての4センター（入学センター、実習・実践支援センター、進路・就職支援センター、外部連携研究センター）は、各センター長がセンターの運営規則に則り職務を遂行している。特に、重要事項や全学的に取り組む事案等に関しては、教授会での審議を踏まえ、学長の了解の下で業務を執行している。

【自己評価】

本学は、小規模大学としての特色を生かして事務執行のスピード化を重視している。管理・運営に関する全般的事項については、学長が主宰する企画運営会議において総括的な審議を行い、三役会議などを通して理事長との連携を適切に確保している。また、教学面については、学長を議長とする教授会で意志決定を行っており、学長のリーダーシップが適正に発揮される体制のもとで、組織的な大学運営が実行されている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-1-1】 理事会業務委任規則（学校法人滋賀学園規程集 1-3）

4-1-②権限の適切な分散と責任の明確化に配慮した教学マネジメントの構築

【事実の説明】

本学運営の基本的方針については、「三役会議」で協議し、その内容に基づいて学長が業務執行することを原則としている。この「三役会議」は、各週の定例会議のほかに、緊急事案についてはその都度臨時に開催しており、協議内容については、「企画運営会議」において総合調整を図った後、教授会（事案によっては「事務局課長会議」）を通して学内に周知している。【資料 4-1-2】

これらの組織は学長が主宰（「事務局課長会議」にあつては事務局長）していることから、その権限と責任の所在は明確である。また、教授会の傘下にある常置の委員会等については、それぞれの委員会規程に基づき運営しており、委員長または代行者は円滑な運営と業務執行にあたる一方、全学横断的に確認を必要とする事項については、教授会において審議経過等についての報告を行う。【資料 4-1-2】

なお、学校教育法の改正に伴い、事務局による事前調整をもとに企画運営会議と教授会の議を経て学内諸規程についての所定の見直しを行った。その主たる事項は、学則第63条に定める教授会に関する規程であり、構成および審議事項の範囲等について大幅に改定した。

教授会については、平成29（2017）年度は毎月第4水曜日に開催した。その構成は、教授、准教授、専任講師、助教及び事務局委員（総務部長・教務課長・学生支援課長）で組織し、学長が会務を主宰する。

教授会には下部機関として18の委員会を組織している。これらの委員会は月次の定例日に開催し、学長または教授会からの諮問事案をはじめ、教学・教務に係る事務作業などについての具体的な検討を行い、その内容を学長に報告する。学長はこれらの検討結果をもとに、必要と認める事項について教授会に諮り、その審議経過をもとに最終決

定を行う。主要な委員会の審議・協議内容は以下のとおりである。

1) 教務委員会

教育課程の編成、運営をはじめ、学生の転学、留学、休学及び退学除籍等に関する事項を協議し、教授会に上申するほか、単位互換制度、既修得単位の認定、聴講生、研究生、科目等履修生及び留学生に関することなどを審議検討する。

2) 学生委員会

学生が学園生活を円滑に過ごすことができるよう総合的支援を行うことを目的として設置されている。また、進路支援や学生会・課外活動支援などの学生支援を行っている。

3) 自己点検・評価委員会

自己点検・評価に関する必要な事項を審議するとともに、教職員の資質の向上に資する組織的な取り組みの提案、実行などを所掌している。

4) 図書館委員会

附属図書館として、充実した図書館運営の在り方を協議することを目的に設置されている。

学士教育課程の教学組織については、教育福祉学部子ども学科には「子ども教育コース」と「子ども福祉コース」の2つのコースを設け、学科会議と個別のコース会議を組織している。学科や各コースからの審議・要望事項については、学科長連絡会議により学長に提案する。

この他、教育目的をより重層的に実践するため、「入学センター」「実習・実践支援センター」「進路・就職支援センター」「外部連携研究センター」の学部教育を支援する4機関を開設している。

「入学センター」は、学生募集活動や入試事務を所掌するとともに、AO入試等で早期に本学入学が決まった高校生に対する「入学前学習」の支援にあたっている。

「実習・実践支援センター」は、各種の実習に関わる業務全般を所掌するとともに、卒業生に対する実践指導も行っている。

「進路・就職支援センター」は、在学生の進路決定や就職指導を所掌するとともに、外部機関における学生のインターンシップ活動を支援している。

「外部連携研究センター」は、大学と地域との連携を深める各種事業の企画・実践や自治体や関係機関・団体との協賛活動など学外への発信機能を所管するほか、外部資金の獲得や関連する事項の情報収集及び調査・研究を実施する。

これらのセンターには、それぞれ「企画運営委員会」を置き、所掌事務に係る企画・運営と事業推進についての審議を行い、本学の教学活動を補完するとともに、地域の社会活動を支援し、活性化に寄与している。【資料 4-1-3】【資料 4-1-4】【資料 4-1-5】【資料 4-1-6】

【自己評価】

大学運営にあたっては、開学以来大学設置申請書に即して、各組織のリーダーは責任感をもって職務を遂行しており、大学組織は有効に機能してきた。

【図 4-1-18】「教学組織」については、すべて規程を整備しており、各組織の権限と

責任を明確にしているとともに、機能性も確保している。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-1-2】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 三役会議 運営要領
(学校法人滋賀学園規程集 4-20)
- 【資料 4-1-3】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程
(学校法人滋賀学園規程集 4-9)
- 【資料 4-1-4】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 実習・実践支援センター規程
(学校法人滋賀学園規程集 4-14)
- 【資料 4-1-5】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 進路・就職支援センター規程
(学校法人滋賀学園規程集 4-11)
- 【資料 4-1-6】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程
(学校法人滋賀学園規程集 4-13)
- 【資料 4-1-7】 びわこ学院大学 教務委員会規程 (学校法人滋賀学園規程集 2-34)
- 【資料 4-1-8】 びわこ学院大学 学生委員会規程 (学校法人滋賀学園規程集 2-35)
- 【資料 4-1-9】 びわこ学院大学 自己点検・評価委員会規程 (学校法人滋賀学園規程集 2-38)
- 【資料 4-1-10】 びわこ学院大学 図書館委員会規程 (学校法人滋賀学園規程集 2-36)
- 【資料 4-1-11】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 企画運営会議規程
(学校法人滋賀学園規程集 4-8)

[図 4-1-18] びわこ学院大学 教学組織図



4-1-③ 職員の配置と役割の明確化などによる教学マネジメントの機能性

【事実の説明】

組織編成については、「法人本部規程」、「事務組織規程」及び「びわこ学院大学組織運営規程」に則って法人の部署の設置とその所管業務及び各課の事務分掌を定め、能率的に業務が行えるよう、役割を明確にしている。これらの規程に基づき、本学園全体の人員配置のバランスを考慮しつつ、大学の業務に適った適材適所の人事のもとに、効率的な業務執行を心掛けている。【資料 4-1-12】【資料 4-1-13】【資料 4-1-14】

具体的には、法人の事務組織については、学校法人滋賀学園組織規程に示すとおり、法人全体の管理運営を所掌する法人事務局、大学と短期大学部の管理運営を所轄し、主として教育・研究を支援する大学・短期大学部事務局を設置しているほか、滋賀学園中学・高等学校ならびに附属こども園に事務室を置いている。

大学及び短期大学部は、大学事務局が短期大学部事務局を兼任しており、事務局長の下に総務部、教務部、学生部、入学部、総合企画部、図書館を置き、総務部には総務課、教務部には教務課及び実習・実践支援課、学生部には進路・就職支援課および学生支援課、入学部には入試広報課、総合企画部には総合企画課及び外部連携支援課、図書館には図書課を設置し、それぞれの部局には専任職員を配置している。

また、入学センター、実習・実践支援センター、進路・就職支援センター及び外部連携研究センターにはセンター長と事務局兼務の事務職員を置き、入試業務及び授業や教員の教育研究活動支援、地域とのさまざまな交流活動の窓口として機能している。

以上の各部には部長（次長）、課には課長、センターにはセンター長を置き、役割を明確にするとともに権限と責任の明確化も図っている。

大学経営の総合調整を図る機関とし組織した「企画運営会議」では、学長、学部長、学科長、各委員会委員長などの教員の他に、事務局長と総務部長が教学マネジメントに参加している。また、教務部門と管理部門相互の連携や意識統制、情報共有の機会とし、経営マネジメントに参加する機会をもっている。

この他、全学的な常置委員会として設置している「教務委員会」、「学生委員会」、「入学センター企画運営委員会」、「図書館委員会」などにも、関係課長が委員として参画しており、教学・経営に事務の意向が反映できる形となっており、業務執行の機動性は適正に確保されている。【資料 4-1-7】【資料 4-1-8】【資料 4-1-3】【資料 4-1-10】

また、事務部門にあっては、「部課長会議」を組織している。毎月定例会議を開催しており、各種会議の決定事項の伝達やスケジュールの調整など事務局内の意見調整と事務機能の向上に向けての意見交換などが行われている。なお、これらの会議には必要に応じ理事長が出席し、情報の共有を図っている。【資料 4-1-15】

【自己評価】

法人の使命・目的の達成や教育・研究を支援するための業務体制が整備されており、適切に機能している。しかしながら、実務能力の脆弱性も否めないことから、次世代を担う人材の育成を計画的に進めるとともに、適正な人事配置による事務力向上に配慮する必要がある。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-1-12】 法人本部規程（学校法人滋賀学園規程集 1-4）
- 【資料 4-1-13】 事務組織規程（学校法人滋賀学園規程集 1-5）
- 【資料 4-1-14】 びわこ学院大学 組織運営規程（学校法人滋賀学園規程集 2-1）
- 【資料 4-1-7】 びわこ学院大学 教務委員会規程（学校法人滋賀学園規程集 2-34）
- 【資料 4-1-8】 びわこ学院大学 学生委員会規程（学校法人滋賀学園規程集 2-35）
- 【資料 4-1-3】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 入学センター規程
（学校法人滋賀学園規程集 4-9）
- 【資料 4-1-10】 びわこ学院大学 図書館委員会規程（学校法人滋賀学園規程集 2-36）
- 【資料 4-1-15】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課長会議設置要綱
（学校法人滋賀学園規程集 4-21）

(3)4-1 の改善・向上方策(将来計画)

人事、予算、外部連携など大学運営に関する基本的事項については、教授会での審議に先立ち、法人理事長、学長及び事務局長からなる「三役会議」において調整を図っていたが、平成 30 年度より大学学部長、学科長および短期大学部学科長も加わり検討・調整することとしたことから、情報の共有・意識統制が図られ教学マネジメント機能を向上させることができる。また、学長のリーダーシップが適正に発揮される体制のもとで、組織的な大学運営を計画することになる。

4-2. 教員の配置・職能開発等

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置
- 4-2-② FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

(1)4-2 の自己判定

基準項目 4-2 を満たしている。

(2)4-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

- 4-2-① 教育目的及び教育課程に即した教員の採用・昇任等による教員の確保と配置

【事実の説明】

本学の教員数は、大学設置基準及び教職課程認定基準を充足しており、教学上必要な教員を適切に配置している。また、教員構成は、「学士（子ども学）」及び「学士（スポーツ教育学）」の学位取得に関わる教育学、保育学、社会福祉学、体育・スポーツ学などを専門とする教員が中心となっている。【資料 F-6】

専任教員 25 人の年齢構成については、60 代以上が 12 人(48%)、50 代が 7 人(28%)、40 代 5 人(20%)、30 代以下が 1 人(4%)となっている。

専任・非常勤の教員数は 97 人で、その内訳は、専任教員数が 25 人、非常勤教員数が 72 人となっている。また、専任教員による開設授業科目数は 255 科目、非常勤では 92 科目となっており、専任教員の占める授業科目比率は 68.1%である。【資料 4-2-1】

教員の採用、昇任に関する資格審査は、「びわこ学院大学教員選考規程」に基づき適切に実施している。教員の選考にあたっては、人事委員会において最終学歴と学位、研究業績、社会貢献等の審査をもとに一次選考を行い、教授会の審議を経て、学長が理事長に推挙し、理事会において決定する。【資料 4-2-2】

採用形態は、任期を設けない採用と年限を固定した任期制採用を併行して実施している。【資料 4-2-3】

この他、本学の教育目的をより戦略的に進めるため設置している4つのセンターには、平成 29 (2017) 年度において高等学校等で教育経験がある職員（高等学校校長経験者）を実務家教員として配置し、専門性を活かした学修・就職支援を行っている。【資料 4-2-2】

【自己評価】

年齢構成や職位構成にやや偏りがみられるものの、大学設置基準に定める教員数、教授数を確保するとともに、「学士（子ども学）」及び「学士（スポーツ教育学）」の専門分野に応じて必要な専任教員を適切に配置している。なお、平成 26 (2014) 年度開設のスポーツ教育学科は、本年度完成年度を迎え、基準を充足した。

教員の採用・昇任等は、所定の規程に基づき適正に実施しているものと判断している。また、教員の資質向上や能力の開発に向けて、FD 委員会を中心に研修会等を適宜実施している。

<エビデンス集・データ編>

【表 F-6】 全学の教員組織

【表 2-15】 専任教員の学部ごとの年齢別の構成

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-1】 2017 学生ハンドブック（p.170～p. 172）教員名簿【資料 F-5】より

4-2-② FD をはじめとする教育内容・方法等の改善の工夫・開発と効果的な実施

【事実の説明】

教員の研修、FD活動を始めとする教育内容・方法等の工夫・開発と効果的な実施については、先述のように、FD委員会を中心に平成 29 (2017) 年度は次の取り組みを行った。

- ・教員間での公開授業（5～6月、11・12月）【資料 4-2-4】
- ・授業評価アンケート（春・秋学期の各学期末）【資料 4-2-5】
- ・第1回 FD 研修会 テーマ「アクティブ・ラーニングの導入背景と具体的実践法」
【資料 4-2-6】
- ・第2回 FD 研修会 テーマ「90分でマスター！学生の受講態度が変わる、授業をキャリア化する10の秘訣」
【資料 4-2-7】

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-2-2】 びわこ学院大学 教員選考規程（学校法人滋賀学園規程集 2-13）

【資料 4-2-3】 びわこ学院大学 就業規則第3条（学校法人滋賀学園規程集 2-2）

- 【資料 4-2-4】平成 29 (2017) 年度 公開授業参加報告書 【資料 3-2-6】に同じ
【資料 4-2-5】平成 29 (2017) 年度 授業評価アンケート報告書 (春学期、秋学期)
【資料 3-2-7】に同じ
【資料 4-2-6】平成 29 (2017) 年度 第 1 回 FD 研修会報告書 【資料 3-2-9】に同じ
【資料 4-2-7】平成 29 (2017) 年度 第 2 回 FD 研修会 【資料 3-2-10】に同じ

(3)4-2 の改善・向上方策(将来計画)

- ・年齢の若い教員の採用を積極的に行い、教員の年齢構成のバランスをはかる
- ・研究活動の充実と外部資金獲得に努める
- ・FD 研修会の充実並びにSD 研修会との合同研修会の実施をはかる
- ・外部研修会への積極的参加をはかる

4-3. 職員の研修

4-3-① SD (Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

(1)4-3 の自己判定

基準項目 4-3 を満たしている。

(2)4-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-3-① SD(Staff Development)をはじめとする大学運営に関わる職員の資質・能力向上への取組み

大学・短期大学部事務局で実施する全体研修の場として、SD (Staff Development) 研修会を年間 1 回ないし 2 回開催している。事務局長が中心となりタイムリーな研修テーマを設け実施している。また、学外研修として、業務内容の専門に特化した研修が大学関係団体により多数開催されていることから、実務分野職員の知識習得の機会として、若手からベテラン職員まで積極的な参加を促している。日本私立大学協会、日本高等教育評価機構、私学経営研究会等関係団体が主宰する研修会や定例セミナーなど、延べ多数の職員が参加している。

こうした機会を活用することで、大学職員としての意識の向上と他機関とのネットワークづくりなど実務知識の習得や情報収集に役立てている。この他、自己啓発研修においては、受講料および交通費を支給することで研修機会を増やすきっかけとなっている。

平成 29 (2017) 年度も、多種多様な情報収集や本学が進む方向性について共通認識を深めることなどを目的として SD と FD の合同研修会を実施した。【資料 4-3-1】

【自己評価】

職員の現有体制がより一層機能するよう、研修機会の提供や自主研修の支援など、資質・能力の向上ための環境整備がなされているものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 4-3-1】平成 29（2017）年度 FD/SD 研修会開催状況

(3)4-3 の改善・向上方策(将来計画)

今日、少子化の進展に伴い、進学志望者の全入時代が到来するなど、大学を取り巻く環境は一層厳しくなっている。こうしたなかで、大学の存在感を維持、高揚するためには、教員は教育と研究、職員は事務執行といった画一的な機能分担ではなく、互いに大学の将来を展望し、双方が補完しあう視点と大学人としての見識が求められる。

また、限られた組織体制であるが、教職員一人ひとりが持てる能力を存分に発揮できるような適正な人事、組織編成に心掛けるとともに、高度な知識や対応力の修得に向けて、教員・職員との合同研修会の開催や外部研修への自主参加の支援など、教職員の潜在的能力がより一層発揚されるようさまざまな機会を効果的に活用しながら研鑽を深めていきたい。

4-4 研究支援

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

4-4-③ 研究活動への資源の配分

(1)4-4 の自己判定

基準項目 4-4 を満たしている。

(2)4-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

4-4-① 研究環境の整備と適切な運営・管理

研究活動支援として、平成 26 年度より外部連携研究センターを設置し、研究活動を活性化させるための取り組みを検討、実施している。【資料 4-4-1】まず、大学の経費から基本的研究費として、常勤教員（教授・准教授・講師・助教）に対して個人研究費（年額 25 万円）が支給されており、研究室としての個室も準備されている。【資料 4-4-2】【資料 4-4-3】

また、学内の競争的資金としては、学長裁量経費（「プロジェクト経費」）制度を設け、個人研究費では支弁し難い多額の備品費や旅費交通費等を補い、研究活動推進に努めてきた。【資料 4-4-4】学外の競争的資金については、科学研究費助成事業への申請を全教員に促しており、平成 25 年度からは、「科研費応募要項説明会」を年に 1 回、申請時期（9 月～10 月）に開催している。【資料 4-4-5】

次に、研究時間について、専任教員にあっては、原則として週 5 日を出校日としたうえで、所定の時間内に授業、研究および学生指導等にあたることとし、そのうちの 1 日については教員の申請に基づき学外研修日として認め、研究に専念する時間を確保できるようにしている。

この他、「国内研究員（月または 1 年）規程」、「在外研究員（長期 3 か月以上 1 年以下、短期 1 か月以内）規程」を設け、国内外大学・研究機関へ研究または調査派遣を行い、研究の活性化を図っている。【資料 4-4-6】【資料 4-4-7】

4-4-② 研究倫理の確立と厳正な運用

研究倫理に関する学内規程については、平成 24 年に「研究者等の行動規範」、「『人を対象とする研究』倫理ガイドライン」、「倫理審査委員会規程」、「外部研究費補助金の不正使用の防止または不正使用の調査に関する規程」を制定した。さらに、平成 27 年度には「外部研究費補助金の不正使用の防止または不正使用の調査に関する規程」を「研究活動の不正行為の防止に関する規程」に改訂（整備）している。これらの規程等の整備によって研究倫理におけるルール及び学長、学部長、学科長、事務局長等学内の役割と責任の明確化し、研究倫理の確立と厳正な運用に努めている。【資料 4-4-8】【資料 4-4-9】【資料 4-4-10】【資料 4-4-11】【資料 4-4-12】

具体的な研究倫理及び研究に関し遵守すべき事柄に関する研修の取組みとして、コンプライアンス推進責任者（学部長）の下、年 1 回研修会を実施している。研修会は、原則として全専任教職員に出席を求め、研修 DVD の視聴、事後に「理解度チェック」と「誓約書」の提出を求めている。平成 29 年度は、教職員 27 名の参加があった。この他、日本学術振興会作成の『科学の健全な発展のために－誠実な科学者の心得－』を配架し教職員に通読の案内を行っている。【資料 4-4-13】【資料 4-4-14】

研究倫理に関わる学内審査については、人を対象とする研究のうち、倫理上の問題が懸念される研究を行う場合等に倫理審査委員会をおいて審査をしている。

また、外部研究資金の執行にあたっては、平成 23 年度に「外部研究費補助金取扱規程」、「外部研究費補助金使用に関する取扱細則」を設け、契約、購買、検収、監査等に事務職員が積極的に関与する体制や仕組みをつくり、研究費の不正使用防止に努めている。【資料 4-4-15】【資料 4-4-16】

さらに、学部教育のなかでも研究倫理の教育を位置づけ、平成 30 年度より、卒業必修科目である「スタディスキルズ I」において研究倫理に関する基礎教育を行うこととしている。【資料 4-4-17】

4-4-③ 研究活動への資源の配分

「中期経営計画（平成 26 年 12 月策定）」において、『ウ. 教育研究経費比率として 30% を確保すること。』と定め、研究活動への積極的な資源配分に努めている。平成 27 年度の教育研究費率は 27.9%、同 28 年度の同比率は 25.2%となっている。【資料 4-4-18】【資料 4-4-19】

(3) 4-4 の改善・向上方策（将来計画）

- ・教育活動資金収入の安定的な確保に努めるとともに、教育研究経費比率 30%以上の維持に努める
- ・科研費応募要項説明会の活性化をはかり、専任教員の科研費申請率が 50%を超過できるようにする。
- ・学長裁量経費（「プロジェクト経費」）制度の充実・継続に努め、研究活動の推進をはかる。

【自己評価】

科研費等の外部資金獲得教員数や研究紀要の投稿数も増加傾向にある。徐々にではあるが、研究を支援する環境が整備されつつある。

【基準4の自己評価】

本学における教学マネジメントの機能性については、学長のリーダーシップの下、組織的な大学運営がなされており、教授会などの組織上の位置付け及び役割も明確になっている。教学マネジメントの遂行に必要な職員も適切に配置し、役割を明確化している。

教員の配置・職能開発等については、大学に必要な専任教員を確保し、配置しているが、今後は、子ども学科における幼保専任教員の増員及び小学校教科（英語）専任教員の配置が望まれる。教員の採用・昇任については、規則を定め、適切に運用している。また、FD,その他教員研修及び職員のSD研修については、資質・能力向上のための研修などの組織的な実施とその見直しを行っている。

研究支援については、研究倫理に関する規則を整備し、厳正に運用している。更に研究活動のための外部資金の導入の努力を行っている。

小規模大学のため、様々な課題はあるが、その都度課題を的確に把握し、改善に向けて鋭意努力を重ねていきたい。

<エビデンス集（資料編）>

- 【資料 4-4-1】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 外部連携研究センター規程
(学校法人滋賀学園規程集 4-13)
- 【資料 4-4-2】 びわこ学院大学教育研究に関する内規
- 【資料 4-4-3】 びわこ学院大学専任教員勤務規程
- 【資料 4-4-4】 平成 29 年度びわこ学院大学学長裁量経費（プロジェクト経費）公募要領
- 【資料 4-4-5】 平成 29 年度「科研費応募要項説明会」案内
- 【資料 4-4-6】 びわこ学院大学・びわこ学院大学国内研究員規程
- 【資料 4-4-7】 びわこ学院大学・びわこ学院大学在外研究員規程
- 【資料 4-4-8】 びわこ学院大学・びわこ学院大学教員研究者等の行動規範
- 【資料 4-4-9】 びわこ学院大学・びわこ学院大学『人を対象とする研究』倫理ガイドライン
- 【資料 4-4-10】 びわこ学院大学・びわこ学院大学倫理審査委員会規程
- 【資料 4-4-11】 びわこ学院大学・びわこ学院大学外部研究費補助金の不正使用の防止
または不正使用の調査に関する規程
- 【資料 4-4-12】 びわこ学院大学・びわこ学院大学研究活動の不正行為の防止に関する規程
- 【資料 4-4-13】 びわこ学院大学・びわこ学院大学「理解度チェック」
- 【資料 4-4-14】 びわこ学院大学・びわこ学院大学「誓約書」
- 【資料 4-4-15】 びわこ学院大学・びわこ学院大学外部研究費補助金取扱規程
- 【資料 4-4-16】 びわこ学院大学・びわこ学院大学外部研究費補助金使用に関する取扱細則
- 【資料 4-4-17】 びわこ学院大学「スタディスキルズⅠ」シラバス
- 【資料 4-4-18】 びわこ学院大学・びわこ学院大学中期経営計画(平成 26 年 12 月策定)
- 【資料 4-4-19】 びわこ学院大学・びわこ学院大学教育研究費率推移

基準 5. 経営・管理と財務

5-1 経営の規律と誠実性

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

(1)5-1 の自己判定

基準項目 5-1 を満たしている。

(2)5-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-1-① 経営の規律と誠実性の維持

【事実の説明】

学校法人滋賀学園の経営理念として「この法人は、教育基本法ならびに学校教育法および就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供の推進に関する法律に従い、学校教育および保育を行い、個性ゆたかな人材を育成することを目的とする。」と、寄附行為に明記している。また、建学の精神については、「国際的視野に立ちながら、将来ますます多様化する未来社会に対応していくことができるように、広く一般教養を高め、各自の個性を尊重し、情緒豊かな人間性を育み、人間愛に満ち、自立心に富んだ、有為の人間を育成するものであり、未来の地域社会を切り拓く創意と意欲を持った人材の育成を目指す。」としている。【資料 5-1-1】【資料 5-1-2】

本学の運営については、以上の基本指針に則って関係規程を整備するとともに、学園関係者が協働しながら法規範に準拠して執行している。

【自己評価】

本学園では、教育基本法及び学校教育法の遵守はもとより、各法令に準拠した規律ある管理運営を行っている。個別具体の事案にあたっては、教授会をはじめとする各種委員会において誠実に取り組まれており、本学の経営に一貫性を確保している。また、本学の建学の精神が地域社会への貢献であることに鑑み、地域との連携を重視した大学運営に努めている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 5-1-1】学校法人滋賀学園寄附行為(学校法人滋賀学園規程集 1-1)

【資料 5-1-2】2017 学生ハンドブック (p.2) 建学の精神

5-1-② 使命・目的の実現への継続的努力

【事実の説明】

本学の使命・目的を堅実に推進するためには、教育の質向上と機能的な組織体制が求められる。

大学の教学運営に関しては、教務、学生支援、進路・就職支援委員会等で審議結果を踏まえながら、教授会において総括的な審議・協議を行っている。また、学部・短期大学部にまたがる諸事案については、学長が主宰する「企画運営会議」での総合調整を経

て、全教職員が協働して業務を執行している。

学校法人と大学運営の連携については、学長は法人の理事との評議員を兼任し、学園の意志決定機関である理事会や評議員会の場において、大学運営の基本的方針や事業の進捗状況等について自ら説明するなど、審議と議決に参画しており、大学と法人の間での意思疎通は確保されている。【資料 5-1-3】

また、大学運営に関わる主要事項については、企画運営会議や教授会等に諮る前に「三役会議」において意見調整が図られており、使命・目的の推進態勢は整っている。

【自己評価】

以上のように、理事会または教授会等の審議をもとに、本学の使命や目的達成に向けて教職員が緊密に連携し、協力し合いながら戦略的かつ継続的な取り組みを続けている。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-3】 理事会会議規則（学校法人滋賀学園規程集 1-2）

理事会業務委任規則（学校法人滋賀学園規程集 1-3）

5-1-③ 環境保全、人権、安全への配慮

【事実の説明】

ア 環境保全

本学は、東近江市の緑豊かな自然に囲まれた布引丘陵に立地し、特に、正門付近のアカマツの自然林群は、昔日の面影を留める貴重な風景を形成しており、キャンパスのシンボルとなっている。

CO₂削減や節電などの省エネ対策については、エネルギー削減に関する行政等の指針に基づき積極的に取り組んでいる。全教室における室温を夏季（28度）、冬季（20度）に設定し、これを遵守するほか、大教室における扇風機による空気循環、教職員のクールビズなど、学生と教職員が一体となって節電対策を実行している。【資料 5-1-4】

キャンパス内での喫煙については、これまで数か所での分煙措置を講じてきたが、受動喫煙防止法の施行に伴い、「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部学内禁煙推進計画」を策定し、受動喫煙防止に向けての取り組みを行った。その結果、平成 29（2017）年度から学内全面禁煙を実施した。

イ 人 権

当地域での人権学習は、行政と運動団体が中心となって早くから熱心に取り組まれており、市民の人権意識には高いものがある。本学においても人権意識啓発の一環として、隔年で「人権研修会」や「ハラスメント研修会」を実施し、大学人としての高い倫理性と責任ある行動を自覚させている。また、全学生に対しては「人権教育（教養基礎科目）」の履修を通して人権への見識を深めるほか、セクシャル・ハラスメントについては、学生ハンドブックに「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン」を掲載するとともに、セクハラ研修リーフレットの配布などにより意識啓発に努めている。またハラスメント防止委員会として、セクハラのみな

らず多様なハラスメントに対応できる体制を整えている。

なお、個別事象に対しては、学生支援課への情報ホットラインを設けるとともに、4人の教員が相談員となり、臨機に対応することとしている。【資料 5-1-5】【資料 5-1-6】

ウ 個人情報保護

平成 15（2003）年に「個人情報保護に関する法律」が制定されたことに伴い、本学園においても「学校法人滋賀学園個人情報の保護に関する規程」を制定し、学園の業務の適正かつ円滑な運営と個人の権利利益の保護に努めている。また、同様に平成 16（2004）年に「公益通報者保護法」が制定されたことから、「学校法人滋賀学園公益通報者保護規程」を定め、公益通報者の保護と受信通報の処理にあたっている。また、平成 27（2015）年 10 月に「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」（平成 25 年法律第 27 号、「マイナンバー法」）に基づき「個人番号及び特定個人情報取扱規則」を制定した。【資料 5-1-7】【資料 5-1-8】

エ 安全管理

大学におけるさまざまな危機的事象の発生に対し、迅速かつ適切に対応するための「危機管理規程」を制定し、本学における危機管理や対処方法等についての態勢整備を行った。【資料 5-1-9】

防災訓練については、毎年東近江消防署の協力のもとに、学生及び教職員による地震・火災等の避難実地訓練を実施している。また、有事での学内関係者への通報の迅速化と災害時における安否所在確認に資するため「緊急時連絡網」を作成し、全教職員が保持している。【資料 5-1-10】【資料 5-1-11】

本学は、学生のマイカー通学を認めていることから、年度当初のオリエンテーションにおいて、地元の東近江警察署生活安全課の職員による交通安全指導を実施している。【資料 5-1-12】

校舎等の建造物は耐震構造となっており、概ね震度 5 までの地震には安全要件を満たしているが、本学キャンパスが東近江市の災害時の広域避難場所に指定されていることに鑑み、非常時における学生、教職員の迅速な避難をはじめ、近隣からの避難者の受け入れ体制のあり方等を検証するため「危機管理委員会」を設置し、防災・減災と人命の安全確保のための「危機管理基本マニュアル」を作成した。【資料 5-1-9】【資料 5-1-12】

AED は、講義棟及び体育館に各 1 基を配置し、使用方法については年度始めのオリエンテーションにおいて、所轄の消防署員が教職員や学生に対する啓発指導を行っている。【資料 5-1-14】

この他、オーム、アレフなどのカルト集団の対策についても、東近江市との連携のもとに、学生や教職員への啓発に努めている。

【自己評価】

昨今の異常気候の常態化や社会情勢の変化等により、想定外の自然災害や事件・事故が予想されるなかで、学生が安心して勉学にいそしめる教育環境の整備は普遍の課題といえる。特に、地震、豪雨などによる天変地異に備えての危機管理について実効ある取

り組みが求められている。本学では、環境への配慮、人権意識の徹底、防災意識の高揚など地域の行政機関等との連携を密にしながら組織的に取り組んでいるものと評価している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-1-4】省エネ対策揭示

【資料 5-1-5】人権研修会・セクハラ研修会実施要項

【資料 5-1-6】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部セクシャル・ハラスメントに関するガイドライン（学校法人滋賀学園規程集 4-19）

【資料 5-1-7】個人情報の保護に関する規程（学校法人滋賀学園規程集 1-10）

【資料 5-1-8】公益通報者保護規程（学校法人滋賀学園規程集 1-23）

個人番号及び特定個人情報取扱規則（学校法人滋賀学園規程集 1-27）

【資料 5-1-9】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 危機管理規程（学校法人滋賀学園規程集 4-16）

【資料 5-1-10】平成 29（2017）年度 避難訓練実施要項

【資料 5-1-11】びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 緊急時連絡網

【資料 5-1-12】平成 29（2017）年度 新入生オリエンテーション 実施要項

【資料 5-1-13】危機管理基本マニュアル

【資料 5-1-14】2017 学生ハンドブック 学内施設配置図（P174）

(3)5-1 の改善・向上方策(将来計画)

本学の運営については、以上の基本指針に則って関係規程を整備するとともに、学園関係者が協働しながら法規範に準拠して執行し大学運営に努めていく。

5-2 理事会の機能

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

(1)5-2 の自己判定

基準項目 5-2 を満たしている。

(2)5-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-2-① 使命・目的の達成に向けて意思決定ができる体制の整備とその機能性

【事実の説明】

学校法人滋賀学園寄附行為において、「理事会」は本学の最高意思決定機関と位置付けられている。寄附行為第 16 条には理事会の定数を 6～8 名と定めており、各理事一人ひとりが学校法人の運営に使命と責任を持って参画している。理事の選任区分は、1 号理事「びわこ学院大学の学長」、2 号理事「滋賀学園高等学校の校長」3 号理事「評議員のうちから評議員会において選任した者 3 名以上 4 名以内」、4 号理事「学識経験者のうちから理事会において選任した者 1 名以上 2 名以内」となっている。また、理事会の開催及び審議事項は、年 2 回（5 月・3 月）の定例会のほか、必要に応じ臨時に開催しており、法人

の全体予算・決算、財務管理・運営、主要な規程の改廃のほか、学則に定める学科構成、入学定員、授業料の改定などの主な事項について審議決定を行っている。なお、監事は2名が定数で、このうち1名は公認会計士の資格を所持しており、両名とも理事会に出席し、法人の財務状況及び理事の業務監査などについて、理事長に適切な助言や意見具申を行っている。【資料 5-2-1】【資料 5-2-2】【資料 5-2-3】

現在の役員は理事8名、監事2名の定数で構成しており、平成29(2017)年度に開催された4回の理事会への理事の出席状況は90.6%であり、良好な審議態勢の中で本学園の最高意思決定機関としての機能を十分果たしている。【資料 5-2-4】【資料 5-2-5】

【自己評価】

理事、監事及び評議員等の構成は適正で、会議への出席率も高い。職務は適確に執行しており、戦略的に意思決定できる体制整備と機能性は確保されているものと判断している。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 5-2-1】学校法人滋賀学園寄附行為(学校法人滋賀学園規程集 1-1)

【資料 5-2-2】理事会会議規則(学校法人滋賀学園規程集 1-2)

理事会業務委任規則(学校法人滋賀学園規程集 1-3)

【資料 5-2-3】役員及び評議員名簿

【資料 5-2-4】平成29(2017)年度 理事会/評議員会 開催及び出席状況

【資料 5-2-5】平成29(2017)年度 理事会/評議員会 次第

(3)5-2 の改善・向上方策(将来計画)

寄附行為、理事会会議規則に基づき学園の最高意思決定機関としての機能を果たすよう努めていく

5-3 管理運営の円滑化と相互チェック

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

5-3-② 法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

(1)5-3 の自己判定

基準項目 5-3 を満たしている。

(2)5-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-3-① 法人及び大学の各管理運営機関の意思決定の円滑化

【事実の説明】

学長は職指定で理事会の理事と評議員を兼務しており、学園の方針や意思決定を行う理事会構成員と大学経営の統括者としての任務から、いわゆる管理部門と教務部門双方の連携と調整が確保されている。また、日常的にも大学運営上の主要な事項については、

法人理事長、学長及び事務局長（法人学園長兼務）の三者による「三役会議（毎週 1 回定例開催）」において、意見交換や情報の共有を図っており、本会議が法人と大学の責任者で構成されていることから、双方の大筋的な意思統一の場として機能している。

会議においては、①組織・機能の効率化、②教学内容の適正化、③教育・研究の質的向上、④学生生活の利便性、⑤入学定員及び進路の確保、⑥他大学・行政機関との連携、⑦地域との協働など、大学の教育目的や社会的使命など総括的な事項が協議テーマになっている。【資料 5-3-1】

その場で意見集約された事項については、管理部門と教学部門の戦略的目標の実務的な協議と責任分担、情報共有の場となっている「企画運営会議」や「教授会」で審議し、それらの内容については学科会議、コース会議を通して全教職員に伝達されている。

一方、事務局においても、毎月定例的に開催する事務部門の課長補佐職以上で構成する「部課長会議」において、事務局長から適宜報告があり、部門間の連携は円滑かつ適切に行われている。この他、教職員の資質向上を図るため、SD・FD 研修会などを開催している。さらに教職員全体のコミュニケーションを図るため、理事長及び学長の訓話や、学内のコンピュータネットワークによる情報共有サイトを通して情報の共有と活用を行っている。【資料 5-3-2】

【自己評価】

健全な学園運営に向けて、学長が志向する教学方針を法人理事長が支える経営と教学の協働体制が整っている。また、学内では情報を共有するための多様なツールが整備されており、これらの有機的な活用を通して、学園関係者の意思疎通は図れているものと認識している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-3-1】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 三役会議 運営要領
（学校法人滋賀学園規程集 4-20）

【資料 5-3-2】 びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部 部課長会議設置要綱
（学校法人滋賀学園規程集 4-21）

5-3-②法人及び大学の各管理運営機関の相互チェックの機能性

【事実の説明】

本学園の最高意思決定機関である「理事会」には、寄附行為第 6 条により大学から学長が選任されているほか、法人と大学を兼任する職員 1 名が選任されている。また、「評議員会」においても、評議員に本法人が経営する学校を卒業した者から理事会において 2 名が選任されることになっており、法人と大学とは密接な関係にあると同時に、適切に牽制できる体制にもなっている。

この他、教授会と企画運営会議には事務局長と関係部課長が構成員となっており、学園運営にかかる主要事項について教学と経営の相互間での擦り合わせとチェック機能が発揮されている。

さらに、寄附行為第 5 条及び第 15 条において、監事の定数と職務を定めており、法

人及び大学の管理運営全般についてのチェック機能を果たしている。「監事はこの法人の理事、職員（学長、校長、教員、その他の職員を含む。以下、同じ。）または評議員以外の者であって理事会において選出した候補者のうちから、評議員会の同意を得て、理事長が選任する。」としている。なお、監事の理事会への出席状況は良好である。【資料 5-3-3】

また、前述の評議員については、寄附行為第 20 条に設置を定めている。同第 22 条では評議員会は、諮問事項として、予算や財産に関する事項、予算外の新たな義務の負担・権利の放棄、事業計画、寄附行為の変更、合併、解散などこの法人の業務に関する重要事項を、また、同第 23 条では評議員会の職務として「この法人の業務及び財産の状況ならびに役員の仕事執行の状況について、役員からの報告を聴取し、役員に対して意見を述べ、または役員からの諮問にこたえることができる。」としている。

評議員の定数は 13 名以上 17 名以内。その選任（寄附行為第 24 条）内訳は、1 号評議員「びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部の学長」、2 号評議員「滋賀学園高等学校の校長」、3 号評議員「この法人の職員のうちから理事会において選任された者 4 名」、4 号評議員「この法人の設置する学校を卒業した者で、年齢 25 才以上の者の中から理事会において選任された者 2 名」、5 号評議員「評議員から選任された理事以外の理事 1 名以上 2 名以内」、6 号評議員「この法人に関係ある学識経験者及び功労者で、前五号に規定する評議員の過半数により選任された者 4 名以上 7 名以内」となっている。

現員は、1 号・2 号評議員各 1 名、3 号評議員 4 名、4 号評議員 2 名、5 号評議員 2 名、6 号評議員 7 名の計 17 名が選任されており、任期は 4 年である。

平成 29（2017）年度中に開催した評議員会は、概ね良好な出席（出席率 79.4%）のもとに適切に運営されている。【資料 5-3-4】【資料 5-3-5】

【自己評価】

法人及び大学間相互のチェック体制は有効に機能するとともに、監事及び評議員の職務・使命も法令に学園規程に則り適正に執行されているものと判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-3-3】平成 29（2017）年度 理事会／評議員会 開催及び出席状況

【資料 5-3-4】学校法人滋賀学園寄附行為（学校法人滋賀学園規程集 1-1）

【資料 5-3-5】平成 29（2017）年度 理事会／評議員会 次第

(3)5-3 の改善・向上方策(将来計画)

本学園が発展していくためには、管理部門と教学部門が車の両輪となって連携し、協働することが肝要である。本学園においては、理事会、三役会議や教授会等において、法人と大学の円滑なコミュニケーションと迅速な意思形成を図っており、その過程では相互のチェック機能も有効に機能している。

今後とも、組織の質的な向上と学園のガバナンスの強化に向けて、各部門間での緊密な連携のもとに、有機的な教育体制を構築し、教育力の向上を図っていきたい。

5-4 財務基盤と収支

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

(1)5-4 の自己判定

基準項目 5-4 を満たしている。

(2)5-4 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-4-① 中長期的な計画に基づく適切な財務運営の確立

【事実の説明】

大学経営は、主として学生の学納金と補助金に依存しており、収容定員の充足状況が財務運営に大きく影響する。平成 24 (2012) 年度の完成年度 (子ども学科) を経て、第一期生が社会に巣立ったが、その進路が一定保証されたこともあり、子ども学科の定員は、平成 25 (2013) 年度以降概ね上昇基調にある。しかしながら、この先、学齢人口の減少に伴う学生確保の見通しが予断できない状況にあることや、平成 26 (2014) 年度開設の「スポーツ教育学科」の教学環境の整備に要した経費が当面の財政面を圧迫しており、堅実な財務運営が喫緊の課題となっている。このため、平成 29 (2017) 年度の予算編成に当たっては、教育力向上を原点とした財源の効果的な配分を行う一方、人件費及びその他の諸費用の節減を断行し、帰属収支差額に準拠した適正な予算配分に努めた。【資料 5-4-1】

中・長期的視点に立った財政運営については、平成 29 (2017) 年度以降においては、本計画の財務運営方針に基づき、事業計画の効率的な展開と経営の健全化に努めることとする。【資料 5-4-2】【資料 5-4-3】

【自己評価】

教育福祉学部に「スポーツ教育学科 (入学定員 40 名)」が開設され、新学科の完成時には子ども学科入学定員 80 名と編入学定員を合わせると、大学が $120 \text{ 名} \times 4 + 30 \text{ 名} = 510 \text{ 名}$ になり、短期大学部の $80 \text{ 名} \times 2 = 160 \text{ 名}$ を加えると、収容定員数は 670 名となる。平成 29 (2017) 年度の定員充足率は 76.86% と、安全水準には至っていないが、これらの定員充足率 100% 超を達成することにより、学納金、補助金、寄付金及び事業収入等によって、大学等の運営資金は一定確保できるものと認識している。

<エビデンス集 (資料編) >

【資料 5-4-1】平成 29 (2017) 年度 予算編成方針の通達

【資料 5-4-2】平成 29 (2017) 年度 事業計画書

【資料 5-4-3】学校法人滋賀学園「中期経営計画」…財務計画

5-4-② 安定した財務基盤の確立と収支バランスの確保

【事実の説明】

本学園は、びわこ学院大学、びわこ学院大学短期大学部、滋賀学園高等学校、滋賀学

園中学校、びわこ学院大学附属こども園あっぷるを運営し、地域に密着した教育研究活動を展開している。学園全体の財務運営にあたっては、収支の均衡に配慮しながら教育研究内容を向上させることに重点を置き、学校ごとに積み上げた概算要求をもとに予算を編成している。

教育研究目的を達成するための運営資金については、学納金や補助金収入、事業収入を財源としている。

近年においては、科研費獲得・講習会収入等の外部資金の確保にも重点を置き、学納金収入以外においても収入増加を図っている。平成 28 年度は私立大学等改革総合支援事業及び私立大学等経営強化集中支援事業も採択されことも要因となり経常収支差額比率が大幅な増加となった。

理事長は、毎年予算編成方針策定し教職員に通達し学部・学科・担当予算要望書の提出を要請している。これを受けて編成された予算案は評議員会の意見を求め、理事会での議決によって成立している。

予算の執行に際しては、不要不急の経費の抑制、費用対効果の視点からの検証など予算の適正管理を基本としながら、事前の起案・稟議等において理解を深めており、これらの手続と決裁を経ない不透明な予算執行は行われていない。

決算については、会計年度終了後 2 ヶ月以内に決算案を作成し、公認会計士及び監事による監査を受けた後、その意見を付して理事会で議決し、評議員会に報告し意見を求めている。決定後は、本学園のホームページ上に財務情報として公開している。

【自己評価】

平成 25 (2013) 年度から帰属収支差額比率は黒字であるが、平成 28 (2016) 年度は外部資金の獲得により大幅な増加となった。引き続き外部資金獲得に向けた取り組みをしていくが、学生募集に力を注ぎ収入の根幹である学納金収入が安定した収入とし、学園全体で収支の均衡を図るものと認識している。

(3)5-4 の改善・向上方策(将来計画)

帰属収入の柱である学生生徒納付金の安定的な確保は、入学定員に見合った学生の確保に他ならない。受験生の大部分を占める滋賀県内及び近畿地区での募集活動により一層力を入れる一方、中途退学者等が財政に与える影響も看過できないことから、日頃からの教務面や生活指導などでの細やかな配慮が欠かせない。

大学の財政運営にあたっては、単年度収支の均衡を念頭においた予算編成を基本として、教育研究活動と財政状況のバランスに配慮した取り組みを進める。

財政の健全化にとって、外部資金の導入は重要なテーマである。国や公的機関、民間団体等が企画する各種の科学研究費補助金等の競争的資金の獲得に向けて、募集等に関する情報収集と啓発に努めるとともに、学長裁量によるインセンティブの支給金などにより学内で応募気運が高揚するよう積極的な働きかけを行う。

今後、加速度的に進展する少子化現象は、社会全体に大きな波紋をもたらすことになるが、大学等の高等教育機関にとっては存廃に係わる最重大事である。この試練を乗り越えるには、財務運営面での収支の確保と教育研究の魅力化である。そうした視点から、限られた財源をより効率的に教育研究に活用することを基本に、支出全般を一様に削減するの

ではなく、選択と集中によるメリハリのある財政運営を心掛けていきたい。具体的には、各学部・各学科が策定する将来を見据えた事業計画をもとに財務計画を策定し、特色ある学部運営の形成とこれを支える教職員の主体性の意識付けである。また、予算編成時期を早めることで限られた財源の配分先や用途をより綿密に考察することや、配分された予算が教育研究のために適正に執行されたかどうかの検証も重要であり、財務計画策定時の検討課題としていきたい。

5-5 会計

5-5-① 会計処理の適正な実施

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

(1)5-5 の自己判定

基準項目 5-5 を満たしている。

(2)5-5 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

5-5-① 会計処理の適正な実施

【事実の説明】

会計処理は、「学校法人会計基準」及び「経理規程」に準拠して、法人本部及び各学校の総務部門において適正に処理している。また、文部科学省、日本私立学校振興・共済事業団、日本私立大学協会、私学経営研究会等の研修会に担当者が参加し、会計知識の向上に努めるとともに、日常的に不明な点等があれば、顧問会計事務所や監事（公認会計士）に随時問い合わせ、指導助言を受けている。【資料 5-5-1】

【自己評価】

学校法人会計基準等に基づき、堅実な会計処理がなされており、所定の監査においても指摘事項がないことから、適正な執務が行われているものと判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-5-1】学校法人滋賀学園経理規程（学校法人滋賀学園規程集 1-15）

5-5-② 会計監査の体制整備と厳正な実施

【事実の説明】

本学園では独立監査人と監事による会計監査及び業務監査を行っている。会計監査は、独立監査人により「昭和 51 年 7 月 13 日付け文部省告示第 135 号」に基づき、独立性が確保されたなかで、理事会の議事録をもとに取引内容・会計帳簿書類・決算関係書類の確認や備品等の実査など総括的な監査を受けている。平成 29（2017）年度の場合、1 名の公認会計士と 1 名の補助者によって元帳及び帳票書類等の照合、手続きの確認、計算書類の照合など往査執務を含め延べ 55 日ほどの監査が実施された。

非常勤の監事 2 名は、理事会及び評議員会にはほぼ毎回出席している。決算原案の作成後会計帳簿書類の閲覧・照合、財務担当者から決算概要の聴取など業務執行状況や財産内容等を監査しており、この結果については理事会及び評議員会において監査報告が

行われている。

また、監査機能の強化に向けて、独立監査人と監事との意見交換などを通して学校法人の状況把握が行き届いたものとなるよう配慮している。

さらに、監事1名は毎年文科省主催の監事研修会に参加し、研修事項については事務局長にも報告されている。【資料 5-5-2】【資料 5-5-3】

【自己評価】

独立監査人及び監事による会計監査は適切に行われており、本学園の財務帳票等は、学校法人の財政状況及び経営内容を正しく示している。また、監査体制は十分に整備され、厳正に実施しているものと評価する。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 5-5-2】平成 29（2017）年度 監事監査報告書

【資料 5-5-3】平成 29（2017）年度 理事会／評議員会 次第

(3)5-5 の改善・向上方策(将来計画)

事務職員の実務知識の向上に向けて、外部研修等において研鑽をつむとともに、公認会計士及び監事との連携を密にし、会計業務を適切に処理する。

[基準 5 の自己評価]

経営・管理については、「寄附行為」にも明記されているように教育基本法、学校教育法、私立学校法等の関係法令及び本学の諸規程に厳正に準拠しながら、地域との共存を視座とした大学運営に努めている。

理事会、教授会での戦略的意思決定や学長のリーダーシップは適正に発揮されており、また、稟議書の決裁や、法人と大学との組織的連携もスムーズに履行しており、業務執行も機能的に運営されている。特に、近年では大学経営において、事務職員が果たす役割・使命が質・量ともに重視されていることから、SD 委員会の機能向上に力を入れるとともに、学内外の研修会に積極的に参加し、能力・資質の向上を図っている。文部科学省主催の監事研修会にも毎年監事及び理事が出席している。

財務・会計について、事業活動収支差額は改善されているが、将来的展望は楽観できない状況にある。

財務計画に見合った予算編成を念頭に、効率的な予算執行に努める一方、新たな収入の確保にも全学を挙げて取り組み、学園の体力向上に努める。なお、本学園では借入金の依存度は妥当な水準にあることから、財務上の健全性は一定確保されている。

会計処理については、学校法人会計基準や関連の諸規程に準拠して事務執行がなされており、公認会計士及び監事による監査においても特段の指摘事項はなく、適正に処理されている。

以上のように、本学の「経営・管理と財務」については、理事長、学長のリーダーシップとガバナンスによって適正な組織運営がなされており、会計処理や監査体制も厳正に実行されている。今後も、経営基盤の安定化に向けて、中期経営計画の実効ある推進に注力し、キラリと光る個性ある大学として、将来にわたって存続していける体質の構築に努めていきたい。

基準6 内部質保証

6-1 内部質保証の組織体制

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

(1)6-1 の自己判定

基準項目6-1 を満たしている。

(2)6-1 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-1-① 内部質保証のための組織の整備、責任体制の確立

本学においては、内部質保証のため、図6-1-①に示す教員組織を整備し、それぞれの部署における責任者を表6-1-①のように規定している【びわこ学院大学組織運営規程】。

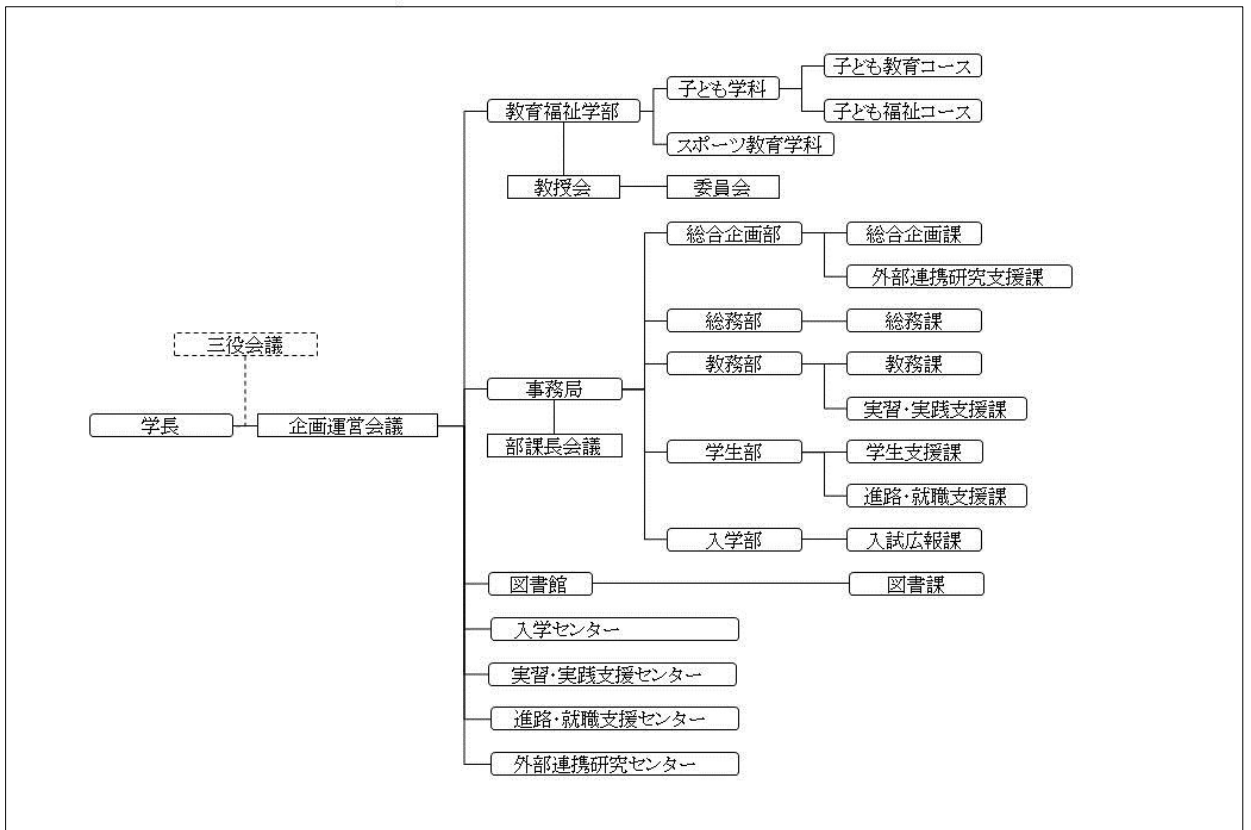


図6-1-① びわこ学院大学組織図

表6-1-① びわこ学院大学組織責任者

びわこ学院大学大学：学長、教育福祉学部：学部長、子ども学科・スポーツ教育学科：学科長、総務部：総務部長、教務部：教務部長、学生部：学生部長、図書館：図書館長、入学センター・実習実践支援センター・進路就職支援センター・外部連携研究センター：センター長、子ども教育コース・子ども福祉コース：コース主任

また、それぞれの部署における意思決定機関としては、教育福祉学部では教授会、子ども

学科・スポーツ教育学科では学科会議を開催し、それぞれの課題に応じて各種委員会で事前審議を行っている。また、図書館では図書館委員会、入学センター・実習実践支援センター・進路就職支援センター・外部連携研究センターにおいては各センター企画運営委員会を開催し、それぞれの組織における課題の審議を行っている。なお、これらの会議における議長は各部署の責任者が務め、会議の議題決定や議事進行を行っている。

さらに各部署の責任者による全体調整機関として学長を議長とする企画運営会議を開催し、本学3ポリシーの内容に沿った各部署での新しい取り組みや修正事項を提案し、大学全体としての方向性を企画・調整している【平成29年度教授会・各委員会体制および開催日程】。

以上のことから、本学における内部質保証のための組織は整備され、それぞれの責任体制は確立していると考えられる。

6-2 内部質保証のための自己点検・評価

(1)6-2 の自己判定

「基準項目6-2 を満たしていない。」

(2)6-2 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-2-① 内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価の実施とその結果の共有

本学においては学部長を委員長とする自己点検・評価委員会を組織し、平成26年度に策定された中期目標・中期計画に基づいて各部署における課題の達成状況を評価している【びわこ学院大学自己点検・評価委員会規程】。また、年度当初の企画運営会議において、学長から前年度の目標達成状況とエビデンスの整備状況が提示され、それらに基づいた当該部署での自己点検・評価を実施している【平成29年度第1回企画運営会議議事録】。これらの結果については学内LANを利用した共有サーバーにアップされ、それぞれの状況が把握できるようになっている。さらには、年度末にはそれらを総括する形で自己評価報告書を作成し、ホームページに公表している。

【<https://www.biwakogakuin.ac.jp/wp-content/uploads/2017/06/jikotenken-u2016.pdf>】

以上のことから、本学においては内部質保証のための自主的・自律的な自己点検・評価が実施され、その結果が共有されていると判断する。

6-2-② IR(Institutional Research)などを活用した十分な調査・データの収集と分析

平成29年度第1回企画運営会議において、IR部署の設置を検討した。しかしながら、本学のような小規模校において専門の教職員を配置したIR室を設置することは困難なため、とりあえずの試行措置として企画運営会議の中にIR部を設け、企画運営会議のメンバーを中心としてデータの収集・整理を行うことにした【平成29年度第1回企画運営会議議事録、インスティテューショナル・リサーチ部会規則】。そして、その手始めとして、今まで特定の者にしか見ることのできなかつた各種規程等をサーバー上に整理・公開し、大学構成員すべての者が必要に応じて参照できるようにした。ただ、今年度は上記作業で手一杯であり、各部署で保管している各種調査・データ等を収集することができなかった。

(3)6-2 の改善・向上方策(将来計画)

本学においては各部署の自主的・自律的な自己点検・評価は実施され、その結果は共有されている。しかしながら、それらを統合・分析して新たな施策に繋げるための取り組みは不十分である。今後は各部署で保管している各種データを一箇所に整理・集約し、その分析に

基づいた自己点検・評価が行えるシステムを構築する必要がある。

6-3 内部質保証の機能性

(1)6-3 の自己判定

「基準項目6-3 を満たしている。」

(2)6-3 の自己判定の理由(事実の説明及び自己評価)

6-3-① 内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCA サイクルの仕組みの確立とその機能性

本学においては、年度初めの企画運営会議において学長が前年度の年度目標の達成状況を確認するとともに、当該年度の目標設定を指示する。その指示に基づいて各部署における目標の達成状況を自己点検・評価し、当該年度の目標設定・実施計画をした後、教授会において最終決定する。各部署においては、この最終決定された年度目標・計画に従って事業を展開し、その実施状況については、その都度、関連委員会等において確認される。また、それらの実施状況等を示す議事録等は共有サーバー上にアップされ、大学構成員の誰も見ることができる。

以上のことから、本学における内部質保証のための学部、学科、研究科等と大学全体のPDCAサイクルの仕組みが確立され、その機能性を発揮していると判断する。

[基準6 の自己評価]

上記各基準項目における事実および自己評価に示す通り、本学の各取り組みにおける内部質保証は確保されているものと判断する。

独自基準設定と自己点検・評価

A 教育と福祉の統合・融合について

基準 A 教育と福祉の統合・融合

A-1 教育と福祉の統合・融合

《A-1 の視点》

A-1-① 教育福祉学、子ども学における探究

A-1-② 教員免許状更新講習における現任教員への講習

A-1-③ 教育と福祉の統合・融合の試み

(1) A-1 の自己判定

基準項目 A-1 を概ね満たしている。

(2) A-1 の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

A-1-① 教育福祉学、子ども学における探究

「不登校」、「いじめ」、「児童虐待」、「家庭内暴力」、「ニート」などの問題は、教育的視点と福祉的視点の双方からその改善のための手立てを模索していくことが必要である。本学部の名称である「教育福祉学」はこうした子どもをめぐる状況の中で、教育と福祉の双方の視点の必要性が切実に求められていることに対応した学問である。本学では、これらの諸問題の解決の方向性を探ることを主題とする「教育福祉学」を必修科目としている。【資料 A-1-1】【資料 A-1-2】

A-1-② 教員免許状更新講習における現任教員への講習

本学では、教員免許状更新講習を平成 23（2011）年度以降平成 29（2017）年度まで毎年夏期に実施している。受講者からは「おおむね良好」との評価を受けている。

講習での開設科目としては、本学ならではの教育と福祉の融合という視点から、教育系、福祉系の各教員の専門性を生かしたテーマで講習科目を設定している。特に選択講習では、「大規模災害時における災害・避難弱者への取り組みと園・学校の果たすべき役割」「国際理解及び異文化理解」「子どもの貧困と教育的・福祉的支援」といった、福祉的領域からの教育事象へのアプローチを主題とする独自性の高い科目設定を行っている。

【資料 A-1-3】【資料 A-1-4】

A-1-③ 教育と福祉の統合・融合の試み

平成 27（2015）年 1 月 21 日、第 1 回「なぜ・いま教育福祉学を学ぶことが必要なのか」シンポジウムに引き続き、平成 28（2016）年 1 月 27 日第 IV 講時、「いま問われている教育福祉の視点と具体的な援助」のテーマで、今村雅夫氏（全国公的扶助研究会副会長）、品田真孝氏（NPO 山科醍醐こどものひろば事務局）、本学子ども学科講師竹澤賢樹氏（福井県社会福祉士会会長）の 3 人の方々をパネラーとして第 2 回目のシンポジウムを開催した。本学の教員及び 1、2 年生の参加のもと、パネラーのそれぞれの立場から見た教育と福祉の現場ではどのような貧困状況が進んでいるのか、こうした貧困状況に対して福祉の専門職はどのように対峙しているのか、教育福祉学という視点からどの

ように援助を行うことが求められているのかを探った。第2回シンポジウムは「キャリアデザインⅡ」の授業を使って実施した。

第3回シンポジウムは平成30(2018)年1月24日(水)第IV講時、「教育福祉学の基礎を再確認して、豊かな教育福祉実践を広げるために」のテーマで、田中博一先生(元滋賀文化短期大学学長・びわこ学院大学名誉教授・社会福祉学)、千原孝司先生(元びわこ学院大学学部長・教育心理学)、角野真穂先生(滋賀県立愛知高等学校養護教諭・本学1期生)の3人の方々をパネラーにお迎えして開催した。今回は、本学の教育福祉学の基礎作りに大きな貢献をされた田中・千原両先生に登壇いただき、人間福祉学・教育福祉学とは何かについてお話をいただくと同時に卒業生の角野先生からも教育福祉という枠組みが現場でどのように生きているかをお話いただいた。そのうえで、今後の教育福祉学部の課題及び期待についてご提案をいただいた。

【資料 A-1-5】 【資料 A-1-6】



平成27(2015)年度より学長裁量経費プロジェクト「教育と福祉の融合に関する原理的・実証的研究会」を発足させて、(1)教育と福祉の融合に関わる文献研究、(2)国、滋賀県における教育・福祉、子ども問題等の戦後史の作成、(3)第2期の研究調査の方法と研究設計の検討、(滋賀県内の事案の検討)を行い、教育福祉学の確立を目指している。これまでの研究成果は本学研究紀要(びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部研究紀要第8号)並びに外部連携研究センター年報第3号に掲載されている。本年度の取組みについては外部連携研究センター年報第4号に掲載予定である。【資料 A-1-7】 【資料 A-1-8】

【自己評価】

本学では、教育福祉学部の理念に基づき、教育と福祉が統合・融合した識見を有する人材育成に向けて教育活動を展開している。

<エビデンス集 (資料編)>

- 【資料 A-1-1】 2017 シラバス「教育福祉学」シラバス
- 【資料 A-1-2】 2017 シラバス「子ども学総論」シラバス
- 【資料 A-1-3】 平成 29 (2017) 年度 教員免許状更新講習実施要項
- 【資料 A-1-4】 免許状更新講習の開設評価結果報告書 感想等 (自由欄)
- 【資料 A-1-5】 第 2 回教育福祉学シンポジウム「いま問われている教育福祉の視点と具体的な援助」
- 【資料 A-1-6】 第 2 回教育福祉学シンポジウム DVD2016.1.27
- 【資料 A-1-7】 平成 27 (2015) 年度 学長裁量経費「プロジェクト経費」計画調書
- 【資料 A-1-8】 『教育と福祉の融合に関する原理的・実証的研究』

(3) 改善・向上方策 (将来計画)

教育福祉学の確立は個々の教員の資質、力量に依存するのではなく、教育福祉学部子ども学科及びスポーツ教育学科全体として取り組んでいくものである。また、教育と福祉の統合・融合をめざして行うシンポジウムの継続、充実を図る。教育福祉はまだ「論」の域を出ないが、全学的な実践的取り組み、シンポジウムやプロジェクトによる研究を行って、「学」へ発展させたい。

B 地域連携・貢献

基準 B 地域連携・貢献

B-1 地域連携・貢献

《B-1 の視点》

- B-1-① 各種審議会、委員会への参画
- B-1-② 地域課題に関する講師派遣
- B-1-③ 地域関連講座と授業
- B-1-④ 学生の地域貢献活動

(1) B-1 の自己判定

基準項目 B-1 を満たしている。

(2) B-1 の自己判定の理由 (事実の説明及び自己評価)

【事実の説明】

平成 29 (2017) 年度は、外部連携研究センターに専任スタッフ 2 名を配置し、地域の課題解決に向けての企画・運営や各種講演会等の講師派遣、地域関連授業の開設を通じた連携や地域貢献を行った。平成 29 (2017) 年度における主なものは以下のとおりである。

B-1-① 各種委員会等への参画

下記の表に示すように、本学所在地の東近江市をはじめとして、近隣の草津市、大津市、彦根市、野洲市、守山市、高島市、滋賀県、京都府、遠くは鳥取県、静岡県の委員会、協議会等に参画して、その運営に協力した。【資料 B-1-1】

No.	府縣市町等	各種委員会
1	滋賀県	滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会
2	滋賀県	日野高等学校第2回キャリア教育推進委員会
3	彦根市	第66回彦根市美術展覧会
4	東近江市	東近江総合医療センター受託研究審査委員会
5	高島市	高島市行財政改革委員会
6	滋賀県	第47回滋賀県芸術文化祭実行委員会
7	鳥取県	児童生徒の学びの場に係るシステム検討委員会
8	北名古屋市	第3回北名古屋市豊かな学び創造推進協議会
9	滋賀県	養護教諭育成支援事業に係る第2回連絡協議会
10	滋賀県	滋賀県「学校を核とした地域力強化プラン」第2回推進協議会
11	日野町	ひのたに園外部者によるサービス点検調査
12	野洲市	野洲市特別支援教育推進協議会
13	滋賀県	滋賀県教員育成協議会
14	滋賀県	滋賀県美術展覧会
15	滋賀県	滋賀県競技力向上対策本部スポーツアドバイザー派遣事業
16	滋賀県	滋賀県保育士・保育支援センター事業運営調整委員会
17	愛荘町	愛荘町子ども・子育て会議
18	滋賀県	教科書選定委員会
19	滋賀県	滋賀県介護職員人材育成・確保対策連絡協議会
20	東近江市	幼児教育のあり方検討委員会
21	滋賀県	滋賀県助産師会組織強化委員会
22	京都府	特別支援教育サポート拠点事業府専門家チーム
23	東近江市	東近江市政策推進懇話会
24	滋賀県	学校を核とした地域力強化プラン推進協議会
25	南丹市	景観審議会
26	文科省	コミュニティ・スクール推進員
27	滋賀県	教科用図書選定審議会
28	野洲市	特別支援教育推進協議会
29	静岡県	特別史跡新居関跡整備委員会建築専門部会
30	福井県	池田町学校事故等調査委員会
31	彦根市	介護認定審査会
32	向日市	向日市発達相談

B-1-② 地域課題に関する講師派遣

下記の表に示すように、本学教員の専門性を活かして東近江市をはじめとして、近江八幡市、野洲市、草津市、愛荘町、日野町、犬上郡、栗東市、湖南市、彦根市、米原市、滋賀県、京都府、和歌山県、福井県、奈良県、静岡県、兵庫県、茨城県、鳥取県等、県内のみならず他府県の地域の課題解決に貢献している。【資料 B-1-2】

No.	府縣市町	地域課題に関する講師派遣
1	福井県	SSW 研修会・事例検討会
2	愛知県愛荘町	愛犬つくし教室
3	滋賀県	体育科発表指導助言
4	東近江市	家庭教育研修会
5	愛知県愛荘町	愛知川幼稚園家庭教育学級
6	東近江市	健康推進員研修会講師
7	滋賀県	日野高等学校卒業証書授与式

8	犬上郡	特別支援に係る保育・指導方法
9	近江八幡市	放課後等デイサービス部門における勉強会指導助言
10	滋賀県	自治労滋賀県本部社会福祉評議会幼保部会学習会
11	滋賀県	第2回人権・同和保育推進保育士研修会
12	京都府	高齢者向き絵手紙講座
13	兵庫県	男子第72回兵庫県郡市区対抗駅伝競走大会
14	日野町	日野町幼児教育研究会「研修会」
15	東近江市	平成29年度園内研究会
16	近江八幡市	職員保育内容研修会
17	南丹市	丹波史談会講演会
18	竜王町	修学前協議会
19	滋賀県	養護教諭育成事業に係る養護教諭資質向上研修Ⅲ
20	滋賀県	社会福祉法人友愛研修会
21	彦根市	子育て支援活動・ワクワク広場
22	近江八幡市	あおば乳児保育所平成29年度保護者研修
23	東近江市	祖父母参観日
24	東近江市	あかね幼児園園内研究
25	滋賀県	特別支援教育研修会
26	京都市	養護教諭研修会
27	東近江市	ひまわり幼児園園内研究会
28	東近江市	建部幼稚園園内研修会
29	近江八幡市	八幡保育所職員研修会
30	湖南省	湖南省健康推進委員第2回研修会
31	湖南省	岩根小学校PTAメンタルヘルス講座
32	滋賀県	フォローアップセミナー
33	竜王町	竜王幼稚園園内研究会
34	近江八幡市	放課後等デイサービス部門における勉強会
35	守山市	幼児教育初任者研修
36	甲良町	甲良西保育センターひまわり園特別支援研修会
37	京都府	第2回地域解放講座研修会
38	滋賀県	学校薬剤師研修会
39	愛知郡・犬上郡	美術教育研究大会公開授業
40	長浜市	あざい認定こども園職員研修会
41	愛荘町	愛荘町PTA連絡協議会研修会
42	茨城県	茨城県養護教諭部会研修会
43	彦根市	高宮幼稚園研究会
44	彦根市	平田こども園絵画研究会
45	彦根市	西中学校性教育講演会
46	東近江市	湖東第二小学校2年親子活動
47	京都市	全国消防長会消防長研修会
48	鳥取県	中四国ブロック養護教諭担当指導主事研修会
49	草津市	福祉活動推進員育成講座
50	米原市	大東中学校区小中連携事業教育フォーラム
51	和歌山県	第5回きのくにコミュニティスクール研修会
52	滋賀県	全国学校保健・養護教諭指導主事研修会
53	近江八幡市	岡山幼稚園保育内容研究会
54	近江八幡市	八幡東中学校健康フォーラム2017
55	焼津市	焼津市保育園教会研修会
56	滋賀県	滋賀県養護教諭研究会
57	草津市	笠縫東子ども園園内研究会

58	守山市	守山保育園園内研究会
59	草津市	草津市教職員夏期研修講座
60	東近江市	五個荘コミュニティセンター講座
61	東近江市	さくらんぼ幼児園祖父母講演会
62	奈良県	地域と共にある学校づくりリーダー研修会
63	茨城県	健康教育指導者養成研修
64	犬上郡	甲良保育センター職員研修会
65	熊本県	南関町学校運営協議会
66	彦根市	彦根市幼稚園教育研究会
67	近江八幡市	安土学区自尊感情・学びの礎育成プロジェクト
68	滋賀県	滋賀県立盲学校 PTA 研修会
69	京都市	景観・まちづくり大学 京のまちづくり史連続講座
70	東近江市	東近江市地域保育総合研修会
71	岐阜県	特別支援教育夏季職員研修会
72	彦根市	三木プルーン文庫贈呈式
73	東近江市	中野幼稚園園内研究
74	守山市	吉身幼稚園園内研修会
75	草津市	草津市教室アシスタント・インクルーシブサポーター研修会
76	東近江市	認定こども園・保育園・幼稚園園長・副園長合同研修会
77	豊郷町	豊日中学校人権教育校内研修会
78	滋賀県	滋賀県高等学校教育研究会学校保健安全研究部会研修会
79	滋賀県	初任者研修「特別支援学校」研修会
80	栗東市	保育士就職支援研修会
81	愛荘町	家庭教育学級講演会

B-1-③ 地域関連講座と授業

ア 滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座

滋賀県立高等学校の生徒を対象とした連続講座を実施した。「やる気を高める心理学」「乳幼児期のウキウキドキドキの遊びを体験しよう」「武道に期待するもの」「介護や相談支援に必要なことを身体を動かして学ぶ」の4講座を準備し、高校から大学への「学びの接続」、また、「キャリア学習」の取り組みを実施した。来年度も継続予定である。

【資料 B-1-3】【資料 B-1-4】

イ プレ・カレッジ（出前授業）

中学生、高校生に「大学での学び」を体験してもらう機会として、本学専任教員の専門性を活かした地域貢献の機会として、プレ・カレッジ（出前授業）を実施した。以下に今年度実施したプレ・カレッジをあげる。【資料 B-1-3】【資料 B-1-5】

	開催日	ガイダンス名称	備考	出席者数
1	5月29日	滋賀学園中学校	将来健康に妊娠・出産・育児をするために(家庭総合)	83
2	6月28日	朝桜中学校	ライフスキル(自分の心身の健康を守る方法)	146
3	7月4日	玉園中学校	ライフスキル(自分の心身の健康を守る方法)	340
4	7月5日	玉園中学校	ライフスキル(自分の心身の健康を守る方法)	
5	7月12日	甲西高校	ライフスキル(自分の心身の健康を守る方法)	276
6		守山南中学校	ライフスキル(自分の心身の健康を守る方法)	337
7	7月18日	玉川高校	ライフスキル(自分の心身の健康を守る方法)	310
8	7月19日	滋賀学園高校	ライフスキル(自分の心身の健康を守る方法)	208
9	10月18日	水口高校	実力発揮発揮するには?～メンタルトレーニングを体験してみよう～(導入)	80
10	11月8日	東大津高校	ライフスキル(自分の心身の健康を守る方法)	400

11	11月9日	彦根翔西館高校	子供のやる気について考える	37
12	11月16日	彦根東高校	性教育	320
13	12月8日	彦根市立西中学校	性情報の正しい利用方法について	110
14	12月15日	守山北中学校	ライフスキル(自分の心身の健康を守る方法)	155
15	12月18日	日野高校	大人になるための性教育(仮題)	313
16	1月17日	甲南高校	ライフスキル(自分の心身の健康を守る方法)	116

ウ 高校生のキャリア形成支援のための高大連携講座

高等学校における「キャリア形成支援事業」の一環として、昨年度に引き続いて水口高校、能登川高校を対象に「教育」「福祉」「スポーツ教育」の3分野の講座を実施した。以下に水口高校、能登川高校のプログラムの概要をあげる。

2017年度 水口高等学校上級学校修学体験事業
平成30年1月22日・23日 実施

		1日目 1/22(月)			2日目 1/23(火)		
選択コース		子ども・小学校	幼稚園・保育園	スポーツ教育	子ども・小学校	幼稚園・保育園	スポーツ教育
人数		2人	9人	2人	2人	9人	2人
1講時	分野	教育・福祉	教育・福祉	スポーツ教育	教育	教育	スポーツ教育
		子どもシアター	子どもシアター	高齢者の健康教室	子どもと音楽表現	子どもと音楽表現	リラクゼーション心理学
2講時	分野	教育・福祉	教育・福祉	スポーツ教育	教育・福祉	教育・福祉	スポーツ教育
		こども園訪問	こども園訪問	教育学概論	人を支えるしごと	人を支えるしごと	中等教科教育法
3講時	分野	教育・福祉	教育・福祉	スポーツ教育	教育	教育	スポーツ教育
		防災教育	防災教育	スポーツバイオメカニクス	子どもの健康	子どもの健康	ダンスB
4講時	分野	教育・福祉	教育・福祉	スポーツ教育	教育	教育	教育
		特別支援教育	特別支援教育	武道論	教師に必要な力	教師に必要な力	教師に必要な力

平成29年度 能登川高等学校 高大連携事業

		1日目 8/8(火)		2日目 8/9(水)	
選択コース		A選択(7人)	B選択(10人)	C選択(7人)	D選択(9人)
1講時	分野	スポーツ	教育・福祉	教育	教育
		スポーツ心理学	こども園訪問	笑顔をつくる音楽	笑顔をつくる音楽
2講時	分野	教育	教育・福祉	福祉	スポーツ
		熱中症	子どもを知る	介護福祉実習(高齢者)	心技体を高めよう!
3講時	分野	教育・福祉	教育・福祉	福祉	教育・福祉
		社会福祉士って?	社会福祉士って?	介護福祉実習(高齢者)	自閉症って?
4講時	分野	教育	教育	教育・福祉	教育・福祉
		教育の役割と教師に必要な力	教育の役割と教師に必要な力	人とつながる力	人とつながる力

【資料 B-1-6】

【資料 B-1-7】

いずれの講座も高校生が進路を考えるための貴重な経験になった。

エ 公開講座

地域の方々を対象に本学教員による公開講座、「女性のこころとからだの健康を考える連続講座」「認知症の知識と家庭でできる介護を考える連続講座」を実施したが、9名の出席者にとどまった。地域への周知方法ならびにテーマの設定、日時の検討が今後の課題として残った。【資料 B-1-8】

オ 幼稚園教諭免許取得・保育士資格取得特例講座

平成 27 (2015) 年 4 月、幼保連携型認定こども園の創設に伴って、幼稚園教諭及び保育士資格の両方を持つ「保育教諭」の配置が原則化された。保育士資格を持たない幼稚園教諭及び幼稚園教諭免許を持たない保育士を対象として、特例措置である「幼稚園教諭免許取得特例講座」「保育士資格取得特例講座」を平成 28 年度より開講し、本年度は 120 名（幼稚園 89 名、保育士 31 名）が受講した。【資料 B-1-9】

カ 教育職員免許法認定講習（特別支援教育に関する教職員の資質向上）

特別支援学校、認定こども園、幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校の教員を対象に、地域の要望に応じて特別支援学校教諭 2 種免許状を取得するための教育職員免許法認定講習を開講し、507 名が受講した。【資料 B-1-10】

B-1-④ 学生の地域貢献活動

ア クラブによる地域貢献活動

本学のダンスサークル、広報ボランティアサークル、和太鼓部、茶道サークル、合唱サークルは、授業やクラブ活動で学んだことを生かしながら地域貢献活動を行った。

特に、和太鼓部は、学童保育や老人ホームにおける演奏活動や、地域秋祭り、東近江市のコトナリエ等での演奏を行い、本学クラブの中心となって地域に貢献している。

本学のクラブによる平成 29 年度の地域貢献活動は以下の通りである。

○ダンスサークル

- ・びわこジャズ東近江
- ・東近江市コトナリエ 2017

○広報ボランティアサークル

- ・びわこジャズ東近江
- ・東近江市コトナリエ 2017

○和太鼓部

- ・彦根学園での演奏
- ・第 13 回東近江よかよか祭
- ・放課後デイサービス凧栗東
- ・老人ホームえくぼ
- ・東方寺夏祭り
- ・東近江市コトナリエ 2017
- ・わたむきの里まつり 2017
- ・滋賀建機祭り
- ・ソレイユクリスマス会

- ・ひだまりパソコン教室
- 茶道サークル
 - ・希望が丘紅葉祭り
- 合唱サークル
 - ・近江八幡新栄町子ども会お楽しみ会
 - ・オーミマリン彦根港×びわこ学院大学 家族と楽しむクリスマスびわ湖クルーズ

イ スポーツ教育学科による地域連携と地域貢献活動

「スポーツ教育学基礎演習Ⅰ、Ⅱ」「総合演習」において、スポーツを通して地域連携、地域貢献を行った。

- ① 東近江市教育委員会スポーツ課職員、東近江市スポーツ推進委員から、地域スポーツの現状と課題を学んだ。
- ② 東近江市立能登川南小学校4年・5年の親子活動に、ニュースポーツの出前授業を行った。
- ③ 東近江市スポーツ少年団のスポーツテストの運営、測定、評価を行った。
- ④ 滋賀県特別支援学校スポーツ交流大会の準備、審判等の補助等を行った。
- ⑤ 東近江市教育委員会スポーツ課、健康推進課との合同事業として、高齢者の体力測定と健康教室の企画、運営、測定、評価を行った。
- ⑥ 大学祭において、わくわくスポーツフェスタとして、幼児・児童・生徒・成人を対象とした体力測定会を実施した。【資料 B-1-11】

【自己評価】

以上のことから、本学は建学の精神や学部の教育・研究目的にしたがって地域と連携し、地域課題の解決に貢献していると判断している。

<エビデンス集（資料編）>

【資料 B-1-1】委員会への参画

【資料 B-1-2】地域の課題等に関する講師派遣等

【資料 B-1-3】学外連携事業 滋賀県立高等学校生徒を対象とする連続講座

【資料 B-1-4】平成 29 年度滋賀県立高等学校生徒を対象とする大学連続講座の実施計画表

【資料 B-1-5】平成 29 年度版びわこ学院大学・びわこ学院大学短期大学部プレカレッジ（出前授業）一覧

【資料 B-1-6】・水口高等学校キャリア形成支援事業プログラム（詳細版）

・水口高校・びわこ学院大学の高大連携事業に関するアンケート様式・結果（1月22日分）

・水口高校・びわこ学院大学の高大連携事業に関するアンケート様式・結果（1月23日分）

・【資料 B-1-7】・能登川高等学校との高大連携事業プログラム（詳細版）

・能登川高校・びわこ学院大学の高大連携事業に関するアンケート様式・結果（8月8日分）

・能登川高校・びわこ学院大学の高大連携事業に関するアンケート様式・結果（8月22日分）

・能登川高校・びわこ学院大学の高大連携事業に関するアンケート（2018年2月7日分）

【資料 B-1-8】平成 29（2017）年度 公開講座まとめ

【資料 B-1-9】びわこ学院大学幼稚園教諭免許取得特例講座 平成 29（2017）年度実施要項

【資料 B-1-10】平成 29 年度びわこ学院大学教育職員免許法認定講習（特別支援教育に関する教

職員等の資質向上事業) 実施要項

【資料 B-1-11】 スポーツ教育学科による地域連携と地域貢献活動

(3) 改善・向上方策（将来計画）

小規模校の本学にとって、教員の専門性や人脈に偏りがあることはやむを得ない。しかしながら、各個人が持つ専門性を十分に吟味し、その特性を広く地域に情宣することによって、それぞれのネットワークがさらに拡大する可能性を持っている。そのためには、地域連携や貢献に対する外部連携研究センターを機軸にして、機能的かつ実践的な活動を展開する。

C 実践力・人間力

基準 C 実践力・人間力の育成

C-1 実践力・人間力の育成

《C-1の視点》

C-1-① 「わくわくフェスタ」及び「わくわくスポーツフェスタ」「BGU 運動会」の取り組み

C-1-② 教育ボランティア

C-1-③ 国際交流

(1) C-1の自己判定

基準項目 C-1 を満たしている。

(2) C-1の自己判定の理由（事実の説明及び自己評価）

【事実の説明】

C-1-①「わくわくフェスタ」「わくわくスポーツフェスタ BGU 体力測定会 & BGU スポーツサーキット」及び「BGU 運動会」の取り組み

これは、乳幼児から小学校高学年までの子どもたちやその保護者を対象にした「遊び」「運動」をテーマとした学内行事であり、スタディスキルズ及びキャリアデザイン、スポーツ教育学基礎演習Ⅰ、Ⅱの授業も使って大学祭の期間中の1日を活用して実施している。また、地域の人びとが大学に訪れる地域交流の場ともなっている。来場者は年々増加の一途をたどっている。本学学生の取り組みが地域の方々や子どもたちに認知されてきている表れであると考えている。

わくわくフェスタ、わくわくスポーツフェスタは、実践力と人間力という点で次のような教育上の成果があると考えている。

ア 実践力

保育・教育における実践力を持った保育士や教員を育成することは、子ども学科の使命である。子ども学科では、講義や演習で学んだ内容を保育・教育の実践に活かす機会として「わくわくフェスタ」を位置づけている。『幼稚園教育要領』、『保育所保育指針』、『小学校学習指導要領』や講義、演習で学んだ、乳児から幼児、児童の発達過程の特徴を考慮した遊びを「わくわくフェスタ」として提供し、実際に体験することで、実践力の向上を図っている。

「つくって遊ぼう自分だけのマイカーズ」「わくわく水族館」「お買い物ってなーに？」
「ストローとんぼをつくろう」「わくわくめいろ」「お宝を手に入れよう」「むし歯にバイバイキーン」「コンくと秋をさがそう！～絵本の世界に入り込もう～」

といったテーマで学生は子どもたちから遊びを通して学ぶことができた。

スポーツ教育学科では、大学祭にあわせて子どもと保護者、来場者にスポーツフェスタ BGU 体力測定会&BGU スポーツサーキット（新体力テスト・MKS 幼児運動能力検査）を実施した（3年生が企画運営）。大学生対象には BGU 運動会（ドッジボール、障害物競争、綱引き、リレー、びわこ WAR）を実施した（2年生が企画運営）。これらの取り組みを通して学生の実践力の向上を図っている。【資料 C-1-1】【資料 C-1-2】【資料 C-1-3】

イ 人間力

連携・協働する力としての人間力は、グループで連携し協力し合って企画を運営、実施する能力である。他者と連携、協力しながら活動を展開することは教員、保育士、福祉士、企業人に求められる重要な資質、力量であり、一層の充実が望まれる。

C-1-② 教育ボランティア

本学では、学校、園でのボランティア、あるいは、社会教育分野、学校・園以外での子育て支援に関する事業のボランティアを通じて、1年生の段階から子どもとふれ合い、関わるという実践的な実務経験を奨励している。ボランティアに行く前には事前指導を受け、所定の時間をボランティアとして活動し、終了後にボランティア参加報告書の提出と教育ボランティア省察会への参加を経て単位認定を行っている。

さらに、小学校、幼稚園、保育所等での教育、保育、養護実習の実施要件として、教育ボランティアの単位を1単位以上修得することを課している。実習に行く前に、子どもに関する実践的な理解とともに、教育、保育の現場の実態、教員、保育士の職務内容、さらに教員、保育士としての自分自身の適性などについての理解と省察を図らせることがこの目的である。

教育ボランティア省察会では、本学出身の現職の小学校や幼稚園、養護の教員、保育士を招いて、4年生を進行役として、教育ボランティアで実践したこと、学んだこと、教育ボランティアでの感動体験、採用試験体験談、教育現場の現状と教育実践の工夫、目指す教員、保育者像、学生時代の取り組み等に関してグループ別懇談会を行って、学生に対する動機づけ、意識向上を図っている。【資料 C-1-4】【資料 C-1-5】



C-1-③ 国際交流

平成 30(2018)年 3 月 7 日 (水)～3 月 14 日 (水) の日程で、本学と友好交流協定を締結している中国湖南文理学院への海外研修を実施した。参加者は、四大「国際文化論」受講者 6 名と短大「国際理解」受講者 1 名及び教職員 2 名であった。研修内容は、交流座談会、湖南文理学院日本語専攻学生との交流、常德第一幼稚園見学、湖南文理学院就学前教育選考学生との交流、湖南幼児師範高等専科学校見学、文化遺産・文化施設見学などであった。現地(海外)研修を行うことにより、文化の多様性や異文化に関する理解をより深めることができ、同時に日本と中国の学生間における相互の信頼関係を築くことができた。今回の成果をもとに、今後更なる交流につなげていくことが望まれる。

【自己評価】

本学では、学生の基礎的学力の向上対策にとどまらず、入学前学習、わくわくフェスタ、わくわくスポーツフェスタ、教育ボランティア、異文化間交流によって実践力・人間力を伴った総合的な学力の育成に努めている。

<エビデンス集(資料編)>

【資料 C-1-1】・平成 29 (2017) 年度「わくわくフェスタ」案内

- ・平成 29 (2017) 年度「わくわくフェスタ」開催に向けてのガイダンス
- ・平成 29 (2017) 年度わくわくフェスタ企画書
- ・こども園の子どもたちへのリハーサル
- ・わくわくフェスタ 2017 ふりかえりワークシート
- ・紅葉賀祭わくわくフェスタアンケート

【資料 C-1-2】BGU 運動会

【資料 C-1-3】BGU スポーツサーキット チラシ

【資料 C-1-4】平成 29 (2017) 年度実習・実践支援課事業報告(教育ボランティア活動支援)

【資料 C-1-5】平成 29 (2017) 年度教育ボランティア省察会実施要項

(3) 改善・向上方策(将来計画)

AO 入試、推薦入試によって入学する学生の比率が高い本学の学生は、主体的に学習や生活に取り組む習慣を持つ学生数が多いとはいえない。「学修の記録」を使用した指導の充実を図り、わくわくフェスタやわくわくスポーツフェスタ教育ボランティア、異文化間交流に主体的に取り組ませて、学生の実践力や人間力の育成を図ることが重要である。

V 大学が使命・目的に基づいて独自に設定した基準による自己評価

[特記事項]小規模校の良さ

本学では、オープンキャンパス等でも謳っているように、学生と教員との距離が近く、各クラス・ゼミ担当教員は構成員である学生個々の所在地や取得希望資格、奨学金受給状況や、成績等について把握しているだけでなく、アルバイト等の日常生活上の情報までも把握している。そして学業面や精神面で不安な学生に関しては、各クラス・ゼミ教員が当該学生の保護者を交えて面談するなど、修学や進路支援についても教職員が情報を共有するなか、学生の夢を実現させるためのきめ細やかな指導を実施している。

具体的には、各クラス・ゼミでは教員 1 人あたり 5～8 人の学生を指導する体制をとっているため、上記のような指導ができるだけにとどまらず、物理的に学生が学ぶ講義室に向かい合う形で、各教員の研究室が配置されていることから、学生が個々の教員の研究室に訪問しやすい構造も、上記の指導をより可能にする仕組みとなっている。

とくに新入生である 1 年生は、入学式終了後、個々の身体面・精神面を含めた不安を教員や保健担当の事務職員に話す機会があり、それと同時に保護者にも、子息の修学上の不安等を説明する機会を採り、個々の学生を、大学関係者だけではなく、保護者も含めた相互のやり取りにより情報を共有し課題解決に取り組むことが実施されている。子ども学科では、入学式後に一泊合宿を含む取り組み等を在校生を中心にしながら企画させ、まずは学生同士の関係構築に勤しみ、和気藹々とした関係のなかから、春学期講義の導入部分とした位置づけのなかでオリエンテーションを実施していることで、新入生の不安を少しでも解消させ、希望を確実なものにする取り組みを実施している。

スポーツ教育学科においては、全在生と共にオリエンターリングを実施している。同学年だけの「横」の関係だけでなく、先輩・後輩の「縦」の関係も早期に構築する狙いがある。同学科では、スポーツで地域社会に貢献するための取り組み（例：「スポーツ少年団の体力測定」「小学校の親子フォーラム」「B G U 運動会」「高齢者の健康アップ教室」など）が 1 年次から実施されているが、学生同士の情報交換が円滑であるため、各種取り組み内容も、年々レベルアップしている。

学部の特性上、入学時に教員免許や各種資格取得を希望する学生が多いのが特徴であるが、免許・資格取得にあたっては、質保証の観点からも実習参加要件を厳格に運用しているため、在学中に資格取得を諦める学生も一定数存在する。社会に人材を輩出する高等教育機関という共通認識のもと、社会の厳しさを学生に理解させることも、本学の責務である。

本学に新たに着任する教職員は必ず、『びわこ学院大学の学生は挨拶ができる。』という認識を持つ。このようなことは、小規模校であり、また長年に渡る教職員の連携の土壌が奏功していると思われる。